

水源開発問題全国連絡会

第5回総会 資料

1998年11月14日

栃木県今市市

第5回総会資料 目次

・活動報告	1
・行政主導の「見直し」へ対応	3
・河川整備基本方針と河川整備計画の策定について	9
・建設省による4種類のダム事業評価のまとめ	13
・水源開発事業と関連事業の財政負担の解明	17
・ダム総点検に関する資料	23
・ダム等審議委員会総括表	28-2
・公共事業評価システムの資料	29
・河川及びダム事業の再評価実施要領細目	31
・河川整備基本方針と河川整備基本計画の関連資料	35
・各地の運動報告	
思川開発計画	45
沙流川・二風谷ダム	47
千歳川放水路問題	50
松倉ダム	52
新月ダム	57
佐梨川揚水発電	59
渡良瀬遊水池	62
相模大堰	66
徳山ダム	69
長良川河口堰	71
足羽川ダム	75
吉野川第十堰	78
苦田ダム	81
細川内ダム	84
川辺川ダム	87

水源開発問題全国連絡会 1997年11月以降の活動報告

1997年11月8、9日に神奈川県藤野町で開かれた第4回総会以降の水源連の主な活動とダム問題関連の動向を報告する。

1. 概要

ダム等事業審議委員会が住民の意見をまったく無視した答申を出した事業について建設省が「答申を尊重して推進」としていることに対する追及が、川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムなどで様々な形で行われている。第十堰問題では、ダム等審議委員会の欺瞞性と当該事業の問題性を明らかにする運動が住民投票の道を切り開きつつある。

建設省のダム事業総点検で休止決定された事業については、休止から中止へと向けた運動が取り組まれている（松倉川ダム、新月ダムなど）。

揚水発電ダム関係はその特異性から全国ネットワークを組織し、原子力発電政策、エネルギー政策をも運動の対象としている。

（これら各地状況報告は資料として掲載）

このように、私たちの運動は着実に前進し、幅を広げ、力をついている。

空前の財政危機という状況下にもかかわらず、国や多くの地方自治体はあいも変わらず景気浮揚策として公共事業に活路を見出そうとしている。しかし、このやりかたに対して危機感を肌で感じ取っている国民が多い。無駄な公共事業の見直しを求める世論は全国的なものになりつつある。

建設省はダム等審議委員会、ダム事業総点検、再評価システム、と目先を変えながら、住民不在の「ダム事業見直し」を進めている。

新河川法に基づく河川整備基本方針、河川整備計画の策定に建設省はとりかかっている。これまでの運動の経験と成果をもとに、無駄なダム事業等を中止に追い込む更なる運動を進めていくために、河川整備基本方針・河川整備計画の策定が進む前に、水源連として河川整備基本方針・河川整備計画に対する取り組みを起こすことが緊急課題である。

2. 建設省の主な動きと水源連の対応

①建設省の主な動き

①-1 ダム等事業審議委員会

別項参照

98年7月13日、第十堰建設事業審議委員会、「事業推進」の答申を発表。建設省、環境影響評価法に基づく調査を前倒しで実施することを発表。

98年8月14日、矢作川河口堰建設事業審議委員会、「事業休止」の答申を発表。建設省、ダム総点検で99年度は休止事業とすることを発表。

近畿地方建設局、丹生川ダム（和歌山県内）事業建設事業審議委員会を設置。建設省は、

細川内ダム建設事業審議委員会を除き、これが最後のダム等事業審議委員会になることを表明した。

①-2 ダム事業総点検

建設省は98年8月26日、99年度予算概算要求に関連し、7ダム事業を中止、11ダム事業を休止、1ダム（細川内ダム）を一時休止とすることを発表。

②水源連（事務局）の対応

ダム等審議委員会対象事業関係では、川辺川ダム反対運動団体や吉野川シンポジウム実行委員会がおこなった、「公共事業チェックを実現する会」主催のヒヤリングでの省庁追及の同席、省庁交渉の同行などを行った。

建設省に対しては、4月30日に「新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画について」、10月7日、14日に「建設省が行っている3つのダム事業見直し方式および、それらと新河川法との関連について」のヒヤリングを行った。

3. 水源連（もしくは事務局）の対省庁以外の行動

1月10、11日：「富山の水を考える会」主催の「水を考える集い」（宇奈月ダム、地下水）

2月10、11日：矢田ダム予定地大分県大野町視察

4月5日：「細川内ダム建設反対徳島県連絡会」総会

5月16日：第3回「苦田ダムと吉井川の治水を考えるシンポジウム」

5月16日：緊急作戦会議（上記シンポジウム参加者有志）

6月27日：21世紀環境委員会に「要請書」提出…「無駄な公共事業」に順位付けをしない
ように

10月17日：「吉野川東京の会」と「川辺川東京の会」が共同主催したシンポジウム「川を
守るのは誰か」

10月31、1日：揚水ダム全国ネットワーク総会とシンポジウム（清津川ダム、佐栗川ダム）
等に参加。

機関紙「水源連だより」3回発行。

各地からの問い合わせ、署名、激励文、共有地運動等に協力。

4. 1年を振り返ると

この一年は、水源連としてまとまって行動したことはない一年でした。

全体的には、各地の運動が非常に活発で、運動を進めると同時に、ダム計画の欺瞞性を
を広く世に問うことができたと思います。

「水源連だより」を3回発行しました。機関紙を通して各地の状況、国の動きを互いに
知らせあうことは重要なことです。今後も更に充実させるため、各地からの生の情報を
どんどん寄せ合いましょう。

行政主導の「見直し」への対応策

(1) はじめに

建設省はダム事業について、ダム等事業審議委員会（1995年から）、総点検（1997年から、1996年は一部）、再評価システム（1998年から）という3つの方式で「見直し」をおこなっている。建設省の説明によると、これらはすべて、近い将来に河川法に基づく河川整備計画策定時のダム事業の強化に集約される見込みである。これら行政主导型の「見直し」方式の問題点を挙げ、対応策について提起する。

(2) ダム等事業審議委員会

ダム等審議委員会の問題性

ダム等事業審議委員会は、建設省の長良川河口堰運用開始強行に対する世論の批判を和らげるため、ダム事業等の計画決定に客觀性と透明性を持たせるということを名目に、試行として導入されたものである。その背景には、水源連を組織する各地のダム反対運動の展開と、水源連が提起した「見直し機関草案」があると思われる。

水源連はダム等事業審議委員会の設置について、それが建設省内部のものであること、審議委員会の人選が事業推進者である知事に一任されていること、住民参加が保証されていないこと、等を根拠に、「事業計画にお墨付きを与える」「反対運動の切り崩しをはかるものである」と捉え、シンポジウム開催等を通じて建設省に対してその白紙撤回を繰り返し求めてきた。

この審議委員会は客觀性・透明性の確保を目的として設置されたものであるが、その実態は別表に示すように、ほとんどの審議委員会は科学的な見直しを真摯におこなうことなく、また、住民の声に真剣に耳を傾けることもなく、事業者側の思惑通りの答申を出している。多くの審議委員会はその審議を住民に公開することもなかった。

建設省は答申が出る都度、「答申を尊重して事業を推進する」との方針を示し、大蔵省もそれを根拠として予算の貼り付けを行っている。ダム等審議委員会が「事業計画にお墨付きを与える」機能を果たしたことは明白である。

反対運動の成果

このようなダム等審議委員会に対して、反対運動団体と水源連は、個々の事業の問題点と審議委員会の欺瞞性を明らかにすることに力を注いだ。その結果、以下に記す状況を獲得している。

1. すべての審議委員会が建設省の当初の思惑（行政ペース）通り進んだとは言い切れない。当該事業に対する住民の反対運動が答申内容に大きな影響を与えていた。

細川内ダム：木頭村が審議委員会の欺瞞性を明らかにすることにより、審議委員会の発足を止めていた。

渡良瀬遊水池第2貯水池：住民団体の執拗な働きかけが、審議委員会に「第2貯水池

は第1貯水池と同様に、水質悪化の問題が生じること」と、遊水池の自然の素晴らしさを認識させ、事業計画数年中断の中間答申を引き出した。

足羽川ダム：水没予定地を抱える美山町、池田町の審議委員が反対運動を背景に、「現計画は犠牲が大きく不適」を答申に明記させた。

2. 反対運動が審議委員会答申には影響を与えることができなかったとしても、審議委員会の欺瞞性を追及する中で、当該事業の問題点を掘り下げ、結果的に反対運動の輪を広げた運動団体も多い。

川辺川ダム、苦田ダム、第十堰、徳山ダム、宇奈月ダム等はその例である。成瀬ダムの場合は、審議委員会の答申が出された後、反対運動が起きている。

これら2つの事実は、反対運動にとって、大きな成果である。

ダム等審議委員会が設置された地元の住民はこれに正面から向かい合うことにより、本省および各地方建設局を話し合いの場やシンポジウムの席につかせる力を獲得した。

どの審議委員会においても知事を中心とした事業推進側は、これまでの既成方針に変更が加わることを徹底的に拒否した。知事に対する住民からの強い批判が顕在化し、岐阜県では私たちの仲間がダム等の公共事業を争点に据えて独自の知事候補をたてて現職候補に挑み、五分の一の得票を得たり、徳島県では第十堰可動堰化反対の声が圧倒し、知事を政治的に窮地に追い込んでいる状況がある。

（佐梨川ダム問題を抱える新潟県湯之谷村、徳山ダムを抱える藤橋村などでは、これまでのダム依存村政の改善を争点にした村長選挙戦がはじめて闘われ、各々善戦したことは画期的なことである。）

私たちに残されている課題

今後の課題は、答申が反対意見を無視しているにもかかわらず、建設省が「答申を尊重して、事業を推進する」という方針を示し、それを根拠に大蔵省が予算の貼り付けを行っていることに対して、その欺瞞性を明らかにすると共に、これらの行為を撤回せることにある。川辺川ダムや第十堰、佐梨川ダム関係が既に獲得してきた「公共事業チェックを実現する議員の会」主催のヒヤリングを通しての関係省庁の追及、徳島市住民が現在進めている第十堰についての住民投票の取り組み、川辺川ダム事業基本計画変更に対する異議申立て、徳山ダム予定地での共有地の設定などは、そのための運動として一つの方向性を提示している。

(3) 建設省による総点検

すべての事業が点検対象とされている。次年度予算概算要求時に1997年から建設省は中止・休止・一時休止事業を明らかにしている（1996年は中止のみ）。その中には、当然、矢作川河口堰のように、ダム等審議委員会で休止答申が出された事業も含まれている。

この総点検は批判の高まりに対して、「見直しを行っている」というポーズを示して

いるに過ぎない。ほとんどのダム事業を進めやすくするため、トカゲの尻尾切りをおこなったものであり、中止・休止の事業は規模の小さなものが大半を占めている。

ただし、大分県大野町に計画されていた矢田ダム、函館市に予定されていた松倉ダム、気仙沼市に予定されていた新月ダム等が休止ダムになったことは、ダム反対運動の高まりの結果である。

(4) 再評価システム

この再評価システムでは、直轄事業は各地方建設局、公団事業については公団、補助事業については、地方公共団体もしくは地方公社が再評価の実施主体となり、再評価の最終決定は建設本省が行うとなっている。

実際の運営は、各実施主体が実施・休止・中止の意見を付した再評価事業リストを作成し、それを各実施主体ごとに設置した事業再評価監視委員会に提示し、その意見をもらつたうえで、実施主体の意見を決めることになっている。しかし、事業再評価監視委員会は再評価事業リストに掲載されている事業のほんの一部についてしか再評価を行わない（たとえばリストからの任意抽出）。それも一、二回の会議で結論を出すのであるから、委員会による検討は形だけのものに過ぎない。

この評価システムでは、住民の声を聞くとか、審議を公開するとかの性格を持ちあわせず、事業再評価監視委員会の意見を聞くことで第三者性を確保したとみなす、というとんでもないシステムで、欺瞞制に満ちたダム等審議委員会よりも更に悪いシステムである。

私たちの課題

既に各地方建設局や各都道府県は事業再評価監視委員会（仮称）を設置し、その作業を始めている。私たちはその作業について公開を求め、また、私たちの声を反映させるべき行動を各地方建設局等に早急に起こす必要がある。

(5) 行政主導の見直しの流れ

行政主導のダム等事業に関する三つの見直しシステムの流れを私たちの運動の観点で捉えてみる。

建設省には、ダム等審議委員会については、様々な意味で、寝た子を起こす結果を招いてしまった、という総括もあるのだろう。寝た子を起こさずに見せかけの第三者性を確保するためのシステムとして、再評価システムが登場した。

建設省は、これら三つの見直し方式を近い将来、新河川法に基づく河川整備計画策定時の事業評価に吸収する考えである。河川整備計画については河川法第16条の2で、河川に関し学識経験を有する者の意見と、公聴会開催等による関係住民の意見を必要に応じて聞くこと、および、地方自治体の長の意見を聞くことの義務づけ等が規定されているが、その具体的手続きについては法にも政令にも記載がない。ただし、新河川法の国会審議の中で建設省は、「必要に応じてとは要求があれば、ということである。ダム

等の事業については公聴会を行う」と答えている。河川整備計画の変更については、98年1月23日の通達に、「流域の社会情勢の変化や流域の意向を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること」と記されている。また、計画対象期間を同通達で、「20~30年間程度を一つの目安とすること」としている。

私たち水源連は、これまで一貫して、どこの省庁にも属さない独立したかたちでの「第三者機関としての見直し機関」の設置を要求してきた。その観点からすると、今回登場した再評価システムは最悪の方式である。このようなシステムが河川整備計画の策定に引き継がれることを阻止しなければならない。

(6) 水源連のとるべき対応策

1) 私たちが求める見直し機関

水源連は先にも記したように、独立した「第三者機関としての見直し機関」の設置を求めてきた。しかしながら、この見直し機関の法律上の位置づけについては検討すべき様々な問題がある。

既に水源連が作成した「第三者機関としての見直し機関」草案を基に据え、いかなる形の見直し機関を求めるのか、プロジェクトチームを造って再検討を行う。

以下、事務局会議で提案されている事例を挙げる。

水源開発事業などの大規模公共事業に関する見直し機関のあり方

(1) 内閣の行政組織の外に見直し機関を設置する。

国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められているため、行政機関の一つが他の行政機関の行政裁量の是非を判定することは困難であり、見直し機関を内閣の行政組織の中に設置することはむずかしい。考えられるのは、人事院のように、内閣の外に見直し機関を設置することである。内閣の外にある組織としては人事院と会計検査院がある。このうち、会計検査院は憲法に明記されているのに対して、人事院は憲法上の規定がない。したがって、見直し機関としては、公共事業だけではなく、種々の行政裁量行為をも対象とする、人事院的な行政監視機関が考えられる。この行政監視機関の対象はきわめて幅の広いものになるので、その法案づくりにはいろいろな分野の住民運動の協力を求める必要がある。

(2) 各省庁とは独立した準司法的な委員会として見直し機関を設置する。

大規模公共事業についての判定基準を法律で定めておいて、それに基づいて適法か否かを判定する準司法的委員会ならば、国家行政組織法第3条による独立行政委員会として設置できる可能性がある。これは梶山正三弁護士の案である。同様な準司法的委員会としては公正取引委員会などがある。ただし、この案については、公共事業の是非に関する技術的専門的な判定基準を法律で定めることが果して可能かという問題がある。

〔注〕国家行政組織法第3条：省庁や独立行政委員会の設置についての条項

(3) 総務庁内に勧告機関として見直し機関を設置する。

あくまで総理大臣に勧告するという機能にとどめるならば、大規模公共事業の見直し機関を総務庁内に設置できる可能性がある。これは、国家行政組織法第8条による省庁所属の行政委員会である。水源連の草案はこれに近い。総務庁内の行政委員会としては、平成6～9年度に活動した行政改革委員会がある。この委員会は総理大臣に対して意見を述べ、勧告する機能を有していた。しかし、各省庁の具体的な事業の是非に関して総理大臣に勧告する機能をこの種の委員会に持たせることができるかどうかは不明である。

〔注〕国家行政組織法第8条：省庁内に合議制の機関を設置するについての条項

(4) 環境庁に環境の視点から見直しを行う組織を設置する。

環境の視点から大規模公共事業について（何もしない案も含めて）代替案との比較検討を行い、当該事業の是非を判定する組織を環境庁内に設置する。本来あるべき環境アセスメントを計画策定済みまたは進行中の大規模公共事業に適用するという考え方である。ただし、新規事業に適用される現実の環境アセスメント法は、開発の歯止めにならない内容のものであるから、計画策定済みまたは進行中の事業に対して本来あるべき環境アセスメントを実施できるようにするために、環境アセスメント法の抜本的な改正が必要である。

(5) 事業者側に情報を公開させ、討議に応じさせる権限を有する機関を設置する。

見直しという判定は行わず、事業者側に「住民が求める情報を公開させ、住民との討議に応じさせる」権限を有する機関を設置する。見直しの結果は見直し機関のメンバーによって左右されるので、メンバーの選定の仕方によっては見直し機関が事業推進における墨付きを与えるものになる危険性がある。そこで、見直しという機能をなくし、住民と事業者側が対等に討議できる場を保証する機関を設置する。住民側はこの討議によって事業の不要性、欺瞞性を明らかにして、事業中止を求める世論を形成していく。

このような機関に近い機能をもつものとして、公害等調整委員会（国家行政組織法第3条による独立行政委員会）がある。公害等調整委員会（および都道府県公害審査会）は典型七公害の紛争に関しては住民の申請に対し、公害原因者との間の調停等を行う。双方が意見を述べ合う場を設定したり、原因者に文書の提出を命令することができるが、実際にどこまで機能しているかは疑問の点がある。この公害等調整委員会の管轄対象に大規模公共事業を加え、委員会の機能を強化して、「事業者側に情報を公開させ、討議に応じさせる」権限を有する機関にすることも考えられる。

〔シャドウキャビネット的な見直し機関の設置〕

住民側でシャドウキャビネット（影の内閣）的な見直し機関を設置し、模擬裁判のように事例として二、三の水源開発事業を取り上げて見直しを行い、見直し機関のあり方を広くアピールすることも考えられる。

国際的にはすでに、NGOも含めたかたちでダム事業等の見直しを行う組織がある。

2) 河川整備基本方針および河川整備計画策定の段階から行動を起こす。公開質問書の提出による問題提起

河川整備基本方針の策定が開始されている現段階から、住民の考えを反映させる方式を建設省本省と各地方建設局に迫る必要がある。

ダムの具体名が出てくるのは河川整備計画であるが、治水計画等におけるダム建設の必要性は河川整備基本方針で決まってしまうので、基本方針策定の段階からダム建設の是非を問題にしていかなければならない。

しかし、住民が意見を述べることができるのは、河川整備計画案の段階であるから、計画案の提示を待っていては、手遅れになってしまふ。そこで、基本方針の策定作業が行われている現段階において、各地方建設局等に対し、公開質問書を繰り返し提出して問題提起を行い、議論の場の設定を求めていく必要がある。

公開質問書の例を示す（資料編参照）。基本方針そのものの内容を聞いても、策定作業中という理由で地方建設局等が回答を拒否することが考えられるので、この質問書の例では、現行の工事実施基本計画の疑問点を問いただし、そこに絡めて基本方針の問題にも触れるように作成した。

3) 水源連をダム関連問題のセンターに

水源連が組織された当初は建設省本庁がについての住民対応の全てを握っていた。それゆえ、水源連事務局は建設省との直接交渉に精力を注いだ。最近は建設省が工事実施基本計画に関連する事項についての住民対応を各地方建設局におろすようになっている。また、十分ではないが、これまでと比べれば、情報の開示も地方建設局レベルで行うようになってきている。各地の運動が地方建設局や本省などとの直接交渉する力を築きつつあること、また、補助事業についても各地でその事業の本質に迫る運動を展開していることなどから、水源連はそれを支援する態勢をつくる時期にきている。このような状況から、水源連をダム等関連問題運動のセンター的役割を担えるようにする。

①全国からのダム問題の問い合わせ、および、相互の情報交換、中央情報の提供等に応じられるように、データベースを作成する。機関紙の充実やインターネットのホームページ作成も一つの方法。

②全国でダム問題と闘っている仲間やダム問題に関心を持つ人のために、上記①の蓄積の中から、ダム問題マニュアル作成を考える。

完全を期すると作業量は膨大なので、できることから手をつける。

3. 公開質問書の提出による問題提起

ダムの具体名が出てくるのは河川整備計画であるが、治水計画等におけるダム建設の必要性は河川整備基本方針で決まってしまうから、基本方針策定の段階から、ダム建設の是非を問題にしていかなければならない。

しかし、住民が意見を述べることができるのは、河川整備計画案の段階であるから、計画案の提示を待っていては、手遅れになってしまう。そこで、基本方針の策定作業が行われている現段階において、各地方建設局等に対し、公開質問書を繰り返し提出して問題提起を行い、議論の場の設定を求めていく必要がある。

公開質問書の例を次に示す。基本方針そのものの内容を聞いても、策定作業中でいう理由で回答を拒否することが考えられるので、この質問書の例では、現行の工事実施基本計画の疑問点を問いただし、それに絡めて基本方針の問題にも触れるように作成した。

○○川の治水計画に関する公開質問書

下記の質問に対する回答を文書で行うとともに、その内容について質疑を行える場を設定されたい。

- ① ○○川の工事実施基本計画による治水計画は、○○○年に1回の洪水を想定したものであるが、○○○年に1回という現実感のない洪水を想定する必要がどこまであるのか。河川整備基本方針の策定でも同様な計画規模が設定されるのか。
- ② 万が一氾濫が生じても、人的な被害は起きないようにして、物質的な被害は補償で対応するというソフトな対策を考えるべきではないか。
- ③ 洪水対策の基本の第一は森林の保全による洪水流出の抑制である。工事実施基本計画では、今後推進すべき森林保全の効果が全く見込まれていないが、今回の基本方針案では基本高水流量の算定にあたって、森林保全の効果を見込んでいるのか。
- ④ 洪水対策の基本の第二は河川改修（堤防の嵩上げと河床の掘削）をすみやかに行うことである。洪水抑制効果が当てにならないダムの建設よりも、河川改修の推進に全力を投入すべきであるが、実際には、工事実施基本計画どおりの河道整備は大幅に遅れている。現在の河川改修の進捗状況を河川縦断図で具体的に示されたい。
- ⑤ 工事実施基本計画では基本高水流量が○○○○m³/秒となっているが、この値は最大洪水ピーク流量の実績値○○○○m³/秒とかけ離れた過大な値である。河川整備基本方針でも同程度の基本高水流量が設定されるのか。
- ⑥ ○○○年に1回ということで実績洪水と乖離した洪水流量が設定されるのは理解できない。工事実施基本計画の基本高水流量および今回の河川整備基本方針案の基本高水流量を求めた計算書をすべて公開されたい。
- ⑦ 実際に○○○年に1回の確率で来る洪水流量は、工事実施基本計画の基本高水流量を大きく下回り、計画高水流量をも下回る可能性がある。計画高水流量は河川改修だけで対応可能な洪水流量であるから、この場合は、河川改修さえ計画どおり実施すれば、ダムなどつくらなくても、○○○年に1回の洪水流量に対応できることになる。この点について貴局の見解を示されたい。
- ⑧ 計画高水流量の算出に用いたダムの洪水調節効果は計画どおりに雨が流域に降った場合のことであり、雨の降り方が変われば、ダムの効果がはるかに小さくなることがある。工事実施基本計画の計画高水流量および今回の河川整備基本方針案の計画高水流量を求めた計算書をすべて公開されたい。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に 対して

1. これから動き（一級河川の場合）

（二級河川の場合も都道府県の河川担当部門で同様な動きがある。）

〔現状〕

- ・建設省各地方建設局の〇〇川工事事務所で河川整備基本方針案の策定作業が進行中
(並行して河川整備計画の予備的な案についても策定作業が進行中)



〔早ければ、概ね1年以内、大河川の場合は概ね2年以内〕

- ・各地方建設局で河川整備基本方針の案をきめる。
- ・建設省本省がその案を河川審議会にかけて基本方針を決定



〔河川整備基本方針決定後〕

- ・各地方建設局が河川整備計画の案を策定
- ・各地方建設局が公聴会等により、住民の意見を聞く。
- ・各地方建設局が河川の専門家（治水、利水、環境）による委員会をつくり、委員会の意見を聞く。
- ・各地方建設局が関係自治体の長の意見を聞いた上で河川整備計画を決定

2. 河川整備基本方針と河川整備計画の内容

今までの工事実施基本計画が河川整備基本方針と河川整備計画に分けて策定されるのであるから、基本的には工事実施基本計画の内容がほとんどそのまま基本方針と整備計画の内容になると予想される。基本方針はその他に環境についての考慮事項が付記される。

河川整備基本方針の決定事項

洪水の主要地点

- ・基本高水流量、ダムによる調節流量、河道への配分流量（計画高水流量）
- ・計画高水位、河道の横断形（川幅等）

渇水の主要地点

- ・流水の正常な機能を維持するために必要な流量（河川維持用水等）

〔注〕 基本高水流量：〇〇〇年に1回、想定される洪水ピーク流量で、この値を大きくすることにより、治水面でのダム建設の理由がつくられる。

計画高水流量：河川改修で対応可能な洪水ピーク流量

（ダムの効果を見込んだ、〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量）

河川維持用水：河川環境等のために渇水時にも維持すべき流量であるが、この河川維持用水の確保もダム建設の理由の一つになる。

河川整備計画の決定事項

設置される主要な河川管理施設の機能の概要

- ・ダム名
- ・堤防の新設改築、河床の掘削を行う地区名 等

ダムに関しては

河川整備基本方針で

- ・治水計画において必要なダム（群）の規模
- ・ダム等で確保すべき河川維持用水の流量 が決定され、

河川整備計画で

- ・具体的なダム建設計画 が決定される。

現在の工事実施基本計画を河川整備基本方針と河川整備計画に分けると、別紙の例（那賀川）のようになる。

建設省による四種類のダム事業評価のまとめ

[1998年10月に建設省担当者からヒアリングを行った結果を中心にして]

下線部が建設省の説明を示す。

1. 大規模公共事業の総合的評価システム [ダム等事業審議委員会]

長良川河口堰運用のゴーサインに対する世論の批判を受けて、建設省が1995年度から開始した。

建前としては個別事業の評価を各事業の審議委員会に委ねる。

対象：試行として各地方建設局ごとに1～2の事業を選択し、その他に、ダム基本計画を新たに策定する事業も対象にした。

現在まで、13のダム等事業審議委員会が設置された。このうち、紀伊丹生川ダム（審議中）、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（中断）を除く11の審議委員会が答申を出した。

今後は新河川法が動きだすまでは、計画策定済みのダムは再評価システムで評価が行われる。新たに基本計画を策定するものは新河川法で行う。紀伊丹生川ダムは新たに基本計画を策定するものだが、新河川法による対応がまだきまつていなかった昨年10月段階であったので、ダム審議委員会で検討することになった。

今後はダム等事業審議委員会が新たに設置される予定はない。

審議委員：通達の枠内で知事が推薦（知事、地元市町村首長・議長、学識経験者ほか）

審議委員会の開催回数：数回～10回以上

公開：資料は全部公開、審議は一部の委員会のみ公開

公聴会：一部の委員会で開催

専門委員会：一部の委員会で設置

2. ダム総点検

龜井建設大臣（当時）の命令で、建設省は1997年度から翌年度の予算概算要求の段階で（8月末発表）、ダム等事業の総点検を実施することになった。

あくまで、建設省と都道府県という行政内部だけの評価であって、委員会は設置されない。各地方建設局と都道府県が評価を行って建設省本省が決定する。

対象：全事業を対象（ただし、ダム等審議委員会で審議中の事業を除く）

3. 公共事業の再評価システム

橋本前総理大臣の命令で、1998年度から6省庁で公共事業の再評価を行うことになった。背景として、諫早湾の締切りに端を発した公共事業への批判、北海道庁の「時のアセス」の開始がある。建設省はダム、河川、下水道等の13種類の公共事業を対象としている。

・担当部局（直轄事業の場合）

評価委員会の事務局：各地方建設局の企画部

評価のための資料作成：各地方建設局の河川部

最終結果の決定と公表（公団、補助事業を含む）：本省

本省は予算の制約を踏まえて、決定する。中止、休止となった評価の結果を本省が覆すことはない。

・対象（ダムの場合）

①予算上の建設段階に入って5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業

②予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業

③予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業

・評価の手順

各地方建設局と各都道府県が各ダム等の事業について評価を行って案を作成し、各地方建設局と各都道府県に設置された事業評価監視委員会がその評価案の中から一部の事業を抽出して意見を述べる。その結果を受けて建設省本省が決定する。

98年度は12月末の本予算要求段階までに評価を行い、99年度からは8月末の概算要求段階までに行う。

・再評価システムにおける委員会の評価対象について

上記①～③に該当する事業はすべて評価の対象になるが、委員会が評価を行うのは、その一部であって、その対象は委員会がきめる。各地建が各事業に○、△、×をつけ、その結果をみて、委員会が評価の対象を選ぶ。問題のある事業を選ぶか、無作為に選ぶかは委員会の判断による。委員会が選ばなかった事業は各地建の評価がそのまま生きることになる。

・公開について

委員会が終わったら、議事内容、会議資料は公開していく。ただし、議事内容をどこまで公開するかは委員会が決める。

・ダム等事業審議委員会との関係

大規模公共事業の総合的な評価システム（ダム等事業審議委員会）も、この評価システムの一つとして位置づける。したがって、ダム審が終わったものも未着工の場合は5年経てば、この評価システムの対象となる。

◆ダム総点検との関係

ダム総点検の対象が全ダム事業であるのに対して、公共事業再評価システムの対象は上記の①、②、③に該当する事業だけであるので、1999年度からは①、②、③に該当する事業は公共事業再評価システム、その他のダム事業はダム総点検で評価することになる。

◆事業評価監視委員会（関東地方建設局の場合）

第1回（10月5日） 委員の顔合わせと委員長（伊藤滋）の選出、非公開の決定

第2回（11月末） 対象事業の抽出と検討

第3回（12月中） 対象事業についての意見を具申

4. 河川整備計画策定時の評価

新河川法の施行に伴い、各水系ごとに河川整備基本方針の策定作業、および、並行して河川整備計画の予備作業が進められている。

河川整備基本方針：一級河川は各地方建設局が策定作業を行い、建設省本省が河川審議会の意見を聞いた上で決定する。

河川整備計画：一級河川は各地方建設局が案をつくり、次の意見を聞いた上で決定する。

- ① 関係都道府県の知事の意見
- ② 河川に関し学識経験を有するものの意見
- ③ 公聴会の開催等による関係住民の意見

河川整備基本方針および河川整備計画の策定のスケジュールを建設省は一切明らかにしていない。

〔建設省の説明〕

◆学識経験者について

必ず委員会をつくるということではないが、学識経験者として治水、利水、環境等の各専門家を考えている。委員の人選は河川管理者がきめる。直轄区間と指定区間（管理委任区間）がある水系の場合は国と都道府県がそれぞれ人選することになる。

◆公聴会について

意見を聞くのはあくまで河川管理者である。委員会がオブザーバーとして聞くということもあるかもしれない。

ダム等事業審議委員会は第三者という形をとったが、第三者とは何かということが問題として残った。河川整備計画の策定は河川管理者の責任であるので、河川管理者が主体になる。

◆その他のダム事業評価との関係

ダム総点検も公共事業再評価システムもいざれは河川整備計画の方に集約されるとなる。河川整備計画は法律に基づくものであるのに対して、その他のものは通常によるものだからである。公共事業再評価システムで評価した事業も、河川整備計画の策定の段階で再度評価を行うことになるが、評価システムの結果をそのまま使う場合もある。

◆河川整備基本方針の基本高水流量の求め方

- ◆ 直轄河川については30年以上の流量データが揃ってきたので、流量確率の統計的手法の導入を検討している（工事実施基本計画が策定された昭和50年前後は流量データがあまりなかった）。氾濫のある場合は洪水流量の全部を把握できないという問題があるが、雨量確率の手法と比べて、流出率の想定が不要というメリットがある。
- ◆ 雨量確率、流量確率の手法の比較検討は現在、個別の河川ごとに行っている。
- ◆ 個別河川の河川整備基本方針を公表する段階で、使用した基本高水流量の計算方法も公表することになる。基本方針が決まった河川はまだない。
- ◆ 基本高水流量の算出方法を示す河川砂防技術基準案の改定は平成11年度一杯を考えている。それまでは技術基準の内容はオープンにならない。

◆住民の意見について

- ◆ 整備基本方針も各工事事務所で地元の意見を聞いて策定作業を進めていると聞いている。各事務所に意見を寄せてほしい。

◆河川審議会について

- ◆ 河川整備基本方針は河川審議会（事務局は河川計画課）にかけるが、審議会の開催を事前に知らせることはしていない。結果はオープンにしている。

水源開発事業と関連事業の財政負担の解明

現在の日本は未曾有の財政危機にある。国だけでなく、都道府県、市町村の財政も危機的状況にある。また、水道事業会計、工業用水道事業会計も同様である。

財政危機をもたらした主要な原因の一つは、水源開発事業をはじめとする必要性の希薄な公共事業に巨額の金が注ぎ込まれてきたことにある。

更に、この巨額の費用負担は一般国民に回り、国税、地方税、水道料金の形で負担を強制されている。

水源開発事業にストップをかけるためには、水源開発事業がもたらす財政負担の実態を把握して、これ以上の水源開発が財政面においても許されないことを明らかにしていく必要がある。

ただし、水源開発事業の財政負担の仕組みは別紙のとおり、かなり複雑なものであるので、住民側がその全容を把握するのはむずかしいところがある。

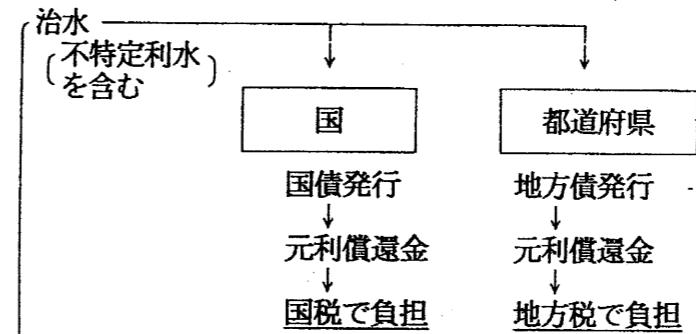
そこで、各運動団体が別紙のような公開質問書を、ダム事業者、関連都道府県、関連水道事業体等に提出し、事業者側、行政側にこの財政負担の実態を明らかにさせることを提案したい。

総額だけを聞く質問書を提出しても、事業者側、行政側は、財政負担の仕組みが複雑であることをよいことに、その実態を明らかにしないことが予想されるので、この質問書は財政負担の仕組みにも言及する、やや細かい内容になっている。

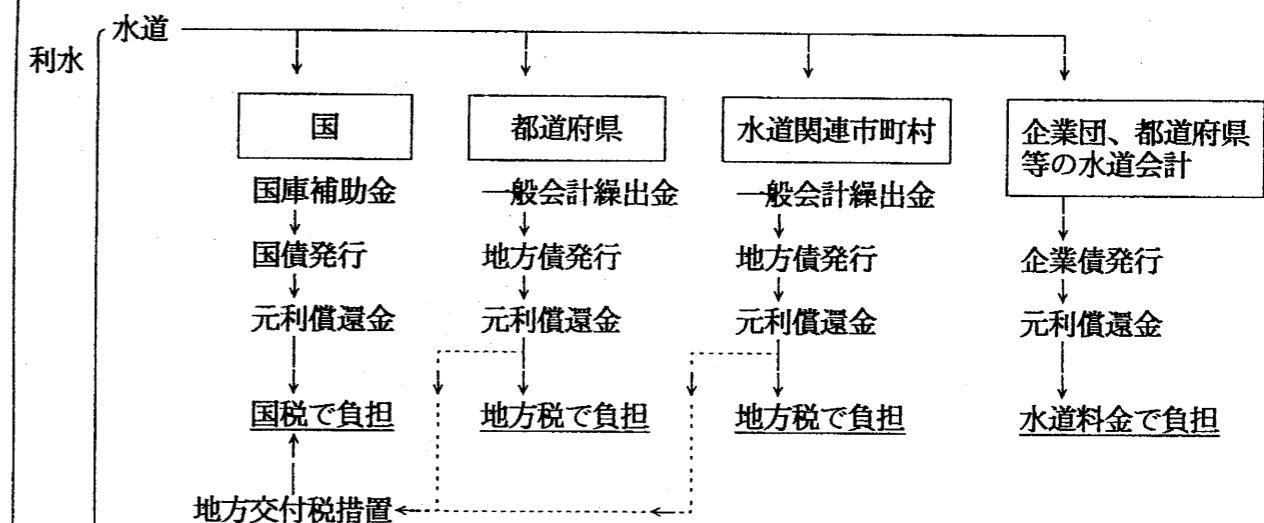
水源開発事業および関連事業の費用負担の仕組み（概略）

1. 水源開発事業

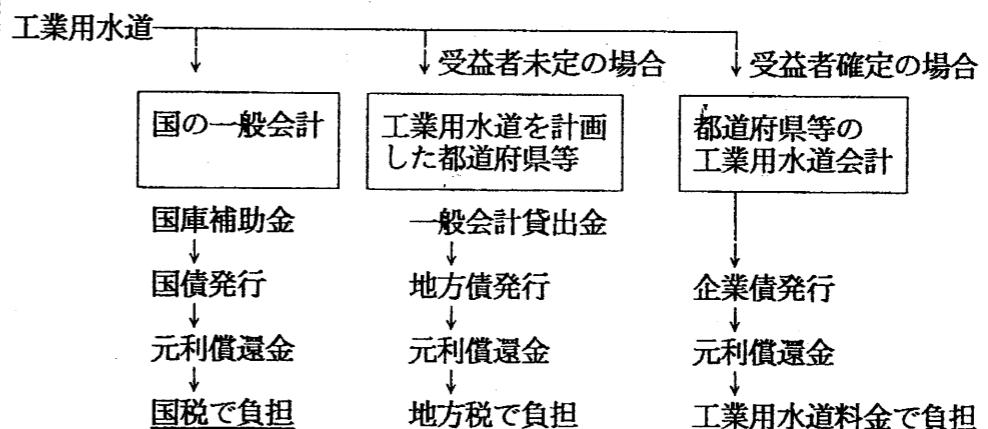
(1) 国の事業の場合



〔例〕苦田ダムの場合、事業費の治水分の負担割合は国68%、岡山県32%である。



〔例〕苦田ダムの場合、事業費の岡山県水道分の負担割合は国50%、岡山県一般会計30%、市町村一般会計3%、企業団水道会計17%である。（地方交付税措置分を除く）



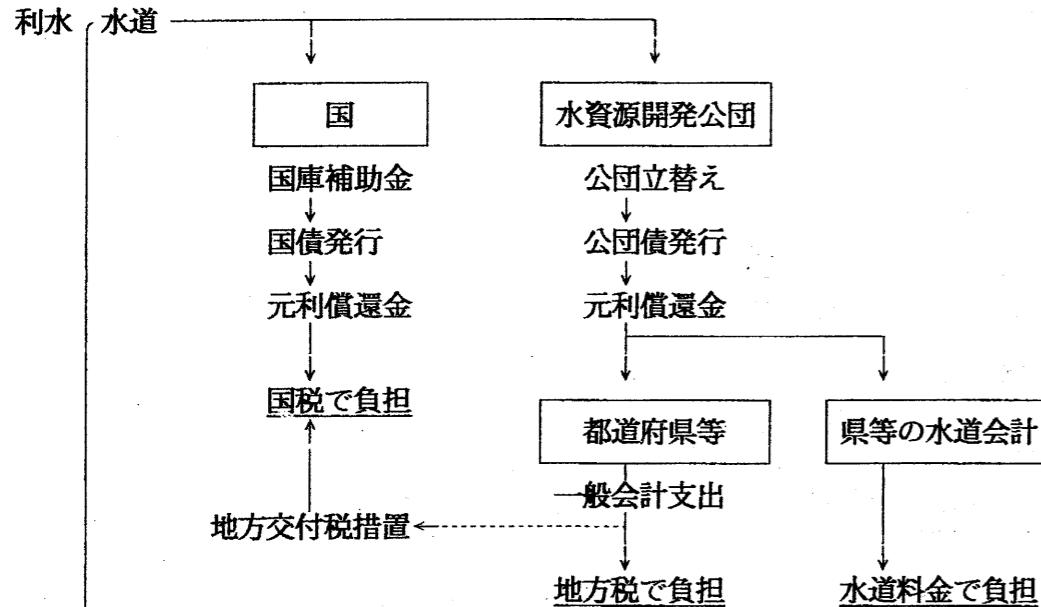
〔注〕工業用水道の受益者未定の場合、事業費の工業用水道分の負担割合は国30%、都道府県等70%になる。

農業用水 ((2)参照)

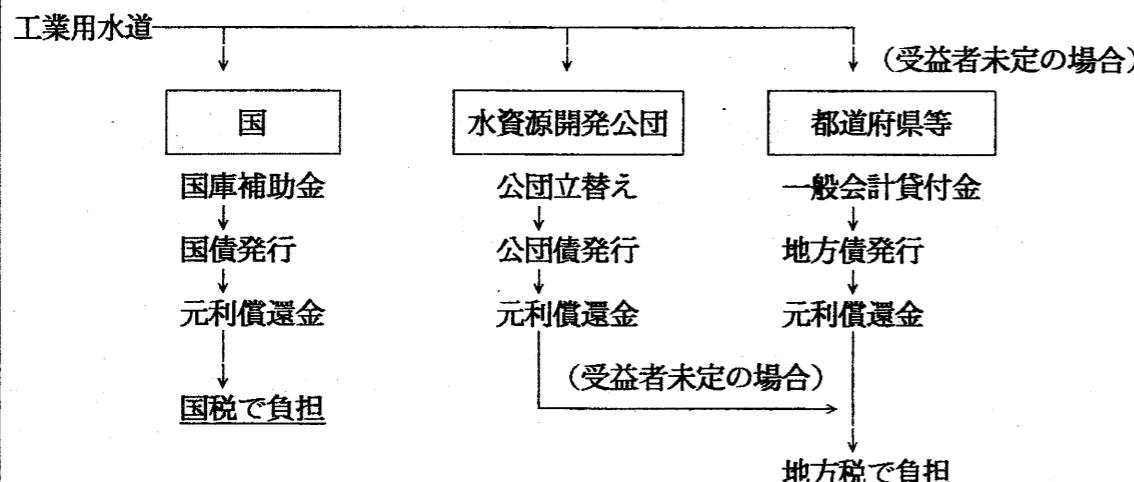
発電

(2) 水資源開発公団事業の場合

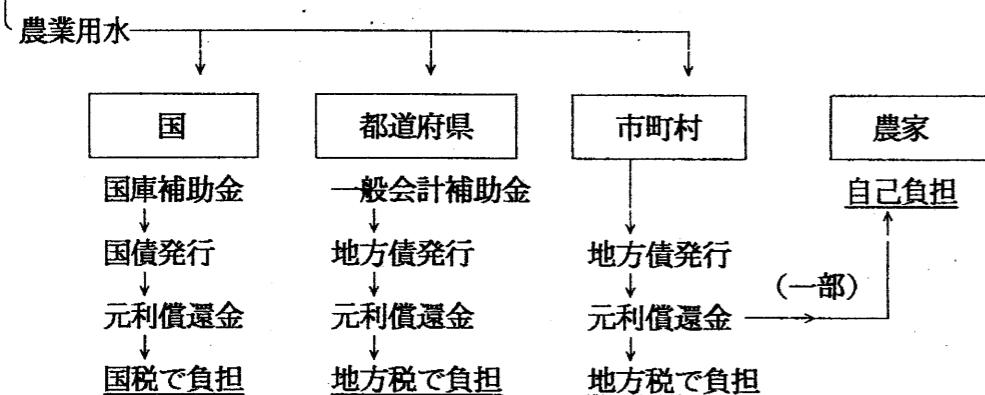
治水と農業用水は国の事業と同じ
利水 水道



〔例〕霞ヶ浦開発事業の場合、事業費の茨城県水道分の負担割合は国39%、県一般会計20%、県水道会計41%である。



〔例〕徳山ダム建設事業の場合、事業費の岐阜県工業用水道分の負担割合は国30%、公団立替え49%、県一般会計貸付21%である。

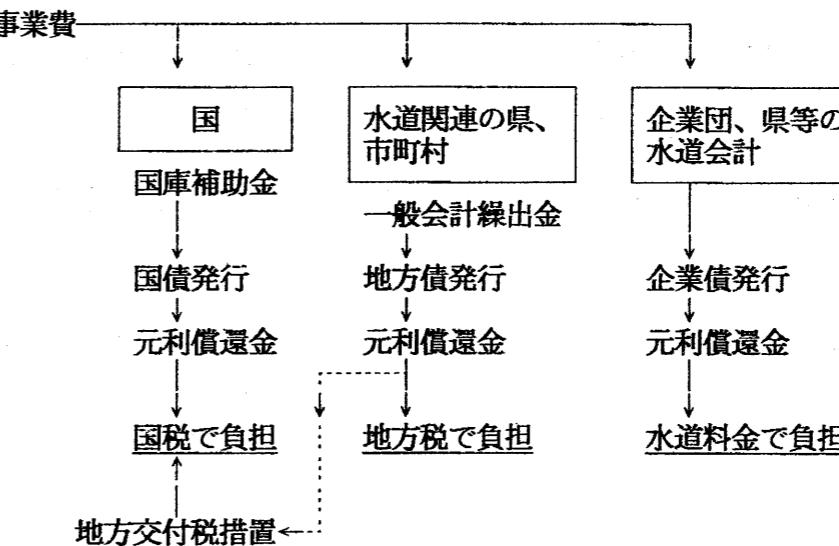


〔例〕霞ヶ浦開発事業の場合、事業費の茨城県特定灌漑分の負担割合は国61%、県一般会計38%、市町村1%、農家0%である。

2. 用水供給施設の建設事業

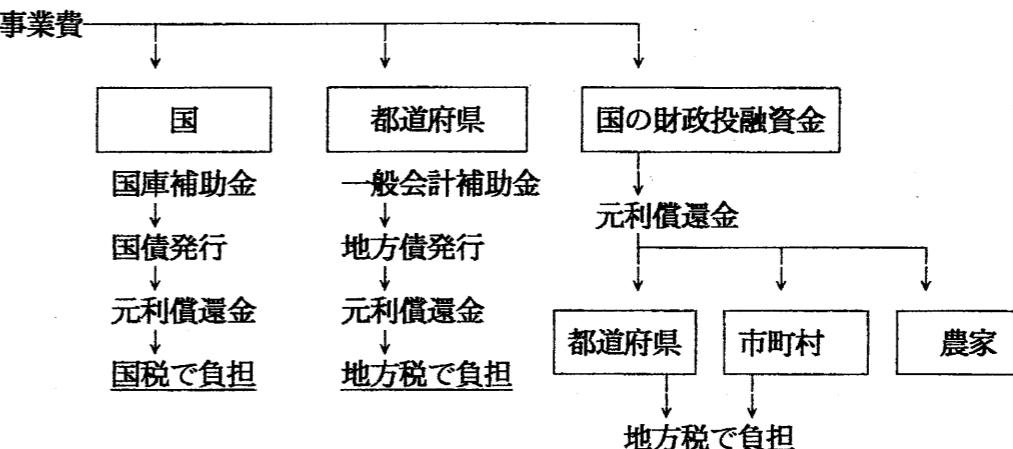
ダム建設等の開発水を供給する施設の建設事業（広域水道建設事業、かんがい事業等）においても、水源開発事業と同じような仕組みで国や県、水道会計等のそれぞれのところで起債が行われ、その負担は結局のところは国税、地方税、水道料金に回ってくる。

(1) 広域水道



〔例〕岡山県広域水道事業（第一期）の場合、事業費の負担割合は国33%、企業団出資市町村一般会計31%、企業団水道会計36%である。（地方交付税措置分を除く）

(2) 国営農業水利事業（土地改良事業）



〔例〕国営霞ヶ浦用水事業の場合、事業費の負担割合は国54%、県34%、市町村8%、農家4%である。

3. 水源地域整備事業（水源地域対策特別措置法および水源開発基金）

これらの事業の負担割合は、水源地域の県と受益側の都道府県との話し合いできめられる。
苦田ダムの水源地域整備事業の場合、利息を除く事業費の負担割合は、国48%、岡山県30%、広域水道企業団5%、地元の町17%となっている。ただし、地元の町の負担は軽減措置がとられる。

4. 事業費の例

苦田ダムの場合	ダム建設事業	1940億円
	広域水道建設事業	約1600億円
	水源地域整備事業	457億円
		約4000億円

〔国の水源開発事業と関連事業について都道府県に出す公開質問書〕

ダム事業および関連事業の財政負担に関する公開質問書（例）

本県は現在、未曾有の財政危機にある。その主因の一つは不要不急の公共事業に巨額の費用をつぎ込んできたことにあり、今後は国の事業への参加も含めて新たな公共事業の実施については必要最小限に抑制しなければならない。そのような観点からみた場合、国が計画している〇〇ダム建設事業への参加とその関連事業の実施は本県の財政に対してどうのような影響を与えるものであるかを今の時点で明確にしておく必要がある。そこで、〇〇ダム建設事業への参加とその関連事業の実施に伴って、本県が負担する費用を明らかにするため、下記の質問に答えられたい。

（一般会計の負担額）

1. 〇〇ダム建設の事業費のうち、本県が治水分として負担するは何億円か。
2. 治水分の負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
3. 地方債の利息支払い額も含めると、本県の治水分の負担額は総額何億円になるのか。
4. 〇〇ダム建設の事業費のうち、水道分として本県の一般会計が負担するは何億円か。
5. 水道分の一般会計負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
6. 地方債の利息支払い額も含めると、本県の水道分として本県の一般会計が負担するのは総額何億円になるのか。
7. 〇〇ダム建設の事業費のうち、工業用水道分として本県の一般会計が貸付金として支出するは何億円か。
8. 工業用水道分の一般会計支出金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
9. 地方債の利息支払い額も含めると、工業用水道分として本県の一般会計が支出するのは総額何億円になるのか。
10. 〇〇ダム建設の事業費のうち、特定灌漑分として、本県の一般会計が負担する額は何億円か。
11. 特定灌漑分の一般会計負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
12. 地方債の利息支払い額も含めると、特定灌漑分として本県の一般会計が負担するのは総額何億円になるのか。
13. 〇〇ダムの開発水を配るための水道用水供給事業の総事業費はいくらか。また、そのうち、本県の一般会計が負担するは何億円か。
14. この水道用水供給事業に対する一般会計負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。

15. 地方債の利息支払い額も含めると、この水道用水供給事業に対して本県の一般会計が負担するのは総額何億円になるのか。

16. 〇〇ダムの水源地域整備事業のうち、本県の一般会計が負担するは何億円か。
17. 水源地域整備事業に対する一般会計負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
18. 地方債の利息支払い額も含めると、水源地域整備事業に対する本県の一般会計が負担するのは総額何億円になるのか。

（水道会計の負担額）

[水道用水供給事業の事業主体が、県ではなく、広域水道企業団の場合は、下記の] 19～27の質問は企業団に対して行う。

19. 〇〇ダム建設の事業費のうち、本県の水道会計が負担するは何億円か。
20. 水道会計の負担金を企業債で処理している割合はどれくらいか。この企業債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
21. 企業債の利息支払い額も含めると、本県の水道会計が負担する総額何億円になるのか。
22. 〇〇ダムの開発水を配るための水道用水供給事業の事業費のうち、本県の水道会計が負担するは何億円か。
23. この水道用水供給事業に対する水道会計負担金を企業債で処理している割合はどれくらいか。この企業債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
24. 企業債の利息支払い額も含めると、この水道用水供給事業に対する本県の水道会計が負担するのは総額何億円になるのか。
25. 〇〇ダムの水源地域整備事業の総事業費はいくらか。また、そのうち、本県の水道会計が負担するは何億円か。
26. 水源地域整備事業に対する水道会計負担金を企業債で処理している割合はどれくらいか。この企業債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
27. 企業債の利息支払い額も含めると、水源地域整備事業に対する本県の水道会計が負担するのは総額何億円になるのか。

〔ダム事業者に対しても、次の項目を含む質問書を提出する。〕

1. 〇〇ダムの総事業費はいくらか。
2. この総事業費は何年時点の積算によるものか。
3. 〇〇ダムの事業費の費用配分（アロケーション）とその計算資料を明らかにされたい。
4. 〇〇ダムの事業費のうち、国が負担するのは総額何億円か。治水分の国庫負担金の他に、水道、工業用水道、特定灌漑のそれぞれに対する国庫補助金、地方交付税措置額も示されたい。

建設省のダム総点検に関する資料

平成10年度の概算要求時のダム総点検(平成9年8月)

(1) 平成10年度に予算要求をしないダム事業

	直轄事業	補助事業(都道府県)		計
	ダム	ダム	生活貯水池	ダム
中止ダム事業	0	3	3	3
休止ダム事業	2	6	3	8
一時休止ダム事業	1	0	0	1
合計	3	9	6	12

(注) 生活貯水池は貯水容量 100万m³以下のダムを意味する。

(2) 平成10年度に最低限必要な基礎調査以外に工事や調査を進めることができないダム事業

	直轄事業	補助事業(都道府県)		計
	ダム	ダム	生活貯水池	ダム
足踏みダム事業	14	26	約30	40

中止ダム	[補助] 日野沢ダム(岩手)、乱川ダム(山形)、満名ダム(沖縄)
休止ダム	[直轄] 前の川ダム(香川)、矢田ダム(大分)
	[補助] 白老ダム(北海道)、松倉ダム(北海道)、新月ダム(宮城)、丸森ダム(宮城)、小森川ダム(埼玉)、白水ダム(沖縄)
一時休止ダム	[直轄] 細川内ダム(徳島)
足踏みダム	[直轄] 江戸川総合開発(東京)、荒川第二調節池(埼玉)、荒川流水総合改善(埼玉)、荒川上流ダム再開発(埼玉)、横山ダム再開発(岐阜)、上矢作ダム(岐阜)、木曽川導水(愛知)、木曽川流水総合改善(岐阜)、猪牟田ダム(大分)、城原川ダム(佐賀)、七瀧ダム(熊本)、緑川流水総合改善(熊本)、高遊原地下浸透ダム(熊本)、座津武ダム(沖縄)
	[補助] 中村ダム(青森)、真木ダム(秋田)、大野ダム(埼玉)、佐梨川ダム(新潟)、奥胎内ダム(新潟)、儀明川ダム(新潟)、羽茂川ダム(新潟)、入川ダム(新潟)、芦川ダム(山梨)、大仏ダム(長野)、湯道丸ダム(富山)、片貝川ダム(富山)、河内ダム(石川)、所司原ダム(石川)、男川ダム(愛知)、金出地ダム(兵庫)、武庫川ダム(兵庫)、飛鳥ダム(奈良)、中部ダム(鳥取)、関川ダム(広島)、木屋川ダム(山口)、大河内川ダム(山口)、和食ダム(高知)、寒田ダム(福岡)、轟ダム(長崎)、路木ダム(熊本)

1) 中止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地	備考
(補助事業で生活貯水池除き) 白老ダム 丸森ダム 河内ダム 所司原ダム	北海道 宮城県 石川県 石川県	北海道白老町 宮城県丸森町 石川県中島町 石川県志雄町	H10休止ダム H10休止ダム
(生活貯水池) トマム生活貯水池 梅津生活貯水池 七ツ割生活貯水池	北海道 長崎県 熊本県	北海道占冠村 長崎県郷ノ浦町 熊本県大矢野町	H10休止ダム H10休止ダム H10休止ダム

2) 休止ダム事業(予算をゼロとして見直すダム事業)

① 休止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地	備考
(直轄事業) 江戸川総合開発 矢作川河口堰 前の川ダム 矢田ダム	関東地建 中部地建 四国地建 九州地建	東京都江戸川区 愛知県碧南市 香川県琴南町 大分県大野町	H10休止ダム H10休止ダム
(補助事業で生活貯水池除き) 松倉ダム 北本内ダム 新月ダム 小森川ダム 片貝川ダム 白水ダム	北海道 岩手県 宮城県 埼玉県 富山県 沖縄県	北海道函館市 岩手県北上市 宮城県気仙沼市 埼玉県両神村 富山県魚津市 沖縄県石垣市	H10休止ダム H10休止ダム H10休止ダム H10休止ダム
(生活貯水池) 竹尾生活貯水池	山口県	山口県田布施町	

② 一時休止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地	備考
(直轄事業) 細川内ダム	四国地建	徳島県木頭村	H10一時休止ダム

注1) 中止ダム事業：水需要の見込みが変化したことや、より優れた治水上の代替案の判明などの理由により、中止の判断をしたダム事業
 休止ダム事業：事業の緊急性や地元状況等から、平成11年度の予算要求を行わず、代替案も含めた見直し検討を行うダム事業
 一時休止ダム事業：ダム等事業審議委員会の審議の結果を待って判断するダム事業
 注2) 下線(____)：平成11年度より新たに中止、休止するダム事業
 下線(.....)：平成10年度休止ダム事業のうち、平成11年度より中止するダム事業

中止・休止ダム

中止ダム

(平成10年度)

中止ダム

(平成11年度)

休止ダム

(平成10年度)

一時休止ダム

(平成10年度)

平成10年度休止ダム

(平成11年度)

片貝川ダム(富山県)

(平成10年度)

河内ダム(富山県)

(平成10年度)

片貝川ダム(富山県)

(平成11年度)

前の川ダム(九州地建)

(平成10年度)

矢田ダム(九州地建)

(平成11年度)

松倉ダム(北海道)

(平成10年度)

片貝川ダム(岩手県)

(平成10年度)

日野沢ダム(岩手県)

(平成11年度)

北本内ダム(岩手県)

(平成10年度)

利根川ダム(山形県)

(平成10年度)

丸森ダム(埼玉県)

(平成10年度)

新月ダム(宮城県)

(平成11年度)

江戸川総合開発(関東地建)

(平成10年度)

小森川ダム(埼玉県)

(平成10年度)

矢作川河川改修(中部地建)

(平成10年度)

細川内ダム(四国地建)

(平成10年度)

矢田ダム(四国地建)

(平成11年度)

鶴名ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白水ダム(沖縄県)

(平成11年度)

(沖縄県)

馬瀬ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白老ダム(北海道)

(平成11年度)

片貝川ダム(岩手県)

(平成10年度)

利根川ダム(山形県)

(平成10年度)

丸森ダム(埼玉県)

(平成10年度)

新月ダム(宮城県)

(平成11年度)

江戸川総合開発(関東地建)

(平成10年度)

小森川ダム(埼玉県)

(平成10年度)

矢作川河川改修(中部地建)

(平成10年度)

細川内ダム(四国地建)

(平成10年度)

矢田ダム(四国地建)

(平成11年度)

鶴名ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白水ダム(沖縄県)

(平成11年度)

(沖縄県)

馬瀬ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白老ダム(北海道)

(平成11年度)

片貝川ダム(岩手県)

(平成10年度)

利根川ダム(山形県)

(平成10年度)

丸森ダム(埼玉県)

(平成10年度)

新月ダム(宮城県)

(平成11年度)

江戸川総合開発(関東地建)

(平成10年度)

小森川ダム(埼玉県)

(平成10年度)

矢作川河川改修(中部地建)

(平成10年度)

細川内ダム(四国地建)

(平成10年度)

矢田ダム(四国地建)

(平成11年度)

鶴名ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白水ダム(沖縄県)

(平成11年度)

(沖縄県)

馬瀬ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白老ダム(北海道)

(平成11年度)

片貝川ダム(岩手県)

(平成10年度)

利根川ダム(山形県)

(平成10年度)

丸森ダム(埼玉県)

(平成10年度)

新月ダム(宮城県)

(平成11年度)

江戸川総合開発(関東地建)

(平成10年度)

小森川ダム(埼玉県)

(平成10年度)

矢作川河川改修(中部地建)

(平成10年度)

細川内ダム(四国地建)

(平成10年度)

矢田ダム(四国地建)

(平成11年度)

鶴名ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白水ダム(沖縄県)

(平成11年度)

(沖縄県)

馬瀬ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白老ダム(北海道)

(平成11年度)

片貝川ダム(岩手県)

(平成10年度)

利根川ダム(山形県)

(平成10年度)

丸森ダム(埼玉県)

(平成10年度)

新月ダム(宮城県)

(平成11年度)

江戸川総合開発(関東地建)

(平成10年度)

小森川ダム(埼玉県)

(平成10年度)

矢作川河川改修(中部地建)

(平成10年度)

細川内ダム(四国地建)

(平成10年度)

矢田ダム(四国地建)

(平成11年度)

鶴名ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白水ダム(沖縄県)

(平成11年度)

(沖縄県)

馬瀬ダム(沖縄県)

(平成10年度)

白老ダム(北海道)

(平成11年度)

片貝川ダム(岩手県)

(平成10年度)

利根川ダム(山形県)

(平成10年度)

丸森ダム(埼玉県)

(平成10年度)

新月ダム(宮城県)

(平成11年度)

江戸川総合開発(関東地建)

(平成10年度)

小森川ダム(埼玉県)

(平成10年度)

矢作川河川改修(中部地建)

(平成10年度)

ダム総点検の内容の一例

水源連絡会資料 P.27

ダム建設事業等に関する総点検項目

事業名	川辺川ダム建設事業	事業主体	九州地方建設局
所在地	熊本県球磨郡相良村字四浦	総貯水容量	133,000千m ³
事業の目的			ダム高 107.5m
事業の概要			①洪水調節：ダム地点の計画高水流量3,520m ³ /sのうち3,320m ³ /sの洪水調節を行う。 ②流水の正常な機能の維持：下流既得用水の補給等流水の正常な機能の維持・増進を図る ③かんがい：川辺川及び球磨川沿岸の約2,710haの農地に対する灌漑用水の補給を行う ④発電：新設される相良発電所において最大出力16,500kWの発電を行う。
事業の現況			・平成8年8月10日第9回川辺川ダム事業審議委員会において、「川辺川ダム事業は、継続して実施することが妥当」との答申を受けた。 ・平成9年2月に本体準備工事の仮排水路トンネル工事に着手。 ・頭地代替地の造成及び付替道路の工事を実施中。
事業の進捗状況	昭和42年 実施計画調査着手	平成2年 損失補償基準妥結調印(地権協)	
	昭和44年 建設事業着手	平成8年 川辺川ダム事業審議委員会の答申	
	昭和46年 工事用道路着手	平成9年 仮排水トンネル工事着手	
	昭和51年 基本計画策定	平成10年 基本計画変更	
	昭和56年 損失補償基準妥結調印(共闘三団体)	平成20年度 完成予定	
	工事、用地補償等の進捗状況：		
工事進捗状況			・付替道路 全体36.2kmのうち22.6km完成(62.4%) ・代替地 全8代替地のうち5代替地造成完成 ・仮排水路トンネルに平成9年2月着手
用地補償の状況			・水没面積303haのうち238ha買収済み(78.5%) ・水没家屋全体528世帯のうち405世帯契約(76.7%) ・頭地代替地については98%契約完了
利水事業の状況			・かんがい：川辺川総合土地改良事業27.5% ・発電：相良発電所0%
その他の			・川辺川ダム水源地地域整備計画進捗率68.9%
事業費			全体事業費2,650億円、H10事業費96億円、H10まで事業費1,312億円(進捗率49.5%)
【現状の課題】			【未着工あるいは長期化の理由】 ・漁業者との早期調整 ・環境保全 ・生活再建対策の早期実施
事業を巡る社会情勢等	洪水被害発生時の影響：(S40.7規模の洪水)		
	想定浸水面積：6,100ha 想定浸戸数：39,900戸 想定氾濫区域内人口：65,000人		
	洪水発生時の影響：		
	・かんがい事業関連市町村 1市2町4村 農地面積 3,010ha、受益戸数3,136戸 ・洪水発生時には、地域観光の目玉である「球磨川下り」に航路短縮、乗船定員の削減等の影響がある。		
	洪水被害の実績		
	発生年月日(原因)	洪水流量	被害の状況(被災地域、浸水面積、浸戸数等)
S57.7.23～7.25 (梅雨前線)	人吉地点 約5,400m ³ /s 坂本地点 約7,000m ³ /s		八代市、人吉市、坂本村、球磨村他 死者4人、家屋損壊47戸、床上浸水1,113戸 (出典：熊本県防災消防課)
H5.7.30～8.2 (前線)	人吉地点 約3,800m ³ /s 坂本地点 約6,600m ³ /s		八代市、人吉市、坂本村、球磨村他4町5村 家屋損壊2戸、床上浸水170戸 (出典：熊本県防災消防課)
H7.6.30～7.6 (梅雨前線)	人吉地点 約3,900m ³ /s 坂本地点 約6,600m ³ /s		八代市、人吉市、坂本村、球磨村他4町3村 家屋損壊1戸、床上浸水125戸 (出典：熊本県防災消防課)
渇水被害の実績	発生期間	被害市町村	取水制限等の状況
H6年5月～10月	人吉市、鍋、銀柳、頬村 山川村(1市2町2村)	5月～10月の降水量は692mmで平年比43% かんがい事業延命河川への農地の施肥割合は約670ha (出典：九州農政局川辺川農業水利事業所)	
災害発生の危険度(洪水)：			
萩原地点 約1/10 人吉地点 約1/6 坂本地区 約1/2			
災害発生の危険度(渇水)：			
人吉地点において確保流量を満足していない 日数は、約57日/年間 * S59～H5年の10ヶ月平均			
地域開発の状況(治水)：			地域開発、利水事業の状況(利水)
流域内人口は、基本計画策定期点(S51年)からほぼ横這いの状況。			かんがい：川辺川総合土地改良事業27.5% 農地造成・区画整理は既に概成しており、川辺川ダム事業の進捗にあわせて事業を継続中。 発電：相良発電所0% 川辺川ダム事業の進捗にあわせて事業実施予定

ダム建設事業等に関する総点検項目

事業名	川辺川ダム建設事業	事業主体	九州地方建設局
地域の協力体制			水没地域の状況：・五木村水没者地権者協議会(S48.5)、川辺川ダム対策同盟会(S51.5) 五木村水没者対策協議会(S52.8)発足。 ・五木村相良村水没者地権者協議会は、「河川予定地指定無効確認」(S51.4)「ダム基本計画の取消請求」(S51.6)の提訴、S59.4には控訴取り下げ。
関係自治体等の状況：			(熊本県) 昭和45年1月より、地域政策室(川辺川・菊池川総合対策室)を設置し、ダム建設事業の推進体制を整えている。 (五木村) 昭和42年6月より、企画振興課(旧ダム対策室)を設置し、ダム建設事業の推進体制を整えている。また、平成9年2月に頭地代替地配分検討委員会を発足し配分調整体制を確立。(熊本県・五木村・相良村) 平成8年10月、「川辺川ダム本体工事着手に伴う協定」を締結。 (五木村議会) 昭和41年7月 五木村議会ダム建設反対議決 昭和57年3月 五木村議会ダム建設反対議決取り下げ (下流市町村) 平成元年7月、2市1町村が、「川辺川ダム建設促進協議会」を設置。 平成6年度、15市町村議会及び川辺川総合土地改良組合議会が、ダム建設促進に関する意見書を議決。 (その他) H6.12 国営川辺川土地改良事業の変更計画の手続きに関する異議申立。 H10.7 基本計画変更の取り消しを求める異議申立。
自然環境等			自然環境保全上等の課題：①ダム完成後の水質保全対策 ②動植物の環境保全 対応策：①選択取水設備に加え清水バイパス ②環境巡回員による動植物の観察等
費用対効果分析			洪水に対するダムの効果：計画規模の洪水 現況 タ完結点 (ダム効果) 危険面積(ha) 11,600 4,100 (7,500ha) 内戸数(戸) 71,700 19,800 (51,900戸) 内人口(人) 117,000 32,000 (85,000人) タダムに要する費用(治水分)(C) : 2,512億円(平成9年度価格) <算出根拠> 全体事業費 ^{※1} 2650億円(平成9年度価格) 治水調節+不特定需水のアロケ率 94.8% タダムに要する費用(治水分)=2650億円×94.8% ^{※1} 平成10年度の基本計画変更の値 洪水に対するダムの効果： 現況 タ完結点 ダム効果 面積未満 約57日 約15日 約42日 * 人吉地点におけるS59～H5年の10ヶ月の平均値(単位:年間) タダムに要する費用(治水分)(B) : 4,234億円(平成9年度価格) <算出根拠> 洪水調節に係る既存平均年平均施設費 ^{※1} 133億円 施設の想定年維持管理費 9.4億円 資本還元率 0.0464 洪水の正味な影響による効果 1,570億円(賃貸建請) タダム事業の効果(治水分)=(133-9.4)/0.0464+1,570 ^{※1} 被害軽減額には人命の価値はカウントしない。 治水安全度の向上に伴う土地価格の上昇等の効果は含まない。 なお、タダム事業の効果は現時点での計算値であり、今後検査による値の変更があり得る。 費用対効果分析の結果：治水に係るB/C = 1.69
代替案の検討			代替案 内容の長所、短所 事業費 堤防嵩上げ 流量増に対する対応を堤防の嵩上げにより河道で処理する。 洪水時に現在より高い水位の流水となり破堤した場合、被害増大。 人吉市街部等、球磨川沿川の多数の家屋移転、鉄道付替が必要。 約2,100 引 提 流量増に対する対応を大規模な引提を行って河道で処理する。 人吉市街部等、球磨川沿川の多数の家屋移転、鉄道付替が必要。 温泉街や舟下り、漁業への影響の懸念。 約4,100 河床掘削 流量増に対する対応を大幅な河床掘削を行い河道で処理する。 大規模な河床岩盤掘削が技術的に困難。鉄道付替が必要。 河床掘削に伴う舟下り、地下水、漁業等への影響の懸念。 約2,100 遊水地 多数の遊水地を建設、洪水調節を行い下流河川の洪水流量を低減させる。 多数の遊水地による複雑な洪水調節が必要、高度な管理技術を要す。 約13,000 放水路 大規模な用地買収、多数の家屋移転が必要。 球磨川と不知火海を結ぶ放水路を建設、下流河川の洪水流量を低減させる。 トンネル、呑口・吐口部が大規模施設となり、完成迄に期間を要する。 ダムを建設、洪水調節を行い下流河川の洪水流量を低減させる。 用地補償、家屋移転、生活再建対策が必要。 約26,000 現計画 ※事業費は、洪水調節相当分(容積比により配分) 現計画では、洪水調節の効果に加え、利水効果も見込まれる。 コスト縮減策 ①本体基礎掘削岩の一部をコンクリート骨材として利用し、原石山規模縮小を図る。 ②上流反締切堤をCSG工法で施工することにより、現地発生材の有効利用を図る。

ダム等審議委員会総括表

1998/11/10 現在

A 対象事業名	B 事業進捗度	C 事業者等の事前認識	D 反対運動等	E 審議委員会設置日	F 審議委員数	G 一般傍聴	H 議事録	I 審議会回数	J 公聴会回数	K 専門委員会等の設置	L 住民および、反対論等の扱われ方	M 現在の状況	N 答申・意見の内容
沙流川総合開発	二風谷ダム完成 平取ダム未着工	二風谷ダム完成 平取ダムは水需要に問題あり	水没予定地域に反対運動あり	1995/8/18	10	不許可		12	1	なし	公聴会で過半数を占めた反対論を無視	97.7.7に最終答申	「二風谷ダムについては当初の計画に沿って進め、平取ダムについては事業計画に沿って見直して早期に事業計画を策定すること、今後の沙流川総合開発事業の検討は新河川法の場に委ねる」
小川原湖総合開発	未着工	青森県が水需要を見直し	地方自治体としての見直し	1995/8/23	16	不許可	なし	3	なし	なし		96.10.28に意見の提出	「小河原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続、代替水源検討」
渡良瀬遊水池総合開発(Ⅱ期)	未着工	第1貯水池のカビ臭問題、遊水池の自然の重要性を認識	地元、近隣の反対運動	1995/10/5	28	不許可		6	1	なし		96.12.24に中間答申	「2~3年かけてⅠ期事業の検証と各種調査の必要あり。その結果が出た時点で再度検討」
宇奈月ダム建設	本体着工	推進、排砂問題は認識	下流での反対運動	1995/9/8	10	原則許可		6	1	排砂調査専門委員会	公聴会で過半数を占めた、「審議中の工事中断」の意見を無視	97.6.30に最終答申	「工事継続、早期完成。排砂は自然の土砂流下に近い形で」 必要性については論議なし
矢作川河口堰建設	未着工	環境影響を認識?	地元、下流での反対運動	1995/12/13	10	その都度決定		5	なし	なし	住民、漁協関係者からの意見聴取	97.3.26に「建設省の環境調査がまとまるまで休会」を決定	98.8.14、中止を答申
足羽川ダム建設	未着工	推進	水没予定地での反対運動、全国的な共有地運動、流域での反対運動	1995/9/6	12	後、原則不許可	なし	12、その他、勉強会3回	1	なし	公聴会で出された賛否両論について、審議委員会として2回、住民等からの詳細な意見聴取と質疑応答。	97.9.5に最終答申	「足羽川にダムは必要、現計画は犠牲が大きく適当とは認めない」
苦田ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静、全国的な共有地運動、流域での反対運動	1995/8/29	12	不許可		3	なし	なし		96.6.10に最終答申	「事業推進」 建設の是非に溯ってまでの審議は必要なし。係争には触れず。
第十堰建設	未着工	推進	反対運動	1995/9/18	11	第3回より10名許可		11	3	河川工学専門学者6名から3の報告会		利水を目的から外した。98.7.13に最終答申	審議委員からの異論を無視し、事業推進を答申。
川辺川ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静 流域での反対運動	1995/9/4	12	不許可		9	1	専門家、マスコミ関係者等から意見聴取	五木村民から意見聴取	96.8.10に最終答申	「事業推進」 係争については農水省・建設省の説明を採用
成瀬ダム建設	新規計画	新規	なし	1996/4/25	14	不許可		3	なし	地質等調査専門委員会設定		96.8.8に最終答申	「計画妥当」
高梁川総合開発	新規計画	新規	なし	1996/5/23	14	不許可		4	なし	なし		96.7.29に最終答申	「計画妥当」
徳山ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静 流域での反対運動	1995/12/13	22	第2回以降許可		13	2	技術部会、環境部会		97.2.7に最終答申	「事業推進」

公共事業再評価システムの資料

水源連総会資料 P.29

公共事業の再評価システム及び新規事業採択時評価の導入について

平成10年3月26日

建設省

公共事業の効率的な執行及び透明性の確保の観点から、平成9年12月5日に内閣総理大臣から公共事業の「再評価システム」の導入及び事業採択段階における費用対効果分析の活用について指示がありました。これを受け、省内に「公共事業の再評価システムに関する検討委員会」（委員長：技監）を平成9年12月17日に設置し、精力的に検討を進め、建設省所管事業全般に係る再評価の実施方針を定めた「建設省所管公共事業の再評価実施要領」及び、新規事業採択時の総合的な評価の実施方針を定めた「建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」を策定したので公表致します。

——建設省所管公共事業の再評価実施要領の概要——

1. 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために、再評価システムを導入する。本システムは、事業の継続に当たり、必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止又は休止するものである。

2. 再評価システムの対象となる事業の範囲

建設省が所管する以下の事業のうち、管理に係る事業等を除く全ての事業を対象とする。

- 1) 直轄事業
- 2) 公団施行事業
- 3) 補助事業等

3. 再評価を実施する事業

以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施する。

- 1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
(着工済みの事業についても、再評価の必要性の検討を行う)
- 2) 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
(社会的状況の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合には、再評価を実施する)
- 3) 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業
(道路・街路事業の着工準備費及びダム事業の実施計画調査費が予算措置されている事業を対象とする)

4. 再評価の実施主体

再評価は事業実施主体が実施する。

- 1) 直轄事業、公団施行事業
実施主体：地方建設局等、公団
(ただし、対応方針の最終決定は建設本省が行う)
- 2) 補助事業等
実施主体：地方公共団体、地方公社
(ただし、補助金交付の観点からの対応方針の決定は建設本省が行う)

5. 再評価の実施時期

基本的には、年度予算の実施計画策定時までに行う。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、概算要求時又は予算政府案決定時までに行う

6. 再評価の実施に当たっての視点

再評価の実施は、以下の視点から行う。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- 4) コスト縮減や代替案立案等の可能性

7. 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価に当たって、チェックリスト等による評価手法、詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定する。

8. 大規模公共事業に関する総合的な評価システムの運用

現在、直轄、公団施行の大規模事業に運用している大規模公共事業に関する総合的な評価システムについては、本システムの手続の一つに位置づけ、引き続き運用する。

9. 客觀性、透明性を確保する方策

- (1) 第三者から構成される委員会の設置

学識経験者等から構成される事業評価監視委員会（仮称）を地方建設局、都道府県、政令市、公団ごとに原則として一つ設置し、意見を伺い尊重する仕組みを導入する。

- (2) 再評価の結果等の公表

評価結果、対応方針等を、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに積極的に公表する。

10. 河川事業、ダム事業における河川整備計画の策定・変更の手続きの活用

河川事業、ダム事業における当該手続きの実施に当たっては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図る。

11. システムの導入時期

平成10年度から導入する。

平成10年1月23日

建設省河川局
水政課長、河川計画課長、河川環境課長、
治水課長、開発課長

河川法の一部を改正する法律等の運用について

河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号）、河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成9年政令第341号）、河川法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第342号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成9年建設省令第18号）の施行については、「河川法の一部を改正する法律等の施行について」（平成10年1月23日建設省河政発第4号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長通達）により通達されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

（なお、関係事項を関係市町村長に周知方取り計らわれたい。）

記

二 河川整備基本方針及び河川整備計画について

1 河川整備基本方針について

① 河川整備基本方針で定める内容

河川整備基本方針では、その管理する河川について、河川の整備（河川工事及び河川の維持）を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川の整備の基本となる事項を定めるものであり、具体的な施設の整備内容等については、この河川整備基本方針に沿って策定される河川整備計画で住民等の意見を聴取して定めること。

② 河川整備基本方針で定める事項

河川整備基本方針の「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」は以下のことを踏まえ策定すること。

当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の内容は、当該河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。

河川環境の整備と保全に関する事項は、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第10条第3号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて記載すること。

2 河川整備計画の策定について

① 河川整備計画の策定単位

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について定めるものであり、その策定単位は、一連の河川整備の効果が発現する単位として原則以下のとおりとすること。

- イ 一級河川の指定区間外は、水系ごとを基本とすること。
- ロ 一級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び1次支川の流域ごと、二級河川は概ね水系ごとを基本とし、ダム等の洪水調節施設の設置箇所も含めること。

ただし、河川の状況に応じ上記単位によらないことができるものであること。

また、一級河川の指定区間及び二級河川において左右岸の河川管理者が異なる区間では共同して一の河川整備計画を策定すること。

② 河川整備計画で定める事項

河川整備計画で定める事項及び策定の考え方は以下のとおりとすること。

イ 計画対象区間

河川整備基本方針と河川整備計画の関係資料

河川法の一部を改正する法律

(平成九年六月四日)

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の維持」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならぬ。

2 河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 建設大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見を聽かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聽かなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間にについて、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならぬ。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるよう定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

河川法施行令の一部を改正する政令

(平成九年十一月二十八日)

(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)

第十一条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

一 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等による災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。

二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。

三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。（河川整備基本方針に定める事項）

第十一条の二 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 二 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
 - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ 横断形に係る川幅に関する事項
 - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項
 - （河川整備計画に定める事項）
- 三 第十条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 河川整備計画の目標に関する事項
 - 二 河川の整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所又は変更しようとするときは、あらかじめ、建設大臣である場合にあつては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事である場合にあつては関係市町村長の意見を聽かなければならない。

- 四 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならない。

詳細な評価を行う場合は、上記(1)に加え、基本的に以下に定める各項目について検討を行うものとする。

- ア. 上記(1)に掲げる要因の変化等についての分析
- イ. 代替案の可能性の検討
- ウ. コスト縮減の方策
- エ. 費用対効果分析 等

2. ダム事業に関する評価項目

ダム事業については、基本的に以下に定める各項目について検討を行うものとする。

①事業の進捗状況

- ア. 事業採択年
- イ. 用地着手年、工事着手年
- ウ. 事業進捗状況 等
- ②事業を巡る社会情勢等の変化
- ア. 災害発生時の影響
- イ. 過去の災害実績
- ウ. 災害発生の危険度
- エ. 地域開発の状況
- オ. 地域の協力体制
- カ. 関連事業との整合 等

なお、ダム周辺環境整備事業にあっては、上記に加え、
キ. 自然環境等 等

③費用対効果分析

- ④コスト縮減や代替案立案等の可能性
- ア. 代替案の可能性の検討
- イ. コスト縮減の方策 等

3. その他

- (1)ダム事業の再評価においては、すべて詳細な評価手法によるものとする。
- (2)必要に応じ、再評価手法の改善を行うものとする。

4. 大規模公共事業に関する総合的な評価システムの運用等

(1)ダム等事業審議委員会対象ダムの取扱い

ダム等事業審議委員会より一定の答申を受けている事業及び同委員会で審議中の事業については、学識経験者等から構成される委員会で審議され、意見をうかがうことから、同委員会による審議を以て事業評価監視委員会による審議を終たものとする。

(2)河川整備計画が策定されるまでの間の取扱いについて

ダム・堰、大規模放水路については、河川法第16条の2の手続きによる河川整備計画が策定されるまでの間においても、実施要領第4（第1項(5)を除く）による再評価を実施するものとする。

地図等名	ダム等事業名
中国地方建設局	温井ダム
中国地方建設局	灰塚ダム
中国地方建設局	志津見ダム
中国地方建設局	殿ダム
中国地方建設局	早明浦ダム
中国地方建設局	尾原ダム
中国地方建設局	土師ダム
四国地方建設局	山鳥坂ダム
四国地方建設局	中筋川総合開発(横瀬川ダム)
四国地方建設局	早明浦ダム貯水池水質保全事業
四国地方建設局	早明浦ダム活用環境整備事業
九州地方建設局	高瀬原地下漫透ダム
九州地方建設局	七瀬ダム
九州地方建設局	城原川ダム
九州地方建設局	猪牟田ダム
九州地方建設局	喜瀬川ダム
九州地方建設局	立野ダム
九州地方建設局	童門ダム
九州地方建設局	本明川ダム
九州地方建設局	緑川流域水質改善
九州地方建設局	寺内ダム
沖縄総合事務局	座津武ダム
沖縄総合事務局	羽地ダム
沖縄総合事務局	沖縄東部河川総合開発
沖縄総合事務局	沖縄北部河川総合開発
水资源開発公团	栗原川ダム
水资源開発公团	小石原川ダム
水资源開発公团	戸倉ダム
水资源開発公团	大山ダム
水资源開発公团	瀧沢ダム
水资源開発公团	丹生ダム
水资源開発公团	富郷ダム
水资源開発公团	恩川開発
水资源開発公团	武蔵水路改築
水资源開発公团	平川ダム

事業再評価 � 實施対象ダム等事業一覧(直轄・公団事業)
北海道開発局 潟里ダム
北海道開発局 忠別ダム
北海道開発局 留萌ダム
北海道開発局 鹿ノ子ダム
東北地方建設局 鳥海ダム
東北地方建設局 嘴瀬川総合開発
東北地方建設局 月山ダム
東北地方建設局 香宮山ダム
東北地方建設局 潛上川ダム
東北地方建設局 膀胱ダム
東北地方建設局 長井ダム
東北地方建設局 運勝ダム
東北地方建設局 田瀬ダム
東北地方建設局 白川ダム
東北地方建設局 鶴ヶ瀬ダム
東北地方建設局 日旗沼総合開発
東北地方建設局 吾妻川上流総合開発
東北地方建設局 江戸川総合開発
東北地方建設局 荒川第二調節池総合改善
東北地方建設局 荒川流域水総合改善
東北地方建設局 鶴ヶ瀬ダム
関東地方建設局 有根川広域導水
関東地方建設局 川古ダム
関東地方建設局 湯西川ダム
関東地方建設局 ハツ場ダム
関東地方建設局 相模ダム
関東地方建設局 長島ダム
北陸地方建設局 清津川ダム
北陸地方建設局 利賀ダム
中部地方建設局 上矢作ダム
中部地方建設局 設楽ダム
中部地方建設局 三峰川総合開発
中部地方建設局 小里川ダム
中部地方建設局 新丸山ダム
中部地方建設局 長島ダム再開発
中部地方建設局 木曾川導水
中部地方建設局 岩屋ダム
近畿地方建設局 紀の川大堰
近畿地方建設局 大豆川ダム
近畿地方建設局 大瀬ダム
近畿地方建設局 猪名川総合開発
近畿地方建設局 天ヶ瀬ダム再開発
近畿地方建設局 九頭竜川ダム

河川及びダム事業の再評価実施要領細目

第1 再評価の対象とする事業の範囲

1. 河川工作物関連応急対策事業、直轄河川維持修繕事業等の維持修繕事業を除く河川事業を対象とする。
2. ダム事業のうち、以下の事業を対象とする。
 - (1) 実施計画調査及び建設段階の事業
 - (2) 管理中のダムにおけるダム周辺環境整備事業

第2 再評価を実施する事業

1. 事業評価の単位の取り方

河川事業における再評価実施単位（以下、「評価単位」という。）は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における再評価実施単位については、原則として、事業採択の単位（個々のダム事業ごと）とする。

2. 用語の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、評価単位に事業費が予算化されることをいう。

(2) 未着工の事業

河川事業における「未着工の事業」とは、用地買収等の契約が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る附帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

ダム事業における「未着工の事業」とは、補償基準が未妥結等または工事に未着手の事業をいう。

第3 再評価の実施に係る事項

1. 河川整備計画の点検、変更手続きの活用について

河川整備計画の点検及び変更を行う際に、学識経験者等から構成される流域委員会（仮称）等（以下、「流域委員会等」という。）の審議を経て当該計画の点検及び変更を行った場合は、その手続きをもって当該河川の各事業の再評価を実施したものとする。その際には、流域委員会等での審議の結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

なお、河川法第16条の2の手続きによる河川整備計画が策定されるまでの間は、建設省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第4第1項(5)の規定は適用しないものとする。

2. 公団施行事業の取り扱い

(1) 住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第34条に規定する住宅・都市整備公団施行の河川事業の取り扱いは次のとおりとする。

① 再評価の実施主体

地方公共団体及び住宅・都市整備公団とする。

② 再評価の進め方

再評価に係る資料及び対応方針（案）の作成は、地方公共団体と住宅・都市整備公団が共同して行うものとする。

(2) 水資源開発公団施行のダム事業の取り扱いは次のとおりとする。

① 再評価の実施主体

地方建設局及び水資源開発公団とする。

② 再評価の進め方

再評価に係る資料及び対応方針（案）の作成は、地方建設局と水資源開発公団が共同して行うものとする。

3. 再評価に係る資料

(1) 河川事業における再評価に係る資料としては、以下の項目について整理した資料とする。

① チェックリスト等による評価の場合

本細目第4第1項(1)に定める項目

② 詳細な評価手法による評価の場合

本細目第4第1項(2)に定める項目

(2) ダム事業における再評価に係る資料としては、本細目第4第2項に定める項目について整理した資料とする。

なお、必要に応じて資料の追加等ができるものとする。

第4 再評価の方法

1. 河川事業に関する評価項目

(1) チェックリスト等による評価項目

実施要領第6第1項(3)に定めるチェックリスト等による評価手法を選択するものとされた事業については、基本的に以下に定める各項目について検討を行うものとする。

① 事業の進捗状況

ア. 事業採択年

イ. 用地着手年、工事着手年

ウ. 事業進捗状況 等

② 事業を巡る社会情勢等の変化

ア. 災害発生時の影響

イ. 過去の災害実績

ウ. 災害発生の危険度

エ. 地域開発の状況

オ. 地域の協力体制

カ. 関連事業との整合 等

なお、環境整備に係わる事業にあっては、上記エからカに加え、

キ. 河川の利用の状況

ク. 水質等の河川環境をとりまく状況 等

③ 費用対効果分析

(2) 詳細な評価手法による評価項目

□ 計画対象期間

河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおよそ計画策定期から20~30年間程度を一つの目安とすること。

ハ 河川整備計画の目標に関する事項

河川整備計画の目標に関する事項の内容は、河川整備計画で対象とする期間における、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。

なお、これら3項目は互いに密接に関連していることから、項目の立て方は、各河川ごとの状況に応じてそれぞれ設定するものであること。

(1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

令第10条第1号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の氾濫区域の人口、資産、上下流及び他河川の整備状況等を踏まえ、バランスのとれた目標を定めること。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

令第10条第2号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の河川の利用状況、正常流量の確保状況等を踏まえて、当面確保する正常流量その他必要な事項を定めること。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

令第10条第3号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて、当面の期間における河川環境の整備と保全に関する事項を定めること。

ニ 河川の整備の実施に関する事項

地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じた河川整備を実施するため、計画対象期間中の個々の河川工事並びに河川の維持について令第10条に規定する事項を総合的に考慮した上で具体的に定めることとすること。

なお、令第10条の3第2号イにおいて、具体的の河川整備に当たっての詳細な断面形を定めること。

③ 河川整備計画の作成に当たっての留意事項

河川整備計画の策定期には、当該計画が地域住民等に十分に理解され、地域の意見を踏まえたものとすることが重要であることから、「②

河川整備計画で定める事項」の記載に当たっては、住民等に分かりやすい内容となるよう工夫を行うとともに、当該河川並びに流域の特性、現状での課題等を記載し、当該計画に定める河川整備の必要性、考え方が分かるようにすること。

また、河川整備計画の策定期には、策定期に当たっての根拠となったデータ等の情報公開に努めるとともに、必要に応じ、河川整備による効果、河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を説明すること。

④ 河川整備計画の策定期の手続について

イ 河川整備計画の策定期に当たって、規模が小さい河川で小規模な工事しかなく河川への影響が小さい場合や計画策定期より地域の要望が出されており、改めて住民の意見聴取等を行う必要がない場合等があることから、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第16条の2第3項及び第4項において「必要があると認めるときは」としたものであるが、両項の規定を設けた趣旨を踏まえ、適切な運用を図ること。

ロ 法第16条の2第4項の関係住民とは、河川整備計画が対象とする区間と関係のある地域の住民であり、主として、当該河川の流域や洪水の氾濫想定地域内の関係者が想定されるが、個々の河川の特性、河川整備内容等を踏まえ、適切に判断すること。

また、具体的な必要な措置としては、公聴会、説明会の開催等、河川の規模、地域の実情等を踏まえ、適切に実施すること。

⑤ 河川整備計画の変更について

河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること。

3 河川整備基本方針及び河川整備計画の公表について

河川整備基本方針は河川の整備の基本となるべき事項を定めるものであり、また、河川整備計画は当該河川の具体的な河川整備の内容を明らかにするものであることから、例えば、河川整備基本方針及び河川整備計画を決定又は変更した旨を官報又は公報に掲載することや、本文を事務所等へ備え置く等により、広く一般に周知されるよう適切に措置すること。

那賀川水系工事実施基本計画

昭和63年3月 建設省河川局

2 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

イ. 那賀川

基本高水のピーク流量は、昭和25年9月洪水、昭和36年9月洪水、昭和46年8月洪水等近年における大出水を主要な対象洪水として検討し、基準地点古庄において $11,200 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、このうち上流ダム群により $2,200 \text{ m}^3/\text{sec}$ を調節して河道への配分流量を $9,000 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

ロ. 派川那賀川及び桑野川

基本高水のピーク流量は、昭和31年10月洪水、昭和40年9月洪水、昭和54年9月洪水等を主要な対象洪水として検討し、基準地点大原において $1,300 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、これを河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 m^3/sec	ダムによる 調節流量 m^3/sec	河道への 配分流量 m^3/sec
那賀川	古庄	11,200	2,200	9,000
派川那賀川 及び桑野川	大原	1,300	0	1,300

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

イ. 那賀川

計画高水流量は吉井地点において $9,000 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、その下流では河口まで同流量とする。

ロ. 派川那賀川及び桑野川

計画高水流量は大原地点において $1,300 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、岡川等からの流入量を合わせ、河口において $1,500 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

河川整備基本方針に入る内容

計画高水流量図

単位: m^3/sec

吉井●

古庄■

9,000 →

9,000 →

0 ↓

大原■

1,300 →

1,500 →

桑野川

派川那賀川

1,500 →

紀伊水道

(3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

那賀川における既得水利としては、楠根から下流では農業用水約 $20.2 \text{ m}^3/\text{sec}$ 、工業用水 $5.94 \text{ m}^3/\text{sec}$ 合計約 $26.1 \text{ m}^3/\text{sec}$ である。

これに対し、楠根における過去16ヶ年の平均渴水流量は約 $12 \text{ m}^3/\text{sec}$ 、平均低水流量は約 $19 \text{ m}^3/\text{sec}$ である。

一方、長安口ダム操作によって同地点でかんがい期において前述の既得水利を満足する程度の流量を確保することになっており、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、これを考慮して基準地点楠根において、かんがい期におおむね $25 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

3 河川工事の実施に関する事項

(1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項

イ. 計画高水位

本水系の主要な地点における計画高水位は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	摘要
那賀川	楠根	河口から 13.2	21.52	計画高潮 堤防高 T.P. 7.70 T.P. 5.00
"	古庄	" 7.0	10.98	
"	中島	" 1.0	* 2.70	
派川 那賀川	辰己	" 2.0	* 2.70	
桑野川	明谷	派川那賀川合流点から 8.8	9.06	
"	大原	" 5.8	6.25	

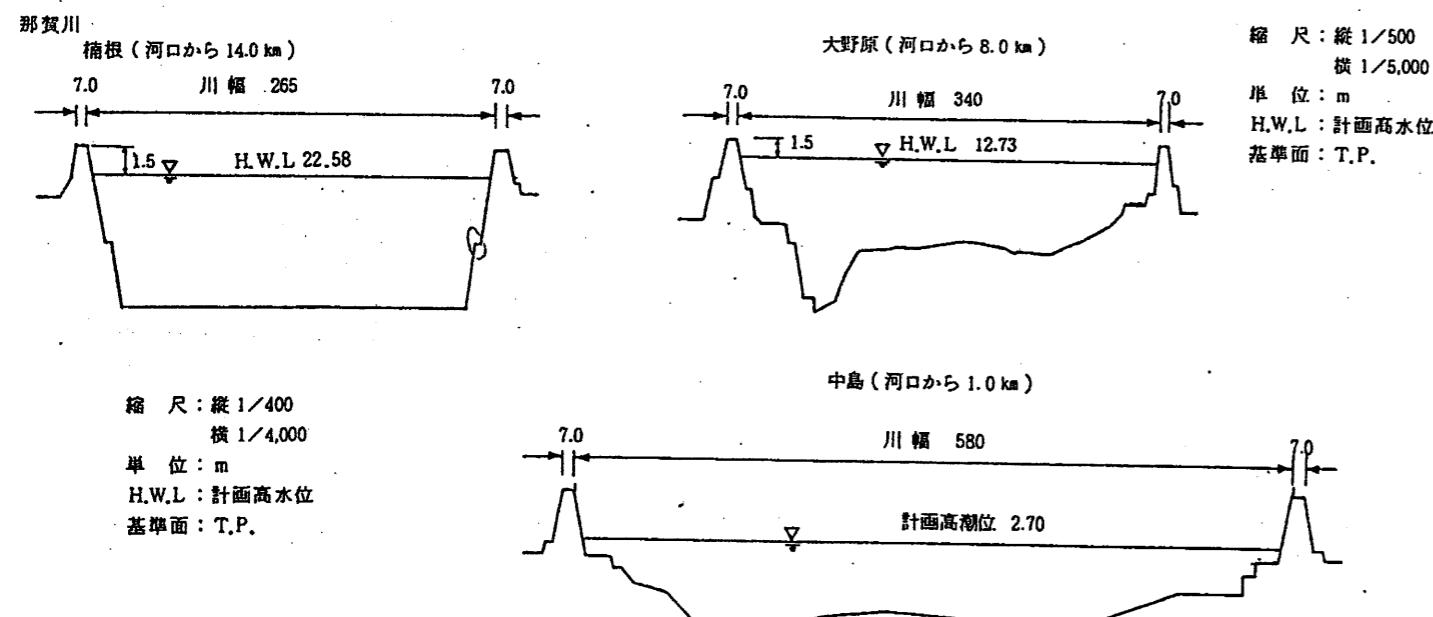
注) * 計画高潮位

T.P. : 東京湾中等潮位

□. 計画横断形

本水系の主要な地点における河道の計画横断形及び堤防の計画標準断面形は、次図のとおりとする。

なお、堤防の横断形は、必要に応じて拡幅するものとする。



ハ. 堤防高

堤防高は、計画高水位に、那賀川及び派川那賀川についてはそれぞれ1.5m、桑野川については、派川那賀川合流点から7.0kmまでは1.5m、7.0kmから上流は1.0mをそれぞれ加えたものとする。

(2) 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要

イ. 那賀川

上流の既設長安口ダム及び徳島県那賀郡木頭村に建設する細川内ダム等上流ダム群により洪水調節を行い下流の洪水を軽減するとともに各種用水の補給及び発電を行う。

加茂谷、吉井、楠根、久留米田等の地区について堤防の新設拡築及び河床の掘削を行うほか、護岸等を施工して洪水の安全な流下を図る。なお、上流に建設する上流ダム群については、調査検討の上、計画を決定する。

ロ. 派川那賀川及び桑野川

派川那賀川及び桑野川については堤防の新設及び拡築、河床の掘削並びに引堤を行うとともに、護岸等を施工して洪水の安全な流下を図る。

内水被害の著しい地域においては内水対策を実施する。河口部については高潮堤防を施工する。

さらに、適正な河川環境の保全と利用を図るための工事を行う。

思川開発はムダなダム事業

思川開発事業を考える流域の会

特異な水資源開発事業

思川開発事業は1964年に基本構想が発表された。当初の事業目的は、首都圏の水需要の増加や頻発する渴水に対処するための利水が中心であった。うよ曲折の30年後の94年5月、事業実施方針が建設大臣から水資源開発公団に対し指示され、現在は地質調査、補償のための調査等がおこなわれている。この事業は、栃木県の日光中禅寺湖を水源とする大谷川から今市市内で取水した水を、サイホンの原理を応用して約3km南の行川ダムにいったん貯め、さらに20km南の南摩川まで導水トンネルにより運び、この間にある行川、黒川、大芦川（いずれも思川の支流）からも取水し、南摩ダムに貯水する、というもの。鬼怒川水系から思川水系へ、5本の河川を横断、取水しながら20km先のダムまで運ぶという、特異な水資源開発事業である（1994年時点での総事業費は、2520億円）。

地元は建設に絶対反対

地下水を水道水源や、農業用水源として利用している今市市の住民は、扇状地の地下水位や自然環境に悪影響が出るのではないかと懸念し、計画が決定されて以来30年以上にわたり、一貫してこの事業に反対してきた。69年7月の臨時議会では反対決議を出し、97年6月には再度、「思川開発事業開発事業計画の中止も含めた見直し」を求め、内閣総理大臣、建設大臣、環境庁長官および栃木県知事宛の意見書提出を議決している。また南摩ダム建設により約80戸が水没する鹿沼市上南摩地区の住民は、30年もの間苦渋の選択を迫られ続け、疲れはてた結果、用地補償調査のための立ち入り調査だけは認めた。補償交渉の準備も進んでいるが、ダム建設を容認したわけではない。また室瀬地区の11戸は、工事計画変更のため、97年2月になってはじめて立ち退き要請を受けたが、この地区では現時点でも、あくまでダム建設に絶対反対の意志表示をえていない。

思川開発事業の問題点

当会が指摘する、思川開発事業の問題点とは、次のようなものである。

- ①水収支が成り立たない—建設省が公開した関係河川の流量データを用いて南摩ダム、行川ダムの運用シミュレーションを行ったところ、6年間で2年以上にわたりダムに水が貯まらない期間があるという結果が出ている
- ②下流域での水需要予測が過大—今後の工業用水の需要見通し、人口減等を考えると、この事業の必要性は極めてうすいと考えられる
- ③今市扇状地の地下水位に大きな影響—大谷川からの取水は、扇状地の自然環境に悪影響をあたえる

④地盤に問題あり—行川ダム建設予定地は、1949年に大規模な山崩れを伴って発生した今市地震の震源地であり、基礎岩盤の脆弱さが指摘されているが、ボーリング、透水性試験などの地盤調査がおこなわれていない

⑤環境影響調査が極めてずさん—建設省が行ったアセスは、記述内容に論理的矛盾があり、極めてずさん上、20kmにもわたる導水トンネルの自然環境への影響を調査していない

⑥巨額な総事業費—1994年時点で2520億円。建設費用に対する効果の度合いも極めて疑問である

⑦東大芦川ダムの疑問—大芦川上流に栃木県が建設を計画している東大芦川ダムは、思川開発事業と密接な関連性があると思われるのに、公団も県もそれを否定している。建設予定地域のすばらしい景観が失われ、イワナの自然繁殖に努力している地元漁協も大反対。

思川開発事業は、南摩ダム建設予定地周辺の住民に大きな苦しみを与えるのは勿論のこと、関係各河川の流域に住む広範囲の人々にも大きな影響を及ぼす。思川開発事業はこれらのすべての人々の問題である。ダム建設という公共事業は川を壊し、自然を壊し、人間関係をも荒廃させてしまう。水収支が成り立たないことがはっきりしたこのダム事業に、毎年20億円前後の予算がつき、97年度までにすでに約160億円が支出されている。会計検査院の報告書でも、「事業着手後27カ年を経過した現在でもダム本体工事に着工しておらず、今後もさらに長期間を要する」と特記されている。94年時点での総事業費2520億円は今後さらに膨らむことが予想され、それは結局我々の税金や水道料にはねかえってくるものである。栃木県の分担額は新聞報道によれば500億円程度となっているが、財政難の自治体には過大な負担である。いずれの面から考えても、この事業はムダな公共事業と言わざるを得ない。

流域の会の活動

「思川開発事業を考える流域の会」では、節水の奨励や、上流の森林を整備して自然の水循環を大切にすることが、ダム建設に比べるかにコストの安い代替手段になり、税金の無駄遣いも防げると考えている。97年10月に発足以来、毎月定例会を開き、会員の意志疎通と活動の広がりを図ると同時に、シンポジウムや講演会を頻繁に企画してきた。また、水資源開発公団、建設省をはじめ、関係する栃木県、東京都、埼玉県、茨城県、千葉県に公開質問書を提出したり、国土庁、会計検査院へ要望書を提出。公共事業チェック機構を実現する議員の会に現地調査を要請もしている。これまでに社民党国會議員が2度にわたり現地調査をおこなったほか、日弁連公害対策・環境委員会が現地調査と関係団体からのヒアリングをおこなった。ATT流域研究所のエコツアード現地を案内。参議院議員選挙立候補者に対しアンケートを実施。98年4月には思川開発事業の問題点を明らかにするパンフレット「ムダなダムはいらない」—思川開発事業のQ and A—、98年11月にはブックレット「真の文明は川を荒らさず」—水と環境から思川開発を問うーを出版。

沙流川総合開発計画年表

「沙流川を守る会」（山道康子代表）から送られてきたものを水源連事務局で要約整理したものです。

1969年

第2次全国総合開発計画の苫小牧東部大規模工業団地（苫東）を閣議決定

1971年

6月 札幌通産局「沙流川水系総合開発計画」調査報告発表。苫東への工業用水源として平取町二風谷にダムを建設。最大80万トン/日、建設費146億円余、を計画。

1973年

4月 門別漁協シシャモ漁保護の観点からダム計画に絶対反対
7月 平取町長も反対を表明

開発局は地域振興調査費270万計上、現地説明会開催

10月

平取町、道の実施計画調査に関する5条件提示
1、住民の同意なしの着工を行わない。
2、既得水利権の優先確保。
3、十分な補償と地域振興計画の実施。
4、額平川流域の農業利水も含めた調査。
5、水没地を最小限に。

1997年

2月 平取町設置の「沙流川水資源対策調査団」（池田北海道学園大学教授）の報告で、観光面でのメリットがないこと、治水目的というが苫東への工業用水でしかないこと、平取での冬期の水不足が深刻になり、「影響評価を全住民に公開し」「住民の賛否を問うべきだ」と発表。

5月 地区労・農民漁民を含めた初の反対集会

1980年

1月 二風谷・豊糠地区で住民・各種団体への実施計画調査の説明会を開催、以後地権者の組織化始まる。

1982年

5月 開発局、水没補償交渉本格化、門別町はシシャモ漁への影響を理由に反対、「平取・門別両町とも住民の同意が得られない限り、原則的に反対」

5月

道、地域振興対策促進のため水特法に基づく特別措置適用の方針

6月

- 平取町助役「地域振興策がないまま水資源開発先行」を批判
- 萱野茂町議、アイヌ文化の発祥地を守る観点からダム事業批判

8月

開発局、「環境影響評価書」発表、シシャモ漁への大きな影響ないと発表、説明会で門別漁協強い不信感を表明

9月

日本科学者会議北海道支部アセスでダム計画反対の意見書
「シシャモへの影響大、排砂ゲートは役立たない」

9月

アセス意見書、54年制度化以後最多の意見書187通、ダム反対が多数

1983年

3月 ダム基本計画に対する知事の意見が道議会で議決
沙流川を守る会、地質データ公開を要求

8月25日

沙流川を守る会、沙流川ダム建設事業所長らと団体交渉

1984年

3月 沙流川ダム地権者協議会、補償基準に同意
9月27日 平取町議会、振興策も含め着工に同意を議決

1985年

3月 水特法に基づく「指定ダム」に閣議決定
5月、7月 沙流川を守る会、建設省等に抗議文

10月15日

二風谷ダム本体着工

1987年

9月 地権者側から異例の土地収用委員会へ裁決申請
地権者側「アイヌ権利回復に向けた条件闘争の場」

1990年

8月16～18日 一万年祭でダム問題訴える（以後94年まで）

1994年

8月17日 ダム問題シンポジウム
9月から10月 東京集会、名古屋集会でアピール

1995年

1月 オーストラリア・タスマニア、アボリジニと交流
8月21日 沙流川両ダムの視察と調査
8月22日 岩知志ダム調査（堆砂と浚渫・メタンガス発生など）
8月25日 水資源開発反対関係者と交流
9月22日 全生物の日イベントでアピール

- 10月15日 平取ダム視察
 11月 平取ダム建設工事決定報道される
- 1996年**
- 2月26日 平取公民館にて公聴会
 3月13日 沙流川総合開発事業審議委員会、中間答申を出し、二風谷ダムの試験湛水・運用を容認。平取ダムに関しては苦東計画の推移を見るとして保留、審議委員会を休会とした。（水源連事務局で追記）
 4月 2日 二風谷ダムゲート前にて湛水抗議デモ、抗議文を町長・開発局長に手渡す
 4月 4日 開発局・道・町に抗議文、意見書提出
 5月14日 回答あり、官僚的作文に不満
 5月27日 再度抗議文提出、署名も提出
 6月 4日 開発局に聖地問題で抗議文提出
 6月20日 日高新聞に抗議文掲載
 6月24日 各新聞社に抗議文を掲載するよう要請
 12月20日 沙流川総合開発事業に関する集会・デモ
- 1997年**
- 3月30日 平取ダム地点、看板立て
 4月15日 沙流川沿いの植生調査に入る（2週間）
 10月16日 沙流川沿いの山と川の生態系変化調査
 11月17日 国に沙流川の自然破壊の抗議を行う
- 1998年**
- 3月19日 平取ダムの一次、二次、三次凍結について
 4月10日 財政悪化で凍結だが、見切り発車の可能性の用心について
 5月15日 沖縄での集会にて、チラシ配布と自然保護集会実施
 6月30日 I T E R集会
 8月15～20日 1万年祭集会、アイヌ、モシリ、イベントシンポジウム
 9月6～7日 札幌で集会、イベントシンポジウム I T E Rとは？
 9月13日 虹田町の集会、チラシ配り
 9月22～25日 核、原発と民族と世界中の民族の主張とこれからの地球をどう考えて、生きられるか、のシンポジウム開催 100名余り

千歳川放水路問題の経過

千歳川放水路に反対する市民の会

昨年9月、道知事の要請を受けて「千歳川放水路検討委員会」（委員長小樽商大学長 山田家正氏他6名、以下委員会）が発足し、関係する自治体、自然保护団体、農業関係者、漁業団体、道弁護士会からのヒヤリングを行ってきましたが、検討委員会自体非公開であったため、わずかに委員会終了後の記者会見の場で、委員長が経過をまとめた個人メモが報告されるのみで、議論経過が全くわからない状況でした。

それに対し「千歳川放水路に反対する市民の会」「日本野鳥の会」「北海道自然保护協会」「環境市民連絡会」「市民ネットワーク北海道」「とりかえそう北海道の川実行委員会」（以下6団体）は、論議経過がすべて明らかにされていなければ、道民の合意など得ることができない。“多くの道民の合意形成が得られるような治水対策”を追求したいとしている委員会の立場にも非公開は反するのではないかと、委員会が開催される都度公開を要求してきました。

また、私たち6団体に対するヒヤリングの結果から、「治水に対する認識が不足している」「委員会を構成している河川工学者ですら河川法改正の主旨さえ理解していない」まして「開発局から委託研究を受けていては公正な議論ができない」「少数の委員で、しかも短期間に“放水路以外の治水対策の検討”は困難であると考えられる」等から、多くの専門家の意見を聞くべきだとして、申し入れを行いました。

結果として、委員会での論議に進展が見られなかったことから、拡大検討委員会（上述のヒヤリングを行った団体から2名ずつで構成、漁業団体は不参加）が設置されました。

10月末までに11回の拡大検討委員会が開催されましたが、基本高水量をめぐる議論と放水路計画の対案となる総合治水対策を中心とした議論が行わ

れ、現在、背割堤・分水路・移設の3案を検討してきますが、そのいずれも北海道開発局が検討委員会の委任を作成しているため、大規模な計画になり放水路案と同様に実行不可能な代物といわざるを得ません、私たち6団体は、洪水被災地の農業者との話し合いから、小規模の対策の積み上げで十分に対応できると確信しており、その裏付け作業を各団体と連携をとりながら進めています。

あたかも科学的に決められたように扱われている基本高水量が、実は治水の安全度と工事の規模、自然や住民生活への影響といった要素によって大きく変化します、基本高水量を大きくとっても、洪水が全くなくなるものではありません。むしろ問題となるのは、「基本高水量を上回った場合の超過洪水対策」であり、治水対策案を地域住民に周知し、問題となる箇所を修正しながら、治水計画を作り上げてゆくべきと考えます。

そのためには河川法の改正に伴い流域住民の意見を反映させるため、地方河川審議会を設置させ、委員に法律や経済の専門家や自然保護関係者、農・漁業の関係者、市民団体などを参加させ、治水問題を行政や専門機関だけに任せのではなく、私たち市民がいかにこの問題にかかわっていくかということだと思います。放水路計画の撤回はもとより、関係住民の納得の得られるような治水対策を行うよう強く知事に働きかけていくなど、取り組みを強化していきます。

苦小牧市大成町1-5-6-105

太田 峰文

TEL 0144-72-4064

函館市「松倉ダム問題を振り返る」

松倉川を考える会 事業部 小鳥二郎

1995年3月「松倉川を考える会」（以下「考える会」と呼ぶ）が発足して以来、松倉ダム建設に関わる行政との意見交流会やフォーラム、松倉川の調査、市民参加の観察会、沢登り、滝探訪や写真展の開催。

また、「清流松倉川 “私たちの川、いまダム問題を考える”」と題した本の出版など市民の理解を求める活動をしてきた。

97年7月に北海道が打ち出した「時のアセスメント（長期間停滞している道の事業や政策を時代の変化に応じて見直し、再評価するというもの）」の対象6事業のひとつとして公表され、その動きも急になった。

今年、98年10月30日、北海道知事は「時のアセスメント」で再評価してきた松倉ダム建設の中止を公表し、ひとつの節目を迎えるに至った。

以下この一年の「考える会」のおもな活動と松倉ダムに関わる動きを振り返ってみたい。

- 97年11月10日、11日、13日の三回、北海道（函館土木現業所）と函館市（水道局、市土木部）が市民に対して初めての説明会を開催したが、松倉ダム案と放水路案など7案を提示した行政説明に「森林伐採などの洪水原因について触れていない」「当初の計画を撤回した経緯がわからない」などの不満や戸惑いが多発。議論は入口で終わった。

- 同年11月18～24日までNHK函館放送局ギャラリーにて「美しき松倉川」写真パネル展を開催。市民300名が来場した。

- 98年1月23日、考える会は函館市長宛に「人口減による利水破綻」を主たる理由として松倉ダム計画の白紙撤回の要望書を提出したが回答は無い。

- 同年2月6日、道と市は考える会と説明会を開催。考える会が提起した、松倉川水系の洪水発生原因など治水に対する根本論議について、道は「今後の調査」を理由に回答を保留した。

●同年2月13日、道と市は松倉ダム問題で市民委員からなる「松倉川意見交換会」を設置。商工会議所、町会、女性団体、農協など団体の代表と公募による市民4名とで15名で構成。考える会からは中尾代表を選出した。この会の主旨は「松倉川の治水対策と函館市の利水対策を幅広く意見を聞くもの」として時のアセスの再評価の参考にする意義を行政は強調した。

この会合は2月28日、3月26日、6月4日、8月7日の5回の詰合いかがもたれたが、治水（道提示の計7案）と利水（市の予測人口）とも大きな疑問を残したまま議論未消化で終了したと言える。

●同年2月22日、市民参加で「雪深い松倉川探訪」を開催。川に沿った林道をクロスカントリースキーなどで30名が散策した。

●同年3月1日、第4回松倉川を考える会総会&勉強会を開催。時のアセス決定に向けて活動強化を申し合わせる。

●同年4月3日、松倉川探訪マップが完成。市内の小中学校などへ無料配布。

●同年5月17日、早春の松倉川観察会を中流で開催。河畔林の植物に市民50名が感動した。

●同年5月24日、考える会の調査活動が実り、希少植物「ミツモリミミナグサ」（別名タカネミミナグサ）を70年ぶりに確認した。

●同年5月30日、北海道自然保護協会と合同で「松倉ダムシンポジューム」を市内で開催。市民60名が参加。俵浩三協会会长は「右方上がりの経済成長は終わった。行政はいまだ夢の中だ。公共事業の性質を変えるチャンス」と講演した。

●同年6月4日、考える会会員の高島正憲さんがダム事業の問題点を新聞紙上で発表「当初予算の1.2~1.9倍はかかる」と検証した。

●同年6月21日、函館音楽鑑賞協会と合同で「コカリナコンサート・IN・松倉川」を中流河畔で開催。120名が参加し大好評だった。

●同年6月28日、源流のアヤメ湿原。8月2日、上流の天女、羽衣の滝を市民と探訪した。

●同年9月10日、道は松倉ダム建設について函館市へのアセス再評価に向け意見照会。

①松倉ダムの可否等について ②松倉川の治水対策について③函館市の利水対策について。を質問した。

●同年10月1日、市は道に対して松倉ダム計画の見直しも容認するが、「松倉ダム議論継続」の必要性を回答。根拠として「広域的展望」を新たに付記。これまで意見交換会や説明会でも論点として議論を伏せた展望であるにもかかわらず利水の目的に出現。矛盾した回答にマスコミも反発した。

●同年10月22日、市と考える会との懇談会を開催。市は道への回答表現の言葉不足を詫びて、真意を道へ伝えることを約束した。

●98年10月24日、北海道建設部は「多目的ダムである松倉ダム中止」の方向を発表。評価調書を副知事以下で構成する検討チームへ提出した。

同10月30日、堀達也知事は「松倉ダム中止」を正式に記者発表した。

無駄な公共事業として疑問をもち続けた松倉ダム計画は中止と決まった。時のアセスという「公共事業の民主主義をとりもどすシステム」にうまく適合したのは事実。住民参加の手法として評価でき、道の新政策である政策アセスを自信づけたのは言うまでもない。でも再評価が的を得てるかというとそうでもない点も。松倉川の治水論議の将来は楽観視はできない。建設部の今後の進め方には治水ダムや意味不明な分水路案などが燐っているからである。

いっぽう、函館市の利水対策では、ダムによらない節水、リサイクル、水道設備改善などの構想を早急に造らなければならない。というのも市水道局の一部には「水道専用ダム」の夢を捨て切れない発言がこれまた漏れ聞こえてくるからである。松倉川の開発論議はエンドレスステークのようだ。

考える会は、今後は治水対策と利水対策に十分関与して活動を凝縮していく方向になるのは間違いない。やっと松倉ダムが中止になって、振り出しに戻ったが、これからが市民団体の真価が問われる段階に入ったと言えよう。

最後に全国の水源連の皆さん、松倉ダム中止は全国の皆さんのお陰とも言えます。ありがとうございました。これからが「活動の仕切り直し」と考えています。

以上

1998年(平成10年)10月27日(火曜日)

北海道新聞

治水の問題 再浮上

松倉ダム計画、中止までの経緯

「中止」決定後の論点 ＜松倉川流域の治水対策＞			
	必要性	手法	住民参加
道建設部・ 函館土現	当面の措置とともに、100年確率の抜本対策を行いたい(尾形浩・道建設部長)	総合的な治水対策として、ダム、分水路、遊水地、放水路等の調査検討をさらに行う(道建設部の検討評価調書)	河川法の改正に基づく「河川整備基本方針」「河川備計画」を学習経験者や民の参加を得て策定する(道建設部の検討評価調書)
市 民	これまでの意見交換会などで、必要性についてはおおむね合意	「ダムありきではなく、環境にもっと配慮を」「個々の洪水原因を把握した上で具体的な対策を」「森林伐採と洪水との関係を考えるべき」(いずれも松倉川意見交換会での意見)	利水とは別に、市民参加会を作りて考えるべき。該地区など直接被害に遭っている人や有識者にも参加してもらわって、早急にスタートさせるべき(松倉川を考える)

〈函館市の水需給対策〉

	必要性	手 法	住民参加
函館市 水道局	市の水需給対策は、給水人口の見直しや、安定した水源やのとりある施設能力の確保、広域的な水需給の展望や節水なども含め、早朝に見直す。水需要量の予測は2000年の国政調査時の人口動態を考慮する。(市の道への回答)	ダムありきではない(市水道局)	今後、多くの立場の市民議論できる場を設け、水給対策を話し合う(市水道局の方針)
市 民	将来の給水人口を32万人と設定して行った市の水需要予測は、街問(松川会意見交換会などで)での主要意見	水需要の伸びを抑えるため節水や雨水利用などを行政策に入れるべき(松川会を考える会)	治水と一緒に議論すると直なダム案が出てくる個別に論議すべき(松川会を考える会)

が正式に決まりたんだと
で、今後の議論は、同
計画による治水・水
需要対策をどう策定す
るかとなる。これがで
の議論を基に論議を整
理するが、太閤統では
は新たな水源の必要性
が、それぞれ懐疑的な
立場づけ。

どうなる治水、水需給

新水源の必要性焦点

「百年確率」めぐり議論も

また「五年確率」の取扱いについては、長期間の上水道事業と多額の事業費を要するといふから、設定見直しを求める声が出るのも驚くべきである。

一方、水需給対策では、市水道局は「過大」と批判され、「(一)一大年度(二)三十万人の給水人口の設定を含めて、水需要予測を見直す方針。その上で新たな水源の必要性の有無を議論し直す」となるが、市民団体は「水源を開発し続けることは無理で、むしろ給水量を抑える政策が必要」松倉川を考案する」と主張しており、水道行政の在り方を問う議論も予想される。

水道局は、市の「第五回函館圈総合計画」の人口推計(1)(2)五年度(三十一万五千人)に基づき、給水人口を設定していった。アセスの結論で、総合計画の人口推計のものが否定された格好となつたことは、水道事業以外の市の今後の町づくり計画にも影響が出そ

一九八一年に道が予備調査に着手して以来十七年間、ダム計画の舞台となつた松倉川を二十四日、タマシ建設課で現地調査を行つた。建設課は慎重な市民団体「松倉川を考える会」の鎌尾隆史事務局長とともに訪ねた。計画中止といふ道の発表を目前に、川の上流部は穏やかな清流をたたえていた。

調査待つ未知の自然

松倉川上流を歩く

1

八十九今と近所の庄屋で



存在が一般に分かったのは2年前。ダム計画中止で水没を逃れた白滝

自然保護、財政上は「歓迎」

<p>ダム以外の治水策の早急な検討を提言する。</p> <p>逆に、平野さんは「水の問題は水利権や漁業補償がからみ、短期間では解決しない。一部にダム反対があるとしても、行政として水が必要と言うべきときはある」とダム計画の復活を求めている。</p> <p>函館土現と市が設置した市民委員会「松倉川意見交換会」のメンバーたる函館市農協の石田昭男組合長</p>	<p>は、治水面で「長期的な対策は別として、短期的な対策は早急に」と指摘する。</p> <p>松倉ダム問題は、四月に北海道新聞社が函館市内で実施した世論調査(五百人)では、賛成二〇・四%、反対三七・一%となった一方、わからないとする人が四二・四%もいただけに、市や道は今後も新たな対策づくりに向けた市民への情報提供が求められている。</p>	<p>98年2月 7月 8月 9月 10月 同</p>	<p>自由参加方式で開催 土現と市が「第1回松倉川意見交換会」開催。公募を含む15人の市民が委員に 函館市議会の民主党系会派が、ダム計画反対を本会議で正式表明 建設省が全国19カ所のダムを中止または休止すると発表。松倉ダムは来年度予算要求しない休止ダムに 松倉ダム意見交換会の委員が意見書を道に提出。ダムの賛否分かれる 函館市が道に「計画議論の継続」を求める回答 道建設部がダム計画書を中止とする検討調査を発表</p>

1998年(平成10年)10月31日(土曜日)



道に十分な対策要請 「広く市民の声も聞く」

「やつと入り口に」
情報公開の重要性強調



また、道がこれまでの論議で示した松倉川下流域でのダム建設について、「上流の自然が守られるから良い」という点ではない。下流ダム案も重要な問題がある」と指摘した。

松倉ダム計画中止で市水道局長会見

「やつと入り口に」
情報公開の重要性強調

道の時のアセスメント(時代の変化を踏まえた事業政策の再評価)で松倉ダム計画を正式に「中止」するとした

「将来的になら」とは言えないと否定し

なかった一方、「今の時点

では(ダ)ありきではな

い」と述べ、今後の市民論

議の議論は、住民参加と情

報公開を基本にすべきだと

の考えを強調した。

堀知事が発表した再評価

松倉ダム計画中止で市水道局長会見
道の時のアセスメント(時代の変化を踏まえた事業政策の再評価)で松倉ダム計画を正式に「中止」するとした
「将来的になら」とは言えないと否定し
なかった一方、「今の時点
では(ダ)ありきではな
い」と述べ、今後の市民論
議の議論は、住民参加と情
報公開を基本にすべきだと
の考えを強調した。

松倉ダム中止を発表 会見

会見

松倉ダムは函館市の松倉
川上流に高さ七十二メートル、横
幅三百メートルの堤体で、総貯
水容量は八百五十万メートル、総工
事費は約一百億円と想定され
ていた。

松倉ダムは函館市の松倉
川上流に高さ七十二メートル、横
幅三百メートルの堤体で、総貯
水容量は八百五十万メートル、総工
事費は約一百億円と想定され
ていた。

☆禁断の言葉「森は海の恋人」

この言葉は、森の民と海の民との出会いの中から生れた。新月の森に暮らす私たちと、気仙沼湾に生きる漁民たちとの出会いが底辺にあり、私たち気仙沼市新月地区の住民と、気仙沼湾に暮らす漁民と、大川上流の岩手県室根村の村民が、大川流域に生きる者同志としての自治体をこえた相互理解が、室根村での落葉広葉樹の植林活動へと発展してきた。しかし、新月ダムの建設を促進する気仙沼市と市議会は、私たちが深く関わっていることからダム建設反対運動を象徴する禁断の言葉として「森は海の恋人」をとらえてきた。その背景には新月の住民は嘗々と杉、赤松の植林を続けてきたが、この嘗みは正当な評価をうけたことがない。しかし漁民が樹を植えるという話題性が一人歩きしてマスコミにもてはやされている、という思い込みがあるのかも知れない。宮城県と気仙沼市が、第14回水郷水都全国会議気仙沼大会の後援団体となることを断ったことは、「森は海の恋人」が彼等にとって今なお、禁断の言葉であることを物語っているといえるだろう。しかし森は海の恋人の名の元に10年来つづけてきた植林活動は、年毎に参加者がふえ、全国的な共感を呼んできた。それは、森と川と海の繋がりが、いかに普遍的なものであるかを私たちが再確認し、また「大川」を通して成り立っている三陸沿岸の森と海の生態系を新月ダムの建設が断ち切るものだということに、多くの市民が理解を深める一助となってきた。

☆共有地と収用法適用の検討、そして休止へ

新月ダムは収用法を適用してもつくるべきダムでなかったのか。県と市は「新月ダムは下流の洪水を防ぎ、人口増や下水道のための水資源を確保し、さらに大川の美しい自然環境を守る素晴らしいダムになる」と市民に必要性を訴えてきた。25年くり返されてきたこの説明に嘘がなければ、行政側は収用法を適用しても新月ダムをつくる責任がある。

実際に1995年前後に、県と市は収用法の適用について具体的な検討をしていることが漏れ伝わってきた。それは、強制立入り調査についてであった。河川法56条・89条をもとにした強制立入り調査により、ダム予定地内に河川予定地の指定を行い、堪水線の現地測量を経て河川区域の指定に持ち込めば、ダム建設の障害は事実上なくなる。そのように、ダム建設が強力に進められるよう河川法も整備されていた。

私たちは、1990年4月、全国各地の一般市民や、専門学者・弁護士等の協力をいただいて、ダム予定地内の山林の一部を82名の共有地として登記した。

この共有地について市当局は、ダム建設上の手続が若干増えるだけで、特に障害にはならないとの見解を示した。しかし、強制立入り調査を実施する場合、県と市は地元地権者はじめ、共有地所有者にも、ダム建設の必要性と強制立入り調査の正当性を立証し説明しなければならなくなる。特に水問題に明るい住民運動家や、専門学者、弁護士などからなる共有地所有者を相手にした場合、河川法56条・89条の適用の正当性が論点の中心になる。それは新月ダム建設計画の実体が、白日の元に晒されることになることでもある。公共事業費7%圧縮という財政上の理由であれば、新月ダムは「足踏みダム」に位置付けられただろうが、「休止ダム」とし2年間で再検討すると発表した背景には、「休止ダム」にせざるをえない事情として、ダム建設反対運動があったことを物語っている。事実、県が今年2月に設置した「大川治水利水検討委員会」に提出された、雨量・流量データは、治水の面で、新月ダム建設の必要性を裏付けるものになっている。利水についても、市が出した今後20年間の水需要予測は、節水と有効率を全国平均にまで上げることで、対応可能な範囲内のものとなって

新月ダム建設計画「休止」についての簡潔な報告

新月ダム建設反対期成同盟

事務局長 熊谷博之

988-0842 気仙沼市字久保 207

TEL/FAX 0226-55-2707

いる。しかし、市と市議会は現在もダム建設に拘わっており、利水用のミニダム建設の道を探っている。新月ダム建設休止という状況の中で、気仙沼市を会場にして、水郷水都全国会議が開かれることに対して、新月ダム建設促進期成同盟会（市、市議会、民間諸団体）は、三陸縦貫自動車道や、大島架橋など、当地方の巨大公共事業に悪影響をあたえるのではないかと心配している。去年の「米子大会宣言」が新月ダムの休止に触れていることが原因のようだが、見当違いも甚だしい。新月ダムのように、不必要的環境破壊型の公共事業は勿論否定するが、日本の山河を切り刻んできた公共事業とは、一体誰のためのものであったのか、今こそ問い合わせなければならない。

☆治山・治水と水産都市

43年前、旧新月村は気仙沼市に吸収合併された。そして、新月村民が無税村をめざして植林し、撫育し嘗々と蓄積してきた山林資源が、目の前で次々と皆伐され市の財政を潤しつづけた。残された裸山に植林し今日の美林に育ってきたのもまた新月の人々である。市土の4割を占める新月地区は大川流域に位置しており、森林地帯であり、本市の水源地域でもある。そのため林業行政が一歩間違うと、大川下流に大きな影響を与えることになる。

1979年10月（昭和54年）の台風20号は大川流域に激甚災害の指定をうける大きな被害をもたらした。

大川支流の八瀬川流域に発生した集中豪雨が、八瀬川流域と大川下流の洪水被害を増加させたものである。当時八瀬川流域は、落葉広葉樹林が皆伐され、針葉樹に樹種を転換する拡大造林が熱心に進められてきた。林相の大規模な変化と、急峻な地形とが、地元住民が経験したことのない鉄砲水となつた主な原因であると話されている。かって入会林として利用していた国有林を、99年契約の部収林として利用するためには、針葉樹の植林を行なわなければならぬという林業行政のもとに、600ha以上の植林と、夏刈りをはじめとする撫育作業がつづけられてきた。延べ面積にすれば数千haにおよぶ大事業である。広葉樹林を雑木林と呼び、経済価値を認めなくなった林政の付けが、結果として洪水という思わぬ姿であらわれたといえる。54災害といわれる洪水被害は「天災」とされているが、国と地元で結んだ分収林契約の制度上の欠陥が深く関わった「人災」であったことは明らかであると思う。

同じように、官行造林、県行造林、森林開発公団造林、林業公社造林などの機関造林が行った針葉樹の植林地が、いま続々と伐期をむかえ皆伐されている。水源涵養林を含む400ha以上のこれらの林地は大川流域に集中している。再造林されているとはいえ、元の林相にもどるには40年以上の時間が必要である。

大川の治水と、市の水資源確保のために新月ダム計画を促進してきた河川行政がある一方、組織的に森林伐採を行い、森林の保水力を低下させる林業行政が進められてきた。森林伐採による収益は、現在限りなくゼロに等しいが、それによって発生する被害は限りなく大きい。河川行政は、流域の森林と海を含めた一元的な発想のもとに行われるべきである。

気仙沼市は、鮪、カツオ、サンマなど日本一の水揚げを誇る一方、カキ、ホタテ貝、若布、コンブなどの養殖漁業もさかんな水産都市である。しかしその影に隠れているが、製材所が20工場もあることから分かるように、昔から森林の町でもあった。漁船が木で造られていた頃、養殖漁業の資材も広葉樹林から供給されていた、養蚕農家に漁民達が桑取りなどの労働力も提供していた。人や物の交流を通して海と森との風土が形成されてきた。このような環境の中で生きてきた人々は、大川が森と海を結びつけてきたことを知っている。そんな人々は、新月ダムの建設計画が押し進められてきた理由は、ダムという公共事業が欲しい人々がいたからであり、洪水や渇水はその言い訳でしかないこを見抜いていた。これが、新月ダムが「休止」となった簡潔な理由である。

＜新潟から＞ 利水・治水の根拠も怪しい=巨大捨て電ダムは要らない

イヌワシネットワーク 高見 優

株主とする国策会社であることを盾に、歴代社長がすべて通産事務次官であるためか、福島・新潟両県はもちろん、環境庁も及び腰になっている。

全国集会の開催で注目が集まる

10/31～11/1、揚水発電問題全国ネットワーク第2回全国集会が湯之谷村で開催され、1日目は、湯沢町にある電源開発（株）の奥清津川揚水発電ダムを、2日目は、湯之谷揚水発電所計画現地と奥只見ダムを見学した。

現地視察と総会に50名、小出町で開催した巨大ダムを考えるシンポジウムには現地住民も含めて約100名が参加した。ダム建設ラッシュの観のある新潟県だが、中村敦夫参議、田中優氏（グループKIKI）、武本和幸氏（柏崎原発反対同盟）、嶋津暉之氏（水源開発問題全国連絡会）らの報告で、熱効率が悪い原発の捨て電目的の危険でムダな揚水発電ダムであること、財政の行き詰まりで公共事業は見直さなければならないこと、利水も治水も過大な見積りを前提にした計画であり水道料金など住民負担が増大すること、などが指摘された。

取り上げられたのは、佐利川ダム・湯之谷揚水発電所計画のほか、奥只見・大鳥発電所ダム建設、清津川ダムなどの計画で、地元町村の関係者らも多数参加していたが、ダム建設推進派の説明と大きく異なる新しい事実を指摘する話を真剣に聞き入っていた。

本工事着工目前、環境アセス終了、これから環境アセスをするダムなど異なる段階にあるが、一つひとつ精査していくとそれぞれに共通する問題が鮮明になってくる。すでに完成直前の奥三面ダムについても、旧石器時代以降の19カ所もの貴重な遺跡が相次いで発見されたため、湛水延期を求める県民署名運動が開始された。本当に必要なダムなのだろうか。市民が参加し市民の納得できる「時のアセス」が不可欠な時代が到来している。

土建屋・首長らの陳情で足踏み解除

「足踏みをはずせ!」「自民党国會議員は何をしている」と、県河川協会会長である伊藤孝二郎黒川村長を先頭に、ダム建設予定地の首長と建設会社の社長たちが、県の役人をも引き連れて建設省や議員会館めぐりをして圧力をかけた。その「成果」があつたためか佐利川ダムなどの予算（調査費等）が復活した。私たちも建設省に対して予算復活すると申し入れをしたというのに。

伊藤村長（と後援会）が応援していた非自民代議士が落選したため自民に鞍替えし、今回の陳情に失敗しては村長・土建業界らの死活問題。それぞれの生き残りをかけて元建設官僚の真島一男参議の奮闘で何とか功を奏したが、今度はその真島が参院選で田中真紀子の夫直紀に破れた。真紀子は「もう父角栄の時代の公共事業一本槍でなく、福祉を」と訴えてはいたが、佐利川ダム計画のある湯之谷村長選ではもちろん土建屋村長を応援した。

イヌワシ死亡、違法工事で告発

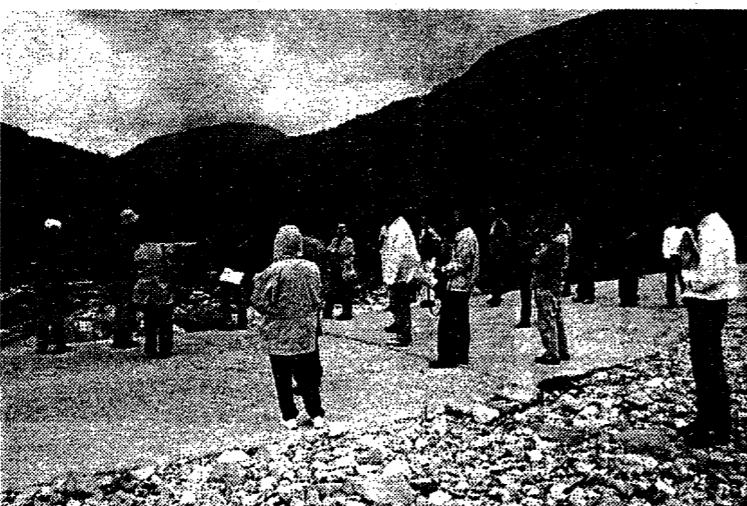
本工事の許可が出ていないのに、奥只見・大鳥発電所増設計画で電源開発（株）は、調査と称して事実上の本格工事を行っている。そして、イヌワシ等希少猛禽類のモニタリングの継続中に、イヌワシ幼鳥が死亡するという事件が起こった。私たちの緊急の呼びかけに応じてくれたNGO18団体の名前で、電発と行政などに工事の即時中止と死亡原因調査の実施を申し入れた。

その前には、電発は国定公園の中で河川法に違反して無許可で工事用水中道路（鋼板）を設置したことに対して、住民から検察庁に告発され、新潟行政監察事務所に現地調査の嘆願書が出されている。電発はこれまでにも十数件もの違法工事を繰り返し、県などに始末書を提出しているが、大蔵省と電力会社を

エネルギー問題や自然保护などの観点から揚水発電の問題点を考える「揚水発電問題全国ネットワーク」(金沢英明代表)の第一回全国集会が三十一日、電源開発(本社・東京都)が揚

揚水発電ここが問題

市民団体 湯之谷などで全国集会



揚水発電所やダム予定地を見学、揚水発電について認識を深める全国からの参加者=31日、湯沢町三保

水発電計画を進める北魚湯之谷村などで始まった。初日は全国から集まつた約五十人が、南魚湯沢町の電源開発・奥清津揚水発電所や、建設省が計画する清津川ダムの水没予定地などを見学、理解を深めた。

新潟集会実行委員会の三橋まさ子代表によると、揚水発電の問題点として①揚水に使つた電気の七割しか発電できず効率が悪い②ダム建設などで動植物の生態

系を破壊する③将来的に人口は減少、代替エネルギーの研究も進んでいるなどがあるといふ。

一行は、奥清津発電所では、発電の現状を実際に見て、安全性や効率について認識を深めた。また、清津川ダム水没予定地では、治水利水計画の問題点などについて意見を交わした。

夜には湯之谷村に会場を移し、和田武・立命館大教授が「温暖化防止のエネルギー転換 原発を止め、自然エネルギー利用を」と題して講演した。

一日は、湯之谷揚水発電所建設予定地を視察し、牛後からは小出町北部公民館で「巨大ダムを考える」シンポジウムを行う。参議院議員の中村敦夫氏や水源開発問題全国連絡会の島津津之氏らが、公共事業や治水計画の問題点などを語る。

98.10.22 M

川底に鋼 電柱

新潟、福島県境の奥只見川
・大鳥ダム発電所増設工事
に伴い、電源開発(本社・東京)が只見川の川底に鋼板を敷き工事車両を渡らせていたのは許可条件に違反するとして、県は21日までに電発に対する文書で厳重注意した。

問題になつた鋼板は、先月19日～21日と、24日～10月1日の2度にわたり敷かれていた。県によると、

木板敷き橋代
元に嚴重
タム事県「許可条」
渡るための「橋代わり」に
使っていた。
電発は一月、河川法に基
づき、仮設橋を建設するた
めの許可を県から受けてい
た。ところが、大雨で流さ
れたため、電発は暫定的に
鋼板を敷いていたところ。
これに対し、自然保護団
体のメンバーが「許可なく
『水中道路』を建設してお
り、河川法違反だ」と指摘

注意 件に違反 わり

電源開発（本社・東京）が新潟・福島県境の奥只見地区で進めている奥只見大島ダム発電所増設工事現場近くで、23日まで、国の天然記念物に指定されてい

イヌワシの死骸発見

「死因解明まで工事中止を」
保護団体



国天然記念物のイナワシ

た。死因は確認されていない。

福島県などの説明による
と、工事現場周辺でイヌワシ
の生態調査を行っていた
自然保護団体のメンバーが
22日午前、タムから約2
・15キロ下流の福島県側で死
骸を発見したところ。死
因調査のため、死骸が近く
環境庁によって解剖され
る。

一方、死骸発見の連絡を
受けた福島県の自然保護団
体「博士山」が林を守る会

死因が解明されぬまでも電気
に工事中止を指導する。死因
求めの申し入れを行つた。
申し入れに於ける點は「死
骸の発見現場が福島県側であ
る」と「死因と事故の因果関係が明
らかにならぬ」と動きあつたが
だ」（環境企画課）ア
しづかく事態を静観する形
で鉄錠を示した。また、福
島県は「今は工事の準備作
業の段階で、大きな影響は
考えにくい」と申入れ内
容に難色を示した。

イヌワシの死がい発見 県は

は環境庁 市民団体、調査
種の保存法で希少野生動植物に指定されているので、環境庁が調査すると思う」と話している。
一方、新潟県の自然保護団体「イヌワシネットワーク」(斎藤裕子代表)は、「大島発電所の準備工事が影響したとして工事の即時中止し、新潟、福島両県と環境庁が協力して死亡原因を調査するよう電発や新潟県に申し入れた。事務局は

月任せ 調査を要請

県は環境庁任せ

市民団体、調査を要請

98.10.14

渡良瀬遊水池の運動の経過と今後

・水源連絡会資料 P62

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

渡良瀬遊水池の歴史と自然

渡良瀬遊水池は、栃木・群馬・茨城・埼玉の県境にある面積33haの利根川水系最大の遊水池である。この広さは東京の山手線内側の2/3に相当する。渡良瀬遊水池は谷中村村民の怨念の地である。村民がこの地を追われたのは、今から約90年前の明治40年の頃であった。明治10年代からの古河鉱業足尾製錬所の操業で、大量の鉱毒が流出し、その結果、渡良瀬川は魚が棲まない死の川となり、中下流域の農地では作物が腐り、実を結ばぬ被害があらわになっていた。とりわけ、大きな氾濫があると、鉱毒が農地を覆いつくし、被害が深刻化した。国と古河鉱業を糾弾する世論の盛り上がりにより、明治政府は鉱毒事件を鎮静化させるべく、氾濫を防ぐという理由で、谷中村を廢村にして渡良瀬遊水池をつくる計画を推進した。

現在の遊水池の西縁（栃木と群馬の県境）を流れていた渡良瀬川は、大正7年に遊水池

の北端に付け替えられた。その後の遊水池には渡良瀬川から膨大な土砂が流れ込んだ。足尾製錬所の煙害で、上流域に広大なハゲ山を抱える渡良瀬川であるから、土砂の供給量がすこぶる多く、昭和20年頃には、遊水池の北部にあった大きな赤麻沼も土砂でほとんど埋まってしまった。そして、その土砂は単なる土砂ではなかった。足尾から流出した鉱毒を多量に含む土砂が堆積した。

しかし、自然の生命力、復活力は驚くほど強い。多量の鉱毒を含みながらも、遊水池はいつのまにか、様々な生物を育む、一面のヨシ原に変わっていた。ヨシ原にはきわめて多様な植物が生育しており、その種類はこれまでに調べられただけで、約700種に及ぶ。その中には、オオアブノメ、チョウジソウ、ミズアオイなどの絶滅危惧植物が約40種含まれている。

そして、遊水池は野鳥の楽園にもなった。今までに記録されている野鳥の種類は約2

10種にもなり、特にワシ・タカ類にとって遊水池は東日本最大の越冬地になっている。冬季にはチュウヒやハイイロチュウヒ、コチヨウゲンボウなどのワシタカ類がみられ、春から夏にかけてはオオヨシキリやヨシゴイ、ヒクイナ、バンなどの繁殖の地になっている。昆虫類の種類も豊富である。渡良瀬遊水池は、植物や野鳥をはじめ、様々な生物が生育・生息する自然の宝庫として蘇った。

遊水池における様々な土木工事

けれども、これだけ広大な国有地を国がそのままにしておくわけがなく、遊水池は様々な土木工事を行う場になっていった。まず、1962年頃から、遊水池に三つの洪水調節池をつくる工事が始まった。出水時に直ちに越流するのがただの遊水池であるが、河川との間に高い堤防を築いて、大きな洪水があった時のみ越流するのが洪水調節池である。第一、第二洪水調節池がそれぞれ1970、72年に完成すると、次に75年から第一貯水池の建設工事が始まった。首都圏の水ガメとしての平地ダムを第一調節池の南部に建設する工事である。

この第一貯水池が1987年にほぼ完成すると、第三セクターである渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団が88年に発足し、この振興財団と古河市の手でそれぞれ18ホールのゴルフ場を第一調節池の北部と南端につくる工事が進められていった。そして、この頃、第二調節池の中に第二貯水池とゴルフ場をつくり、遊水池全体をレジャーランドのようにしてしまったアクリメーションランド構想も提案されるようになった。

江戸川系水道水のカビ臭事件

1990年の夏に、第一貯水池が発生源となる水道水のカビ臭事件が江戸川で起きた。この時は渇水年だったので、利根川の流量不足を補うため、完成したばかりの第一貯水池からの放流が行われた。首都圏の水ガメの一つであるから、他のダムと同様の措置であった。ところが、第一貯水池の水は藻類の異常増殖により、カビ臭物質を高濃度に含む水であっ

たから、その影響は甚大であった。放流水に含まれたカビ臭物質は、利根川を通じてその派川である江戸川に流入した。その結果、江戸川から取水している埼玉・千葉県、東京都の水道浄水場の給水区域では、水道水が軒並みひどいカビ臭を帯びるようになった。一口飲めば、思わず吐き出してしまうほどのひどいカビ臭であった。

第一貯水池をつくって、渡良瀬川最下流の栄養塩たっぷりの水を貯水すれば、藻類の異常増殖によって水質がひどく悪化することは、建設当時から予想されていたことであるが、その予想どおり、その水質悪化が下流に大きな被害を与えた。その後は貯水池からの放流を利根川の流量の大きい時に限定しているため、90年のような事件は起きていないが、カビ臭事件が再び起きる危険性は常に存在している。

住民協議会の活動

このままでは渡良瀬遊水池で、更に多くの土木工事が行われて、遊水池のかけがえのない自然が破壊され、谷中村の歴史も失われてしまう。そして、第二貯水池が建設されれば、下流水道水の水質悪化を引き起こす原因がまた一つつくる。そういう危機感をもった流域住民は1990年9月に「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」を結成し、第二貯水池建設、ゴルフ場増設など、これ以上の開発を中止させる運動を展開していく。遊水池周辺の住民だけではなく、水道水のひどいカビ臭を経験した下流側の住民もこの運動に加わり、流域あげての運動が進められていった。

住民協議会は主に次の活動に取り組んできた。

- ① 建設省との交渉
- ② 署名活動
- ③ リーフレットや通信等の発行
- ④ シンポジウムや、建設省との公開討論会の開催
- ⑤ 野鳥、植物、昆虫の実態調査
- ⑥ 第一貯水池等の水質調査

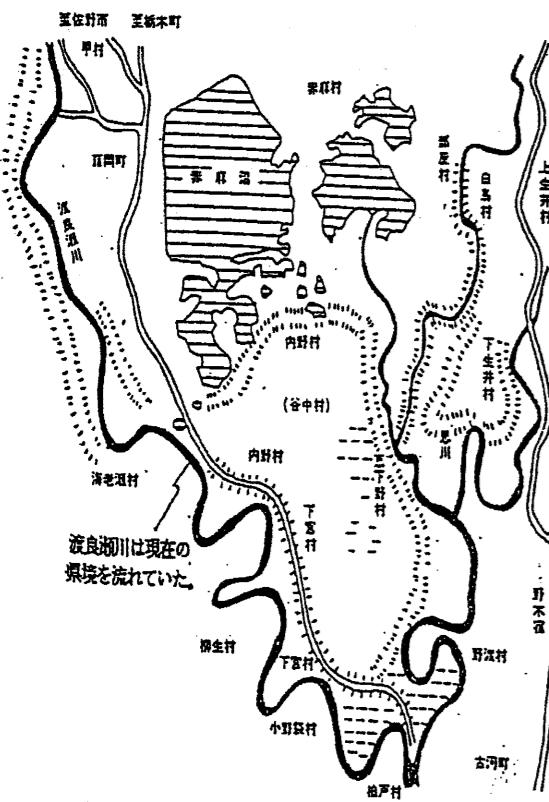


図1 渡良瀬遊水池がつくられる前（明治時代）
(出典：佐野聰平「渡良瀬川」)

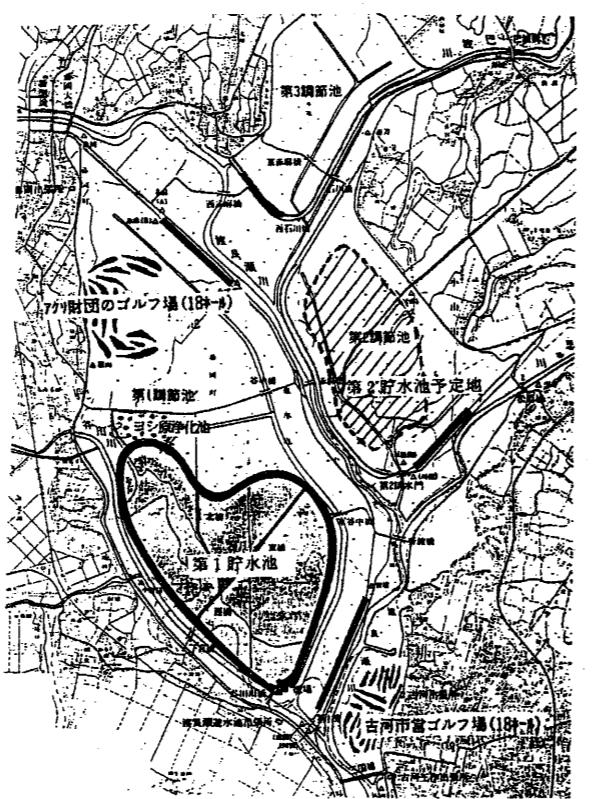


図2 現在の渡良瀬遊水池

- ⑦ 遊水池の自然の素晴らしさを伝える様々な催しや、自然観察会
 - ⑧ 遊水池周辺の住民との話し合い
- これらの活動を進めた結果、ゴルフ場増設計画は立ち消えになり、第二貯水池の建設計画も棚上げのような状態で推移していった。

第二貯水池のダム審議委員会

このような中で、第二貯水池の建設をあらためて評価する渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）審議委員会が1995年10月に発足した。建設省がこの年から始めたダム事業評価システム試行の対象事業として、関東地方では渡良瀬第二貯水池が選ばれたのである。審議委員会の委員は、利根川流域の1都5県の知事6名、遊水池周辺6市町の首長と議会議長12名、栃木県議1名、学識経験者11名の計30名で、他に例をみない大世帯の審議委員会である。

住民協議会は、ダム審議委員会の役目を、基本的にダムの推進にお墨付きを与えるものだととらえている。第一に、事業の見直しは、事業者とは独立した第三者機関によって行われなければ、客観的な評価がされるはずがないが、審議委員会は事業者である建設省内部に設置された評価機関である。第二に、審議委員会は、事業推進側の委員がほとんどを占めるしきかがつくられている。建設省の通達で、知事と県議会議員、地元市町村の首長と議会議長、学識経験者で構成する枠組がつくられ、その枠組の中で、ダム推進の旗頭である知事が全委員を推薦するのであるから、ダム反対の地元市町村が存在しない限り、ダム反対派が入る余地はほとんどない。渡良瀬遊水池の審議委員会も、事業に異を唱える委員はほんの一部しかいないと思われる構成である。

そのような審議委員会ではあるが、第二貯水池についての真実と住民協議会の意志を審議委員会に対して粘り強く示すことが、少しでも状況を改善していくのではないかと考え、審議委員会が開かれる度に大勢のメンバーが押しかけて、第二貯水池建設の無意味さを訴えると同時に、審議の公開を求めた。この審議の公開については委員会の資料や会議の速

記録は公開されたものの、住民の審議傍聴はどうとう認められなかった。

そして、96年1月に開かれた公聴会にも積極的に参加し、当日の意見発表者14人の約半分を住民協議会のメンバーが占めた。残り半分の発表者は事業推進を求める意見であったが、そのほとんどはいかにも推進側の動員組と思わせるような意見陳述で、第二貯水池とは関連のないような事柄を延々と述べ、最後に推進要望の言葉で締めくくるパターンであった。これに対して、住民協議会は各メンバーが分担して、歴史、自然、下流の水道水質、必要性の有無、今後の遊水池のあり方等からみて、第二貯水池の建設がどれほど無意味で、有害なものであるかをそれぞれの角度から具体的に語った。

中断の中間答申

このような住民協議会の粘り強い働きかけが功を奏したのであろうか、96年8月に開かれた第5回会議で、審議委員会は突如、第二貯水池計画を中断することを発表した。そして、同年12月の第6回会議で中間答申を出して、委員会の活動も数年間中断することになった。建設省は97年2月にこの中間答申に基づいて、計画を中断することを発表した。

審議委員会が第二貯水池計画の中断をきめた理由は主に二つある。一つは、水質問題である。第一貯水池は前述のように藻類の異常増殖できわめて劣悪な水質になっており、このまま第二貯水池をつくれば、同じような水質問題が生じ、下流に被害を与えることが確実に予想されたことである。もう一つは、遊水池の自然の価値をおろそかにはできず、その自然を壊す第二貯水池を安易に認めることはできないということであった。貯水池の水質問題と、遊水池の素晴らしい自然というものがもしなければ、審議委員会の意見がどうなっていたか分からぬが、住民協議会の活動が審議委員会にこれらの事実を認識させ、中断の中間答申を引き出す素地をつくりだした。

ヨシ原浄化池の問題

審議委員会を再開するまでに、建設省は、第一貯水池の水質改善の目処をつけるとともに、遊水池の自然を調査し直してその評価を行うという課題が課せられている。しかし、前者はきわめて困難な課題である。

建設省が進めている水質改善対策の中心はヨシ原浄化池である。これは、第一貯水池の北側にあるヨシ原80haに貯水池の水を送って、ヨシ原の力で浄化した水を貯水池に戻すというものである。96年から浄化池第一期20ha分の工事がはじまり、98年7月からその運用が開始された。この事業には第一期分だけで30億円の費用が投じられ、市街地の再開発事業を連想させる巨大土木工事がヨシ原で行われた。

それによる自然破壊も看過できないが、ヨシ原浄化池についてはその他に致命的な問題がある。6年前から運転されている1.4haのヨシ原浄化実験池の結果は次のようなものであった。

- ① 貯水池水質悪化の原因である栄養塩（窒素とリン）の除去率はわずかなもので、貯水池の水質改善効果は期待できない。
- ② ヨシ以外の植物は消滅し、ほとんどヨシのみが生育する異様な植物相になった。
- ③ ヨシも、土壤の過栄養化とヘドロの堆積で生育がおかしくなり、背丈が高いだけで、中身のないがんらどうのヨシが生えるようになった。

ヨシ原浄化池はいわば、第一貯水池のひどい汚れをヨシ原に持ち込んで、植物の生育を危うくするものでしかなく、貯水池の水質をよくする機能は全くないといつてよい。

貯水池水質改善の切り札としてきたヨシ原浄化池がこのような有り様であるから、審議委員会の再開までに第一貯水池の水質改善の目処をつけるという課題を建設省が達成するのは到底無理であると考えられる。

エコミュージアム・プラン

しかし、第二貯水池についての見通しは、私たちにとってまだまだ楽観視できるもので

はない。最近、周辺市町の首長が第二貯水池の建設を求める発言を相次いでいるようになつた。周辺市町の今後の水需要を充足する手段は他にいくつもあるし、そもそも、第二貯水池そのものが水質悪化で使いものにならなくなるのだから、周辺首長の発言は不可解であるが、それは、第二貯水池建設に向けて何らかの力が働いていることを示している。

住民協議会は第二貯水池をはじめとする開発計画を永久に葬り去るためにには、遊水池のあるべき将来像を明確にすることが必要と考え、その作成作業を進めている。その将来像をエコミュージアム・プランと呼んでいる。

その目的は次のとおりである。

- ① 遊水池のかけがえのない自然を守り続けるとともに、かつての遊水池のより豊かな自然の再生をはかること
- ② 遊水池を自然野外博物館とし、自然と歴史を知り、学び、楽しむ場として位置づけること
- ③ 自然野外博物館の利用拠点として周辺市町に関連施設をつくり、町起こしをはかること

住民協議会は近いうちにまず、第二調節池についてのエコミュージアム・プランの案を発表する考えである。

審議委員会は来年度中に再開される予定で、これから数年間が第二貯水池をめぐる運動の最後の山場になるであろう。エコミュージアム・プランの実現は、動植物だけではなく、住民にとっても、また、周辺市町にとっても、是非とも必要だということを広く強く訴えて、プラン実現のうねりをつくっていきたい。

相模大堰経過報告

相模川キャンプインシンポジウム

＜根拠のない暫定取水＞

1995年、神奈川県中央部で1日3万7千トンの水道水が不足するとして、堰本体工事着工が強行され、今年6月15日には堰本体が完成しゲートが降ろされた。そして7月23日から暫定取水が開始されている。しかし、宮ヶ瀬ダムが道志導水路工事の遅れで、ダムの完成が2000年に変更され、その開発水を水源とする相模大堰は、現在、相模川の河川維持水量を取水する豊水期暫定水利権での取水という変則的な形になっている。

この暫定取水には相模大堰の必要性を偽装した、極めて悪質なトリックが行なわれた。建設省に提出された水利使用申請における暫定取水の理由は①県営水道の県央部分での給水不安定地域の発生、②県営水道の湘南方面における伊勢原浄水場の処理能力の限界、③横浜市の朝比奈ポンプ場の事故頻発による廃止、④横須賀市の大矢部ポンプ場系統の給水不良等があげられている。このように緊急の必要性があるから相模大堰は今年7月から可動させなければならないというのが水道企業団の理屈である。

これに対して嶋津輝之氏が水道水の一斉検針値による実績値に基づいて詳細な分析と情報収集を行なった結果、①の県央部分では平成9年で150700m³/日の余裕があり給水不安定地区が生じることはありえない。②について伊勢原浄水場では80000m³/日の余裕があり、処理能力に限界があるという事実はない。③について朝比奈ポンプ場を平成10年度に廃止する予定はない。④について横須賀市は給水量が横ばいであるので、一部地域で近年給水不良が生じることはありえないことが判明した。したがって、相模大堰の暫定取水の根拠は全て崩壊した。

水道企業団は水道水が不足していないことを認めざるをえない状況に追い詰められ、あっさり認めてしまった。ところが、実績では不足しなくても、各水道事業者から要請されている水量を合計すれば計画値としては相模大堰がなければ供給不足になるとして、実績値と計画は合わないのは当然だと完全に居直っている。

＜二重投資・そのツケは県民に＞

相模大堰から下流5kmに寒川堰がある。堰本体工事の直前になって寒川堰で取水している22m³/秒の内12m³/秒(103万m³/日)の暫定水利権が宮ヶ瀬ダムが完成すれば解消されることになった。安定水利権が優先されるからだ。その結果寒川堰約50%小雀浄水場は90%以上が遊休化することになる。一方で相模大堰、綾瀬浄水場が新設され、極めて不合理な二重投資が行なわれている。

今回の暫定取水でも、寒川堰で1.5m³/秒の水利権を削減し、相模大堰での取水に振り替えている。したがって神奈川県全体では水利権は増加していない。今後本格的に相模大堰が可動すれば、その分、寒川堰が遊休化することになる。

このような無駄な相模大堰建設計画は相模川水系建設事業第1期計画の一環であり、宮ヶ瀬ダム、導水管、送水管、浄水場を含めると合計でなんと9,293億円、水道企業団の負担は6,700億円で、その全てが水道料金にしづ寄せされ県民が負担する。

＜レッドデータ種の全滅＞

水道企業団が95年の堰本体工事着工の際に移植したレッドデータ絶滅危急種のタコノアシが、97年に絶滅した事実が私達の調査によって暴露された。しかし7月からの相模大堰可動時に移植が成功したように見せるため、絶滅させた移植地への播種と湛水域予定地へのタコノアシの再移植を4月に強行しようとした。

これは、相模大堰の6月試験湛水、7月暫定取水開始のために、環境アセス遵守のポーズをとる水道企業団が仕組んだことである。ところが、アセスに記載されている内容は4月移植ではなく、成長の停止した11月に移植するという内容であったため、アセス違反が明白となった。そこで移植地での連日の抗議の座込みとテント設置による泊込み、移植阻止のネット設置が効果的で6月の試験湛水、ゲート降下までタコノアシの移植を阻止しつづけた。

＜座込みに対し危険なゲート操作で湛水を強行＞

ゲート降下の前日深夜から堰直近の中州に「座込み決行中」の横断幕を掲げ、テントを設営して試験湛水に対する抗議行動を行なった。水道企業団の警備をかいくぐって、水没予定の中州にテント設営が完了し、東の空が少し明るくなった早朝、私達の座込みを知った水道企業団の慌てた姿を見て、ゲートを降ろすことはできないとその時は確信していた。しかし、朝7時になって突然ゲートが降下し始めた。中州に座り込む一方で仲間がカヌーで降下するゲートの真下に突入するが、ゲートの降下は止まらず頭上間際で辛うじて停止した。7門のゲートが次々に降下し始め、全てのゲートを阻止仕切れない状態になる。水道企業団は集まった報道陣に対し、座込みがあるのでこれ以上水位は上げないと説明し、夕方報道陣は引き上げていった。すると、再びゲートを降下させ、中州に人がいるにもかかわらず水没させ、テントが流失する事態になった。水道企業団は「溺れたら助けるつもりだった」と事故が発生することを知りながらゲートを降下させた責任は非常に重大である。水没し壊れたテントは今だに現状回復されていない。

＜相模川の天然鮎等の危機＞

相模大堰計画地は中流域で最も多様性があり、貴重な生態系が存在していた。しかし、建設工事と堰の締切による湛水域の出現によって壊滅状態である。11月1日に調査した結果、堰締切後、相模川で最大の鮎の産卵場が消滅し、レッドデータ種のタコノアシの生息地は全滅した。今後、1m³当たり1万匹を越える数が生息し、食物連鎖の基盤をなしていたカゲロウなどの底生動物や、神奈川県レッドデータブック記載されているゲンゴロウ、ミズスマシなど水性昆虫のうち約17%、60種の水生昆虫等の追跡調査を実施して、堰の建設による生態系の破壊の実態を明らかにしたいと思う。

相模川キャンプインシンポジウム

神奈川県相模原市中央4-2-7

TEL 0427-56-6916

「徳山ダム」の近況（昨年の総会以降）

徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

(1) 「藤橋村騒動」と藤橋村の自治・自立

◎経過 ◇ 12月7日：リコール署名達成

名前を明らかにして「権力者」に反対することができるようになった

「藤橋村を拓く会」の結成

◇ 1月22日：島中村長の辞任

水資源公団徳山ダム建設所を訪れ、事業認定申請に必要な「意見」を提出。

「藤橋村の活性化への協力」要請

◇ 2月24日：村長選告示

島中敏朗、横山周導氏立候補

◇ 3月1日：村長選投票日

島中村長再選

◎取組み ◇ ドラ入れ／署名推進グループとの接触

◇ シンポジウム開催

「住民自治と地域振興－山村の自立を考える－」田村好（木頭村村議）

／小西和子氏（御嵩町）／渡辺正氏（愛知大教授）

藤橋村に近い揖斐川町で開催

◎ 譯題

「ダムで栄えた村はない、ダムでは村は活性化しない」とは言えても「ダム建設中止する方が豊かになる、村が活性化する」とは言い切れないもどかしさ。森林などの自然を保全することが、経済的にも「豊かさ」に直結するというシステムを早急に作る必要がある。(例として森林交付税構想など)

(2) 強制収用に向けた「事業認定申請」と共有化

◎終過 ◇ 6月10日：事業認定申請

起業者（水資源開発公団、電源開発株式会社）が建設省に対し、土地収用法に基づく事業認定を申請。この時点で7名の地権者が残っていた。

△ 6月24日までに「意見書」150人分を提出

△ 7月初め 共有地の一部を譲

ただちに事務局員の名義に書き換え、共有化を進める
ことにより、最終的に共有化書類を提出。合計1,18名

◎「確認書」

1971年12月、徳山村及び徳山村ダム対策委員会と建設省との間で取り交わされた「確認書」(立会人:岐阜県知事)の1項に「みだりに強制収用はしない」とある。この確認書は、10月の村民大会での村民の要求と建設省の回答を文書化したものである。ところが「確認書は、建設省の要望により条項の削除、字句の修正、表現の変化によって徳山村民の真意が大きく阻害され、その内容は徳山村民にとって必ずしも納得のゆくものではなく」(「差入書」より)、不安を覚えた徳

山村側より確認書の解釈についての「差入書」が提出された。これには「いかなる段階においても、住民の犠牲となるような強制収用を行わないこと」とある。むしろ直接地権者でない旧徳山村住民の中に、強制収用への反感、反発が存在する。

◎今後の取組み ◇ 事業認定処分に対する異議申し立て→提訴

徳山ダムの公益性（はない）を巡って争う

◇ 岐阜県の徳山ダム違法支出の監査請求→提訴

岐阜県の新長期水需給計画策定への牽制

実質的には弱い組織／事務局体制で2つの裁判を扱うことの問題

(3) その他

1. 水没予定地・磯谷の不法伐採についての取り組みと質問
 2. 岐阜県の徳山ダム関連支出の違法性の問題
 3. 3億トンの死水を抱えた6億6000万トンの巨大ダム
 4. 周辺の動き

岐阜県のダム支出

	徳山ダム		岩屋ダム
	治水分	工業用水分*	建設費償還*
1992年までの支払い計	10,228,958	1976年支払い開始 5,777,969	1978年支払い開始 909,452
1993年	891,462	433,415	60,716
1994年	679,207	522,699	60,716
1995年	928,800	565,794	60,716
1996年	938,408	571,434	60,716
1997年	936,721	571,434	60,716
合計	14,603,556	8,442,745	1,213,032

単位：千円

*支出名目「徳山ダム工業用水道水源費負担金」「岩屋ダム建設費償還金」

長良川河口堰の本体完成、導水開始

だがどうする水質と債務

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議

村瀬 物一

長良川河口堰本体は、'94年3月、事業費1500億円で完成した。うち626／1000は、受益者負担（但し、水道用水分の1／3を厚生省が、工業用水分の0、30を通産省が補助する）洪水調節分374／1000は建設省（但し、約1／3は受益県）負担。利水分のうち他は事業の進捗に応じて年度毎に処理されている。受益県は、その債務（財投）を23年ローン、利率5、33%（市中金利の2倍以上！）で償還することになっている。元利合計は下記のとおり。

	愛知県	三重県	名古屋市
水道用水分	222億円	220億円	155億円
工業用水分	500億円	355億円	

ではどうやって？

水道用水は押し売りで回収

長良川導水、長良川導水事業

愛知県知多半島の大府、東海、知多、常滑、半田の5市ほか5町（人口53万人）の水道用水の水源は木曽川の犬山頭首工の日量10万トンと馬飼頭首工の日量10万トン。その馬飼を河口堰に切り替えるために、河口堰～篠川浄水場間に導水施設を設けた。事業費328億円（最終的にやや超過した）。'98年度から送水を開始している。だが馬飼の能力は日量139万トン、知多を含む実績は、約70万トン。だから切り替える必要はなかったのだ。

なお、大府市は選挙制度の改正に伴い、他区に屈するとの理由で、この事業から離脱した。

中勢水道事業

三重県中勢の津市、久居市ほか7町（人口30万人）の水道用水の水源は雲出川の8、1トンと自己水源（地下水）の6万トン。県は将来8、5万トンの新規水需要が発生するとして、河口堰～津間の導水を計画した。事業費853億円（但し、余りにも多額であるので、河口堰～四日市間を北勢工業用水のルートに乗せることで約400億円に圧縮した模様）。だが、需要見込みは過大であり、且つ自己水源を伏せてるので正味の増加は2万トンを割るだろう。ならば、中勢の工業用水は水利権5、4トン、実績1、5万トン程度だから余剰の1／2を転用すれば充足できるはず。その他、北勢工業用水に40万トン以上の余剰がある。とまれ、両県の導水事業は、河口堰にかかる債務回収の為に強行された事業としか言いようがない。

なお、名古屋市は水道事業会計で自己処理する。

売れない工業用水は一般会計で
は地方財政法違反だ

水道用水分は市町村への押し売りで処理する。が、工業用水の契約水量の改訂に応ずる工業

は一社もない。

愛知県は33億円、500億円を予算化

愛知県の工業用水分の債務は、製革には499億円7482万円、うち97年度において企業会計から29億4283万円償還したので残額470億3199万円。県は98年度の一般会計予算に、企業会計への「貸付金」33億4959万円計上した。(注)三重県は、20億8000万円の「出資金」を計上。

だが、一般会計から企業会計への繰り入れは地方財政法の禁ずるところ(貸付金といい出資金と言っても所詮回収不可能なだから繰り入れ金なのだ)。

地方財政法

第6条 公営企業で政令の定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い……当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債による収入を含む。)をもってこれに充ててはならない。

監査請求 住民訴訟

河口堰つぶしのキメ手になるか

でどうするか。不法支出に対しては支出止めの住民訴訟で対抗する。もし支出てしまえば、知事と出納長に対して賠償請求の訴訟を提起する。乱脈経理で会社に損害を与えた経営者に対する株主訴訟と同質のものだ。そのためには、まず愛知県に対する監査請求を行い、(監査請求人でないと訴訟の原告になれない)、却下されたら差止め訴訟、支出したら賠償請求を追訴という順序になる。以下経過を略述する。

監査請求 7月10日

金城大学助教授伊藤達也氏ほか34名で愛知県職員措置請求書を提出した。(要旨略)

監査委員会は、9月8日要旨下記理由で支出に正当性ありとした。すなわち、①木曽川水系(長良川、揖斐川を含む)水資源開発基本計画は関係知事および水資源開発審議会の意見を聴いた上で閣議決定を経たものであり②平成22年度(2010年)には尾張地域の工業用水として若干(0、2トン/秒)の需要発生が見込まれ、同時に西三河で予想される水源不足、中部国際空港、第2東名・名神高速等により水需要は着実に増加する。③工業用水を水道用水に転用することも考えられる④この貸付けは適正な金利を付して行なわれるものであり、且つ近年頻発する渇水対策としての利用も可能であるので合理的な理由が認められる。……というもの。(少々苦しくはないか!)

伊藤達也氏ほか33名で訴訟 9月14日

だから言ったではないか

訴 状

名古屋地方裁判所あて

地方自治法242条の2第1項に基づく支出止め等請求事件

(当事者の表示)

原告	伊藤達也ほか	33名
右原告代理人	弁護士	在間 正史
被告	愛知県知事	鈴木 礼治

被告 愛知県出納長 坪井 敏之

(請求の要旨)

- 1、左記の件、一般会計から工業用水事業の支出につき被告愛知県知事鈴木礼治は、支出命令を、被告愛知県出納長坪井敏之は支出をしてはならない。
 - (1) 工業用水道事業会計の長良川河口堰共用施設負担金470億3198万8千円についての貸付け、出資その他一切の名目による支出金。
 - (2) 平成10年度工業用水道事業予算の長良川河口堰元利償還関連事業費に対する一般会計からの貸付金33億4959万4千円
- 2、訴訟費用は被告等の負担とする。

(請求の理由)

- 1、長良川河口堰の開発水、特に工業用水は需要がない。
- 2、本件堰の費用負担額(略)
- 3、需要の見込まれない工業用水の開発計画、負担、負担の転嫁はしてはならない。
- 4、本件堰の工業用水負担に係る工業用水道事業会計への貸付けは違法である。

すでに半額(半期分)は支払はずみと答弁 10月12日

県側の答弁は、要するに負担金470億3198万8千円のうち10億6890万8797円と、出資金予算額33億4959万4千円のうち16億5328万8146円は、いずれも平成10年(98年)9月21日に支出ずみであるから本訴訟から外してもらいたいというもの。

ならば当方はすでに支出済みの額については知事と出納長に対する賠償請求の訴訟を起こすことだけのこと(在間弁護士準備中)。

なお、三重県関係は目下原告編成中

長良川河口堰の水利権とアロケーション

		愛知県	名古屋市	三重県	岐阜県水利権
水利権	水道用水	2.86 (24.7万)	2.00 (17.3万)	2.84 (24.5万)	
	工業用水	6.39 + 2.00 (72.5万)		8.41 - 2.00 (55.4万)	
アロケーション	水道用水	79.6	55.6	79.0	
	工業用水	177.8 + 55.6		234.0 - 55.6	
	洪水調節	124.7		124.7	124.6

(注) ①水利権はトン/秒(万トン/日)で表示。

②三重県は、工業用水野水利権を河口堰で2.00トン、岩屋ダムで2.00トン計4.00トンを愛知県に肩代わりしてもらうことで河口堰の建設に同意下。(1987年4月)

使ってよいのか河口堰の水

— 常滑市からの告発 —

常滑市議会議員の杉江節子さんは、市議会で次のように「告発」しておられる。即ち、4月から知多半島の4市5町の上水道の水源が木曽川から長良川へ切り替えられたのに伴い「水がまずくなった」「カルキ臭がつよくなつた」「浄水器を取り付けた」等の苦情がでている。そこで私(杉江)は議会で元の木曽川に戻すよう要望した。とあります。長良川の水に

は①窒素、燐、大腸菌などいずれも木曽川の2倍、②植物プランクトンが大量に発生する、③浄水場では塩素処理をするさいに発生するトリハロメタンが増加する、④長良川流域は人口が多く下水道普及率が低いので、クリプトスポリジウム混入のおそれが多い、⑤木曽川に比べ長良川は農薬、殺虫剤、肥料の流入が多いからだ。

心配したとおりの結果が表れ、河口堰の水を「押し売り」すること自体の可否が問われているのである。

「長良川監視委員会」の調査結果

岐阜大学教授山内克典氏らと市民グループでは、堰ゲート閉鎖（1995年）後の環境変化調査を続けたところ、こんな結果を得たとしておられる。

1、汽水域が破壊されたことにより

(1) 堰（河口より5、4Kmの地点）下流の塩分躍層、塩分濃度の上昇と循環流の形成を招いた。

(2) 堰下流にヘドロが体積ヤマトシジミが消滅した。

2、堰上流部が湖沼化することにより

(1) 堰上流部（湛水域30Km地点まで）に夏季の酸欠とアオコの発生が著しい。⁹
5年8月にDO（溶存酸素）は0.3mg/（生存の限界）を記録し、クロロフィルaは80μg/に達した。

(2) 堰直上に腐敗性汚泥とメタンガスが発生した。

(3) ヨシハラが衰退、沈水性水草（カナダモ、コカナダモなど）が繁茂した。

(4) 汽水性動物プランクトンが激減、降下仔アユの採餌率が極めて低下した。

(5) 天然サツキマスが減少、代わってブラックバスやブルーギルが増加した。

(6) ユスリカが増加した。

3、飲料水の悪化が懸念される。

(1) ミクロシスティスなどアオコを形成する藍藻類が増殖。（ミクロシスティスは急性肝毒性と発癌性を持つ。）

(2) 水道水を塩素消毒すると発生するトリハロメタン（腎、大腸、肝などに発癌する）が湛水によって水質悪化で増加する。許容限度とされる100μg/を越えることが多い。

(3) クリプトスポリジウム（アーベーと同じ単細胞生物）を大量に発生させるかもしれない。

(4) 内分泌系搅乱物質（環境ホルモン）であると考えられるゼスフェノールA、フタル酸化物、ノニルフェノールなどのプラスチック製品や殺虫剤、農薬等の混入滞留が増加することは避けられない。

岐阜県岐阜市加納三笠町1-6
TEL 0582-71-0014

足羽川ダムをめぐる動き

足羽川ダム阻止全国地権者同盟
酒井興郎

昨今の動きは、下記の通りです。

1、近畿地建の動きは別掲の新聞記事以降報道は全くなく、美山町からもニュースは入りません。

2、福井県の財政難

9月10日の福井新聞の記事は福井市の財政の状況を集中的に報道している感がありました。その中の代表的なものを別掲します。

3、福井市の「第6次水道拡張事業」見直しに入る

11月2日、福井市企業局水道部に電話したところ、標題の事実を確認する。これは消息通の話と一致する。「見直しは下方修正」と電話に出た職員の言葉。福井市の人口の将来予測の見直し（下方修正）にも入っているとの話しあつた。

これで足羽川ダム建設目的の3本柱「洪水調節」「利水—福井市の水道」「工業用水」の一角が崩れたことになる。

3、工業用水

ダム審議委員会中にもらった県資料には「契約水量」と書いてあったが、11月2日福井県企業庁水道課に電話した時の話では、「責任水量」と全國的に言っていること。「契約水量」と「責任水量」に根本的に異なるが、このことを知ったのは今回が初めてである。

説明によると「責任水量」とは、「企業が1日のうちで最大に使う時間帯の1時間の水量の24倍の水量」というのである。

従って責任水量は、その企業が最高に使う1時間の水量の24倍、すなはち1日のということになる。これは、県（企業者）の必要経費から逆算して割り出した水量であり、更にこれに水単価をかけて1日の水代金が出てくる仕組みである。当然節水の配慮は全く無い。

遅かりし「契約水量」のまやかし性にダマシ続けていた県も県だが、ダマサレ続けてきた、わが組織も組織と悔やまれた一日であった。

福井県福井市文京1-29-13
TEL 0776-22-0181



神戸市で開かれたシンボルシムで応援を呼びかける「第十堰住民投票の会」のメンバー（立っている人）

検証・第十堰計画

流れのゆく末

住民投票の会

全国19団体と連携

「ネット」加盟

共同声明作成やシンポ

21日、署名開始日指す

藍住の住民も立ち上がる

第十堰住民投票の会

の会員が立っている人

豊田さんが「町議会は委員会で審議中だったのに、9月に促進決議を可決した。町民が反対している。議会が



約50人が参加し、熱気に包まれた「藍住町第十堰住民投票の会」の結成集会=藍住町福祉センターで

吉野川・第一堰の可動堰化計画を問う住民投票を目的とした署名活動を継続する第十堰住民投票の会

（姫野十堰住民投票の会）

（

第3種郵便物認可

'98.9.1. 朝日

最近の苦田ダムをめぐる私たちの行動

ストップ・ザ・苦田ダムの会
矢山有作

97年11月の第4回水源連全国総会以降の苦田ダム問題の経過につき報告する。

1. 苦田ダムの基本計画の変更

これまで2回の苦田ダム問題シンポジウムで明らかになってきた問題点につき、さらに議論を深めるため、引き続いてのシンポジウム開催。中国地建との交渉中の11月中旬、苦田ダム基本計画の変更案が中国地建より県に提出された。県知事に対しては、直ちに変更案に反対をすることを求める申し入れ、中国地建には変更案の撤回を求める要請を行ったが、変更案は、12月定例県議会において多数を持って同意議決がなされ、98年3月告示された。

新基本計画では、利用目的に、苦田ダム建設事業審議委員会の答申による発電とかんがいが加わると共に、工業用水の11,500立方m/日(57.5%)が削減された。また、事業費は現計画より590億円増の1,940億円、工期は2,004年度になった。当初の81年の基本計画では、事業費88億円、工期は1,989年度であったが、90年に事業費1,350億円、工期98年度とされていた。事業費は当初計画の2.2倍を越す。

2. 振興計画の意見交換

11月下旬には広野奥津町長と苦田ダム反対の阻止同盟ほか3団体との会談を持ち、苦田ダムと奥津町地域振興計画の実施について意見を交わした。

3. 団結餅つき大会

12月中旬頃、奥津町民センターにおいて團結餅つき大会を開催し、現地住民約30名と土地共有者等約100名の参加で、ダム関連事業が急速に進められるなか、連携を強化した。あくまでダム阻止のために力を尽くすこと、また、このことが公共事業の在り方を変える力になることを確認し合った。

4. 苦田ダム関連質問主意書提出

衆質139第4号、140第16号、参質139第2号の答弁書に基づき、12月苦田ダム建設事業にかかる質問主意書を提出、98年2月回答を受けた。

質問の内容は、(1) 審議委員会に提出された岡山大学環境理工学部作成の「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」について(2) 審議委員会の構成、運営、議事録の公開等について、(3) 苦田ダム建設事業にかかる予備調査について、(4) 完成後の苦田ダムの管理費用について等であったが、この中で苦田ダム実施計画調査は行われていないことが明確になった。

質問主意書の提出を再三に渡り実施したが、その答弁に基づき国会の場で論議が行われなければ、その効果は上げられないことを痛感している。

可動堰問題で知事

吉野川第十堰を取り壊し、可動堰をつくる建設費の計画の是非を問うたため、市民団体などが住民投票条例の制定に向けて準備を進めていたことについて、田藤寿穂知事は三十日の記者会見で、「住民の考え方を知る手法として否定はしないが、民意は建設事業審議委員会などすでに反映されている」と述べ、可動堰計画を妥当とした審議委の結論に理解を求めるなども、住民投票に懐疑的な考え方示した。

「民意建設審議委で反映」

田藤知事は、可動堰の賛成。

否を問う住民投票について

一般的で、理解するのは難しい。

審議委でも三年間、勉強。

問題連絡会を開き、計画の

賛否を問う住民投票条例の

内容の答申をしたのに

対し、市民団体などは可動

堰の必要性、環境に与える

影響、費用対効果など様々

な問題がまだ解決していないと反発。八月二十八日に

は、市民団体などが第十堰

を問う住民投票条例の

制定運動について協議して

いる。

審議委が計画を妥当とする

い。

吉野川第十堰を取り壊し、可動堰をつくる建設費の計画の是非を問うたため、市民団体などが住民投票条例の制定に向けて準備を進めていたことについて、田藤寿穂知事は三十日の記者会見で、「住民の考え方を知る手法として否定はしないが、民意は建設事業審議委員会などすでに反映されている」と述べ、可動堰計画を妥当とした審議委の結論に理解を求めるなども、住民投票に懐疑的な考え方示した。

否を問う住民投票について

一般的で、理解するのは難しい。

審議委でも三年間、勉強。

問題連絡会を開き、計画の

賛否を問う住民投票条例の

内容の答申をしたのに

対し、市民団体などは可動

堰の必要性、環境に与える

影響、費用対効果など様々

な問題がまだ解決していないと反発。八月二十八日に

は、市民団体などが第十堰

を問う住民投票条例の

制定運動について協議して

いる。

審議委が計画を妥当とする

い。

吉野川第十堰を取り壊し、可動堰をつくる建設費の計画の是非を問うたため、市民団体などが住民投票条例の制定に向けて準備を進めていたことについて、田藤寿穂知事は三十日の記者会見で、「住民の考え方を知る手法として否定はしないが、民意は建設事業審議委員会などすでに反映されている」と述べ、可動堰計画を妥当とした審議委の結論に理解を求めるなども、住民投票に懐疑的な考え方示した。

否を問う住民投票について

一般的で、理解するのは難しい。

審議委でも三年間、勉強。

問題連絡会を開き、計画の

賛否を問う住民投票条例の

内容の答申をしたのに

対し、市民団体などは可動

堰の必要性、環境に与える

影響、費用対効果など様々

な問題がまだ解決していないと反発。八月二十八日に

は、市民団体などが第十堰

を問う住民投票条例の

制定運動について協議して

いる。

審議委が計画を妥当とする

い。

吉野川第十堰を取り壊し、可動堰をつくる建設費の計画の是非を問うたため、市民団体などが住民投票条例の制定に向けて準備を進めていたことについて、田藤寿穂知事は三十日の記者会見で、「住民の考え方を知る手法として否定はしないが、民意は建設事業審議委員会などすでに反映されている」と述べ、可動堰計画を妥当とした審議委の結論に理解を求めるなども、住民投票に懐疑的な考え方示した。

否を問う住民投票について

一般的で、理解するのは難しい。

審議委でも三年間、勉強。

問題連絡会を開き、計画の

賛否を問う住民投票条例の

内容の答申をしたのに

対し、市民団体などは可動

堰の必要性、環境に与える

影響、費用対効果など様々

な問題がまだ解決していないと反発。八月二十八日に

は、市民団体などが第十堰

を問う住民投票条例の

制定運動について協議して

いる。

審議委が計画を妥当とする

い。

吉野川第十堰を取り壊し、可動堰をつくる建設費の計画の是非を問うたため、市民団体などが住民投票条例の制定に向けて準備を進めていたことについて、田藤寿穂知事は三十日の記者会見で、「住民の考え方を知る手法として否定はしないが、民意は建設事業審議委員会などすでに反映されている」と述べ、可動堰計画を妥当とした審議委の結論に理解を求めるなども、住民投票に懐疑的な考え方示した。

否を問う住民投票について

一般的で、理解するのは難しい。

審議委でも三年間、勉強。

問題連絡会を開き、計画の

賛否を問う住民投票条例の

内容の答申をしたのに

対し、市民団体などは可動

堰の必要性、環境に与える

影響、費用対効果など様々

な問題がまだ解決していないと反発。八月二十八日に

は、市民団体などが第十堰

を問う住民投票条例の

制定運動について協議して

いる。

審議委が計画を妥当とする

い。

吉野川第十堰を取り壊し、可動堰をつくる建設費の計画の是非を問うたため、市民団体などが住民投票条例の制定に向けて準備を進めていたことについて、田藤寿穂知事は三十日の記者会見で、「住民の考え方を知る手法として否定はしないが、民意は建設事業審議委員会などすでに反映されている」と述べ、可動堰計画を妥当とした審議委の結論に理解を求めるなども、住民投票に懐疑的な考え方示した。

否を問う住民投票について

一般的で、理解するのは難しい。

審議委でも三年間、勉強。

問題連絡会を開き、計画の

賛否を問う住民投票条例の

内容の答申をしたのに

対し、市民団体などは可動

堰の必要性、環境に与える

影響、費用対効果など様々

な問題がまだ解決していないと反発。八月二十八日に

は、市民団体などが第十堰

を問う住民投票条例の

制定運動について協議して

いる。

審議委が計画を妥当とする

い。

吉野川第十堰を取り壊し、可動堰をつくる建設費の計画の是非を問うたため、市民団体などが住民投票条例の制定に向けて準備を進めていたことについて、田藤寿穂知事は三十日の記者会見で、「住民の考え方を知る手法として否定はしないが、民意は建設事業審議委員会などすでに反映されている」と述べ、可動堰計画を妥当とした審議委の結論に理解を求めるなども、住民投票に懐疑的な考え方示した。

否を問う住民投票について

一般的で、理解するのは難しい。

審議委でも三年間、勉強。

問題連絡会を開き、計画の

賛否を問う住民投票条例の

内容の答申をしたのに

対し、市民団体などは可動

堰の必要性、環境に与える

影響、費用対効果など様々

な問題がまだ解決していないと反発。八月二十八日に

は、市民団体などが第十堰

を問う住民投票条例の

制定運動について協議して

いる。

審議委が計画を妥当とする

い。

吉野川第十堰を取り壊し、可動堰をつくる建設費の計画の是非を問うたため、市民団体などが住民投票条例の制定に向けて準備を進めていたことについて、田藤寿穂知事は三十日の記者会見で、「住民の考え方を知る手法として否定はしないが、民意は建設事業審議委員会などすでに反映されている」と述べ、可動堰計画を妥当とした審議委の結論に理解を求めるなども、住民投票に

5. 団結の碑撤去

98年2月4日朝、苦田ダム建設阻止のシンボル「團結の碑」が撤去された。前日、撤去の動きを察知した阻止同盟会員の通報があり、直ちに、稻田苦田ダム工事事務所長、広野奥津町長宛に阻止同盟員の名で、内容証明つきで撤去中止の申入書を送付したが、その送達前に撤去は強行された。撤去後、苦田ダム阻止関係団体で、苦田ダム工事事務所に出向き、中国地建井上局長宛の抗議文を手渡し厳しく抗議をした。その後、訴訟で現状回復を求めるにも検討したが、実行はできなかった。

6. 苦田ダム問題第3回シンポジウム開催

5月16日、ようやく第3回苦田ダム問題シンポジウム開催にこぎつけた。(1)吉井川の治水計画(2)苦田ダム以外の代替案の可能性(3)河川法改正のポイントの3点にわたり論議した。パネラーは実行委員会側は、嶋津、霜田の両氏、建設側は中国地建河川計画課長の池田、苦田ダム工事事務所長の五十嵐の両氏。この第3回のシンポジウムで、苦田ダムは治水上不必要なことが、ますます明らかになってきた。更にシンポジウムを開催し、苦田ダム阻止につなげてゆく決意を新たにし、交渉をはじめているが、中国地建の対応はきわめて消極的である。

今回のシンポジウムには、徳山ダムの近藤、川辺川ダムの原、足羽川ダムの酒井、細川内ダムの森口、長良川河口堰の村瀬の各氏と、水源連事務局の遠藤氏の参加を得ることができた。シンポジウム終了後、遠藤氏を中心に水源連の今後の運動などについて意見交換を行い、翌17日は苦田ダム現地に出向いて、ダム建設に向けて工事の進む現況を視察した。

7. 吉井川の環境を考える集い

5月下旬、「吉井川の環境を考える集い」が、私どもも参加している「吉井川ウォッキング実行委員会」の呼びかけで開催され、吉井川流域の産廃問題に取り組んでいる団体、吉井川を放射能から守る会（吉井川源流域に動燃の人形峠事業所がある）、吉井川の自然と環境を守る課題につき連携していくことが話し合われた。これを契機に、ゆくゆくは改正河川法による河川整備基本計画や、河川整備計画策定に対応できる、流域住民の組織を作りたいと考えている。

8. 苦田ダムの治水問題学習会

これまで3回にわたる苦田ダム問題シンポジウムの総括会議のなかで、治水問題について、運動体の側が、もっと理解を深める必要があるので、学習会をという強い要望を受けて、9月5日わざわざ嶋津氏にご来岡を願い、苦田ダムと治水の学習会を開催した。

9. 苦田ダム闘争訴訟

第一審は敗れたが、その判決で示されている「ダム建設に要する費用の膨大性、その影響の大規模性、建設立案以来約40年を経た時代の変化、趨勢等に照らし、今後も継続的によりよい施策判断のために更なる調査、客観資料の開示、建設的提言

の収集、議論、検討、見直し等の努力がなされることが期待される」との見解を足場に、控訴審において苦田ダムが、ムダな公共事業そのものであることを裁判の場で明らかにするため、嶋津氏、霜田氏、生越氏の協力を得て、資料の開示を求め、意見書や、陳述書の提出などに全力をあげて取り組んでいる。

10. 共有地に対する原所有者の返還要求

苦田ダム阻止運動の思いもかけぬ出来事は、ダム水没地内の共有地5カ所の内の3カ所の共有地の原所有者から、関係の共有者宛に返還を求める文書が、9月30日付けで郵送されたことである。当該文書中に苦田ダム土地共有化運動の申し合わせが、返還を求める根拠として述べられているが、これは、苦田ダム問題がすべて決着をみた時のことであり、このことは、返還を求める者が阻止同盟の委員長であり幹部であり、承知し尽くしていることである。しかし、放置しておいては、共有者の皆様の中に混乱が起こることも考えられたので、直ちに関係団体の代表者連名で、事の概要を述べ、土地共有運動へのご協力をお願いする葉書を発送した。

この返還要求の動きは、97年4月9日表面化した。同日、ストップ・ザ・苦田ダムの会の代表矢山に対し、池上元阻止同盟委員長、堀内同事務局長、妹尾同会計の三氏より申し入れがあり、矢山から、その要求には応じられない旨を繰々説明し、納得を得ていたものと考えられていたが、その後もダム阻止の他団体への働きかけもあったようである。

この背景には、ダム本体工事のための仮排水路工事がすでに始まり、今年度末には完成、本体工事発注というスケジュールのために、水没地域内の地権者の排除を急ぐ建設省の策動があるものと思われる。

11. 今後の方針

- (1) 苦田ダム問題シンポジウムの継続開催。
- (2) 台風10号による大災害と吉井川水系、旭川水系の既存ダムとの関連を明確にする。
- (3) 苦田ダムによる都市用水40万立方m/日のうち、引き受け手のない12万立方m/日余分の広域水道企業団への県費支出につき監査請求、訴訟を検討し実施する。
- (4) 吉井川水系流域住民の会を作る。
ことなどを考えている。

=徳島県木頭村・細川内ダム=

委員の構成が重要

木頭村役場 ダム対策室

【一年間の動き】

1997年8月6日

村長と知事との会談でダム等審議委員会設置で基本的合意に達した。委員の半数は村から選ぶことなど人選については今後に協議することに。

8月26日

建設省は、平成10年度予算の概算要求で細川内ダムの予算をゼロとし、「一時休止」と発表した。これに代わって、那賀川総合整備事業の実施計画調査費4,000万円を新たに要求することになった

9月18日

9月定例会開会後の会見で村長は、年内の審議委員会設置に向け11月までに村側の人選をまとめたいと表明した。

9月29日

知事選挙で再選された円藤知事は、「年内にも設置される見込みの審議委員会で那賀川の治水・利水・環境など総合的な審議を行う」と改めて話した。

10月21日

県側と審議委員会設置に伴う委員の人選について意見を交わした。委員の人数を15人程度にすることで大筋の合意をし、11月中にも知事とのトップ会談を開き具体的な人選に入ることになった。

11月17日

19日予定されていた知事との会談が延期となった。理由は、行政委員の人選で違いがあり、調整が必要になったことなど。

11月20日

知事は、ダム審議委員会の委員構成は中流・下流域の代表（首長）抜きでは考えられないという考え方を示した。

12月19日

県側と審議委員会の人選について話し合った。村長は、流域の首長に代えて水問題に詳しいNGOなどから委員を選んではどうかと提案した。県側はこれまで通り流域の首長が適当と考え、知事に報告し慎重に協議するとした。

12月20日

政府は98年度大蔵原案を内示した。建設省の事業名から「細川内ダム」の名は消え、那賀川の治水・利水を環境対策総合的に検討する那賀川総合整備事業調査費とし

て4,000万円が計上された。これはダム審議委員会の運営費にも充てられる。

12月22日

本年度末で閉鎖されることになった細川内ダム工事事務所に代わり、那賀川工事事務所の設置が決定した。那賀川流域全体の調査・管理が一本化されることになった。

12月26日

知事は記者会見で、ダム審議委員会の人選について村長が示した妥協案に対し、現時点では受け入れがたいと見解を表明した。

1998年3月16日

木頭村議会ダム建設阻止対策特別委員会は、ダム審議委員会の人選について「現段階では中・下流域からはメンバーに加えないとうい村の姿勢は崩すべきでない」との意見が出た。また、委員会から村長には、衣替えするダム工事事務所の人員や体制、新河川法との関連の確認や知事との対話を求めた。

3月30日

県知事は、定例の記者会見で、ダム審議委員会の委員の枠組みについては譲歩しないと強調した。

4月5日

細川内ダム建設反対県連絡会の総会が木頭村文化会館で行われた。この中で村長は、ダム事業審議委員会の委員の人選について、「知事の案は受け入れられない」と話した。

4月8日

四国地方建設局は98年度予算と事業計画を発表した。細川内ダムの予算はゼロとなり、那賀川総合整備事業の実施計画調査費4,000万円が認められた。

4月9日

阿南市見能林町にあった「細川内ダム工事事務所」を閉所した。最後の所長となつた松本所長は「地元住民の声を尊重せずに事業を進めることはできない」という結果は、今後の反省材料にしなければならない。村長は、「事務所の廃止は大臣の決定で当然。審議委員会への参加は他の約束も守られるか見極めて判断する」。阿南の野村市長は「事業の後退ではない」。県の河川課長は「廃止は審議委員会を開くための条件。那賀川の治水・利水に細川内ダムが優位な選択肢であることに変わりはない」とそれぞれ話した。

4月10日

細川内ダム工事事務所に代わって「那賀川工事事務所」が業務を開始した。審議委員会発足後の事務局になる予定。

7月16日

木頭村議会ダム建設阻止対策特別委員会は、ダム審議委員会に対しては慎重な意見が相次いだ。また住民の意見が反映されていない第十堰審議委員会の経過を検証することにした。

8月3日

知事は定例の記者会見で、ダム審議委員会が基本的合意から1年を経過して進展がないことに「大変残念に思う。県としては最大限の譲歩してきた」と話し、委員構成にもこれ以上の譲歩はせず、村長からの正式な回答を待つしかないとの認識を示した。

8月19日

「ダム・堰にみんなの意見を反映させる県民の会」は、「第十堰審議委員会とは何だったのか」をテーマに懇談会を開催した。第十堰審議委員会の委員であった浅居氏が講演を行い、「判断のための材料は十分吟味しておらず、議論は全くされていない。知事が委員を選ぶという構造的欠陥と、委員一人一人の能力に限界がある」ことを強調した。

8月28日

全国でダム事業の見直しを進めている建設省は、今年も細川内ダムを「一時休止」扱いとして、来年度予算の概算要求に盛り込まないことにしたが、細川内ダム審議委員会開催費を含む那賀川総合整備事業に4,000万円が要求されることとなった。

10月6日

県議会の質問に知事は、「これ以上の譲歩はできない。村長の前向きな判断を得て早期に委員会を設置したい」と答えた。

以上のように、ダム事業審議委員会設置については、納得できる委員構成でないと参加できない木頭村と、那賀川流域の首長を委員に加えたい県と間に隔たりがあり、第十堰審議委員会を見る限り審議委員会の委員構成が重要だと考えている。

連絡先

771-6495

徳島県那賀郡木頭村大字出原字マエダ

木頭村役場 ダム対策室

TEL 08846-8-2311 FAX 08846-8-2690

川辺川ダム問題の経過

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会

●川辺川ダム問題ヒヤリング、超党派国會議員により霞ヶ関で開催！

超党派の国會議員でつくる「公共事業チェックを実現する議員の会」主催による関係省庁と川辺川ダム見直しNGOとの話し合いが1月28日と3月26日に、東京・永田町の衆議院議員会館で行われました。初代環境庁長官の大石武一さんも、「清流川辺川を守る東京の会」の会長として参加されました。

1) 第1ラウンド (1/28)

人吉からは「手渡す会」事務局長の重松さんが上京し、市民側から14名、国會議員が9名、行政側からは建設省・農水省・大蔵省・環境庁の川辺川ダム担当者が計8名参加しました。市民側が事前に提出していた「すでに計画当初予定建設費を上回る1300億円を投入しているが、総事業費はいくらか」「利水事業は係争中でも事業を進めるのか」などの質問に、納得できる回答は得られずじまい。中でも、建設省が総事業費について明確な数字を示さないまま予算を計上している点について、批判が集中しました。

2) 第2ラウンド (3/26)

人吉からは「手渡す会」事務局長の重松さん、原さん、利水訴訟原告団長の梅山さん漁師の吉村さんが上京しました。市民側から15名、国會議員が4名、行政側から6名が参加しました。

今回は、地元からの実情報告、問題提起が全体を圧倒しました。まずは梅山さんが農水省のむちゃくちゃな利水事業の進め方を告発。次に原さんが「受益者」であるはずの人吉市民がダムはいらぬと署名がどんどん集まる事を報告。重松さんは昭和40年の市房ダム放流による水害の被害を説明。吉村さんは行政側の強引な事業の進め方を告発。

松本先生は一目瞭然な図面によるダム付近の地質学上からの危険性を告発。これら全てが今後、建設省にとってボディーブローとなって効いてくるはずです。

●2度のヒヤリングの間隙をつき、川辺川ダム基本計画変更で総事業費2650億円に

建設省は、2度のヒヤリングの間隙をぬう形で、川辺川ダムの基本計画を変更するために特定多目的ダム法に基づき熊本県知事に意見を求め、3月県議会において審議されました。建設省による変更内容は、1) かんがい対象面積を20%縮小する2) ダムの総事業費を2.3倍増やす3) 工期を平成20年まで8年間延長する、の3点です。

ダムの目的や規模は見直しもなされず、また、この財政難の中、総事業費2650億円のうち熊本県の負担金も580億円（県民1人あたりなんと3万4000円！）にのぼることから、県議会開催日の3月3日に慎重審議を求める要請を、県議会各会派に行いました。また、3月13日にはダム見直しの各住民団体から「慎重審議」や「ダム建設中止」を求める10件の請願が提出されました。

結果的には、10件の請願は全て不採択になりましたが、県議会の各会派や全議員に川辺川ダム問題を働きかける初めての機会となりました。また、建設省は、4月9日には来年度

後半を目途に本体着工をすると記者発表を行いました。

●川辺川ダム基本計画に3850人が異議申立て！

建設省は6月9日、川辺川ダムの基本計画変更を官報に告示しました。ダム建設の目的や規模の見直しはなされぬまま、当初350億円だった総事業費も2650億円にはね上がることから、「計画変更は不当」として行政不服審査法に基づき建設大臣に異議申し立てを行いました。

異議申立ての理由は「建設目的の喪失」「巨額の税金の無駄遣い」「球磨川本流にある市房ダムとの同時放流の危険性がある」「基本計画変更の元となったダム事業審議委員会答申が、多数の推進派により一方的に審議された」「自然環境や観光に与えるダメージ」など70通り以上に達しています。

その中でも、水没予定地区3人を含む42人の五木村民が異議申し立てを行ったことは、五木村民の意思が形として現れた、極めて注目すべき事実です。「五木村民に犠牲を強いいるダム建設の推進は許せない」「国は五木村民のさまざまな被害・犠牲を認め、十分な生活再建策を講じよ」「ダム建設の目的はなくなり、これでは五木村民は大死にではないか」などと彼らは訴えています。

異議を申し立てた住民は、球磨川・川辺川流域から全国まで広範囲にわたり、現在事務局が把握している分だけでも3850人に達しています。

●川辺川利水裁判

川辺川にダムを造り、そこから水を引こうとする「川辺川利水事業」が、今、大問題なのです。関係する4000人の農家のうち、2000人以上が「水は要らぬ」と、裁判を起こしているのです。この裁判は、利水事業の同意を農家から取り付けるとき、「うその説明」や「偽りの説明」で、行政側が農家から署名捺印をとって回ったことが、今、大問題になっているのです。

「本日、川辺川土地改良事業の根拠が音を立てて崩れました」国宗弁護士の感慨深い意見陳述が法廷に響き渡ると、傍聴に駆けつけた多くの人が目を潤ませました。6月19日、熊本地方裁判所で開かれた川辺川利水裁判の第7回公判では、原告農民と弁護士、支援団体が一体となって進めてきた、対象農民への同意調書の聞き取り調査の結果が報告されました。それによると、例えば用水事業では農水省側が「事業に同意した」とする3913人に対し、不同意者が1714人となるなど、農水大臣の「3分の2以上の同意」という虚構は完全に崩れ去ったのです。

その後、10月には「76人の死者から、行政側は同意をとった」との事実なども新聞各紙で大きく報道されました。

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会
会長 池井良暢

事務局 熊本県人吉市北泉田町214番地
TEL・FAX0966-22-3917

川辺川を守る県民の会から

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

96年8月に発足しました。正式名称を「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」といいます。全国的な活動にしたいとの思いから、知名度の高い、五木村の名称をお借りしました。川辺川ダム事業の根底からの見直しを求めて主に熊本市を中心に活動しています。地元人吉の手渡す会の主要メンバーに運営委員になつていただいて、連携しながら動いています。現在の会員数は約300名です。

川辺川をめぐる主要な動きに関しては、手渡す会の報告と重複しますので、できるだけ重ならない範囲で、会の活動を側面からご紹介します。

●ここ一年の活動

昨年11から年末にかけては、「森と自然を守る全国集会」への参加、新潟大学の鷲見一夫先生を招いての講演会主催、利水裁判調査表集めへの参加と、忙しく活動しました。今年最初のトピックとしては何といっても「公共事業チェックを実現する議員の会川辺川ダム問題ヒアリングの開催でしょう。じつは、このきっかけは昨年の忘年会の場にありました。

席上、建設省の川辺川ダム事業予算計上に一言ものを言いにいこうというあるメンバーの発言をきっかけとして翌日、臨時運営委員会を招集。この時の鷲見先生への電話がきっかけとなって公共事業をチェックする議員の会の2回にわたる川辺川ダム問題ヒアリングへつながっていったわけです。

この後は、第一回目のヒアリング（水源連の遠藤さんにも同席頂きました）の席上、川辺川ダム事業の計画変更があきらかとなり、県議会への請願、第2回目のヒアリング、そして異議申し立てと今年度前半の主たる活動の流れが続きました。

5月のリバーミーティングの共催、6月の総会、そして8月の川辺川現地調査への参加（原告団主催）は、恒例のイベントとなりました。また九州農政局の不透明な事業見直しへの疑問を継続的に緊急シンポジウムは、原告団、川辺川利水裁判を支援する会との共催という初めての試みとなりました。

この間、異議申し立て作業の次の段階として建設省への口頭意見陳述の申し立て作業を進めて今にいたっています。特にシンポジウム等の計画がない間は、毎月第1火曜日の定例会と第2火曜日の勉強会が会の活動のペースメーカーです。

今年度の活動成果として特筆すべき点は、東京の会と福岡の会の発足です。各地域のみなさんが、それぞれ活動グループを組織されたことは熊本の我々にとって大きな励みです。また首都圏での活動でマスコミへの川辺川ダム問題の露出度も確実

に増えました。朝日新聞と日経新聞の社説で取り上げられたことは、今までの地元人吉のダム見直し活動と共に、そこから派生してきた活動全体の大きな成果といえると思います。吉野川第十堰問題と共に川辺川ダム問題が全国区になりつつあるのではないでしょうか。

●今後の活動

今後もコンスタントに定例会と勉強会を続けながら活動していきたいと考えています。先日の定例会で今年度後半の活動計画を検討しました。最近やっているなかった地元での講演会も春頃に計画しています。また手渡す会、福岡、東京の会、そして美しい球磨川を守る市民の会（八代市）等関連グループを始め全国のダム見直し活動との連携を更に深め、川辺川ダム事業の根底からの見直しという会の目的を一步進めて行きたいと考えています。今後ともご支援のほどよろしくお願ひいたします。

●連絡先

- ◆子守り唄の里・五木を育む清流川辺川を守る福岡の会
事務局 上野さん 040-987-8583 高木さん 080-296-0554
- ◆子守り唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会
事務局 〒106-0045 東京都港区麻布十番1-3-11今井ビル301号
Tel.03-3589-2508 Fax.03-3589-6189 E-mail : kawabegawa@aol.com
- ◆子守り唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会
事務局 〒862-0911 熊本市健軍2丁目25-61-201
TEL/FAX : 096-365-3836 E-mail : kawamoto@aminet.or.jp
- ◆川辺川メーリングリスト:kawabegawa@cup.com
- ◆県民の会ホームページ <http://kawabe.technologic.co.jp/>
- ◆週刊川辺川 <http://www.aminet.or.jp/~kawamoto/kawabe/>
- ◆郵便振替：01940-8-13454（年会費2000円）

問われる透明性・客観性

公共事業の再評価

平成10年(1998年)10月28日 水曜日

販売

公共事業の見直しは「再評価システム（時のアセスメント）」に基づき本年度から始まつた。財政難や公共事業批判など経済・社会情勢の変化を踏まえ、事業の廃止や休止を含めて再評価するという。九州農政局は既設の事業管理委員会（局内の各部長らで構成）が審議。諮問機関として学識者四人からなる第三者委員会を設置した。川辺川利水事業について、「委員会での審議概要を説明

川辺川土地改良事業（利水事業など長期化した公共事業の再評価）が、各省庁で進められている。しかし、農水省は再評価過程をすべて非公開としているほか、公共事業関連六省庁の間で公開度にばらつきが出ている。公共事業における透明性、客観性とは何か。その在り方がありため問われている。

（社会部・小野由起子）

結論の取りまとめに入っている。しかし、計画に異議を唱えていた農家の意見聴取の場は全くない。さらに、二つの委員会とも会合は非公開の上、結果が出るまでは議事録の公表もしないといふ。



9月に熊本市で開かれた川辺川利水事業シンポジウムでは再評価システムへの批判が相次いだ

会設置の趣旨からも、審議過程がわかる形にした。議事録の公開は透明性を確保する意味からも重要なことだ。この議事録がわかる形にした。議事録を公表している。

あんぐる
98
アンダル

渡辺企画課長は「委員会設置の趣旨からも、審議過程がわかる形にした。議事録を公表している」と話している。

渡辺企画課長は「委員会設置の趣旨からも、審議過程がわかる形にした。議事録を公表している」と話している。

立教大法学部の新藤宗幸教授は「手続きの透明性、客観性確保は審議の公開が大前提。その過程でさまざまな意見を述べる場所を設け、審議に反映させなければならない。一方、九州地方建設局は、再評価の意味はない。磨都相良村では住民不在の先月二十一日、第三者委員会に当たる事業評価監視委員会を設置した。会合そのものは「委員が自由に発言するのだと」指摘。スなどのように事業主体から独立した機関が行うべきものだ」と指摘。

熊日 H10,10,18

10/8

川辺川など
問題点議論

東京

でシンボシウム

東京

川辺川利水訴訟の原告側

代理人・森德和弁護士は同

訴訟の経緯を説明、原告団

の代表ら七人とともに「ダ

ムの目的は失われている。

本当に造る必要があるのか

疑問だ」と訴えた。

また、五十嵐敬吾法政大

教授は講演で「地方自治体

が巨額の公債償還にあい

でいる」、「無駄な公共事業

を止めなければ二十一世紀

の未来はない」などと指摘

した。

市住民の立場から考えよう

と、「子守唄の里・五木を

育む清流川辺川を守る東京

の会」「吉野川東京の会」

が主催。県内からの参加者

も含む約百五十人が出席し

た。

カヌーストの野田知祐

氏が「川を壊しているのは

誰か?」と題して問題提起

した後、「徳島・吉野川シ

ンボジウム」の姫野雅義代

表が吉野川第十堰改築がは

らも問題と、住民投票条例

の制定を目指した活動状況

を報告した。

「ダム事業見直しを」
熊日

川辺川

でシンボシウム

東京

川辺川利水訴訟の原告側

代理人・森德和弁護士は同

訴訟の経緯を説明、原告団

の代表ら七人とともに「ダ

ムの目的は失われている。

本当に造る必要があるのか

疑問だ」と訴えた。

また、五十嵐敬吾法政大

教授は講演で「地方自治体

が巨額の公債償還にあい

でいる」、「無駄な公共事業

を止めなければ二十一世紀

の未来はない」などと指摘

した。

市住民の立場から考えよう

と、「子守唄の里・五木を

育む清流川辺川を守る東京

の会」「吉野川東京の会」

が主催。県内からの参加者

も含む約百五十人が出席し

た。

カヌーストの野田知祐

氏が「川を壊しているのは

誰か?」と題して問題提起

した後、「徳島・吉野川シ

ンボジウム」の姫野雅義代

表が吉野川第十堰改築がは

らも問題と、住民投票条例

の制定を目指した活動状況

を報告した。

朝日 '98,10,26

福岡でNPO発足

川辺川ダム建設に反対

地元の球磨川漁協組合員の

吉村勝徳さん(50)が「三十

余年も前の建設計画が見直

されもせず、建設の目的だ

けがころころ変わった。まる

でじり押しだ」と訴えた。

会場では、川辺川でされた

アユ三百匹を炭焼きにして

販売した。

地ツアーセミナーを企画するなどして、都市部の若者たちにも反対運動の輪を広げたいといふ。発足したのは「子守唄の里・五木を育む川辺川を守る福岡の会」。熊本市に本拠のある「川辺川を守る県民の会」に所属する福岡在住の会員が核となり、今夏から福岡市などで勉強会を開いている。首都圏では「東京の会」が、政治家への働きかけなどを展開中だ。

この日のイベントでは、

川辺川

ダム「必ずしも安全でない」

川辺川ダム

「必ずしも安全でない」

民間研究機関が調査報告

川辺川

ダム

「必ずしも安全でない」

川辺川

ダム

「必ずしも安全でない」